第２部

序章　占領下の対外経済関係

第１節　占領軍による対外取引の管理

1　占領初期の指令

昭和20(1945)年９月22日に，アメリカ政府は，日本の非軍事化，平和的・民主主義的政府の樹立を２大目的とする包括的な対日政策「降伏後における初期の対日方針」を発表した．この文書で，対外関係については，在外資産の引渡し，略奪財産の返還，平和的経済の維持と占領軍の補給に必要とされる以外の物資・資本設備・施設の引渡し，対外貿易・金融関係の占領軍による管理，外国企業に対する機会均等が示された．

この方針にもとづき，対外貿易・金融関係は，日本が国際経済への復帰を許されるまで，占領軍の厳重な管理のもとに置かれることになった．

昭和20年９月から10月にかけて，以下のような具体的な指令が次々に発せられた．

- ○昭和20年９月22日「金，銀，有価証券及び金融証書等の輸出入統制」(SCAPIN　44)：司令部の承認を受けない，貴金属・外国通貨・外国証券等の輸出入の禁止．
- ○昭和20年９月22日「金融取引の統制」(SCAPIN　45)：司令部の許可を受けない，貴金属，日本国内在住者の在外財産，外国居住者の国内財産，外国為替の取引の禁止．
- ○昭和20年９月22日「指令第三号」(SCAPIN　47)第７項：司令部の許可を受けない輸出入の禁止．
- ○昭和20年10月６日「外国為替資産及び関連事項の報告」(SCAPIN

96)：日本国内の金融機関が所有する貴金属・外国通貨・外国為替証書等の日本政府による分離保管.

○昭和20年10月30日「日本在住者の外国商社との取引」(SCAPIN 211)：司令部および日本政府の許可のない，外国商社との金融・商業取引の禁止.

2　全面的管理貿易の開始

上記の対外取引管理の諸指令は，対外取引の権限をGHQ/SCAP(連合国軍最高司令官総司令部)に集中し，日本の自主的な対外取引を禁止することが目的であった．連合国は日本に対して一切の対外取引を禁止し，経済封鎖状態に置くことを意図していたわけではなかった．ポツダム宣言は，日本が平和的経済を維持するため，および，連合国の賠償取立てを可能にするために，産業を維持することを認め，そうした産業の維持に必要な物資の輸入と，その支払に必要な輸出を許容していたのである(第11項).

「初期の対日方針」よりも詳細にアメリカの対日政策を述べた米国統合参謀本部の連合国軍最高司令官宛命令「日本占領及び管理のための連合国最高司令官に対する初期の基本的指令」(JCS 1380-15，1945年11月3日)は，対外経済取引の管理について以下の原則を指示した.

①　日本経済を維持するために最低限必要な物資は，輸出を認められない.

②　賠償方針が決定するまでは，工場・設備の輸出は禁止される.

③　平和的な日本経済を維持するために必要な輸入と，その対価を支払うための輸出は許可される.

④　輸出品の受取人が，バーターでの貿易取引，または，外国為替による支払を承諾する場合以外は，輸出は認められない.

⑤　輸出によって得られた対価は連合国最高司令官が管理する.

⑥　日本在住の個人，企業，団体の対外資産の取得は一切認められない.

このように，対外取引の範囲は，賠償や返還の規模，残存が許容される平和的産業の範囲などの条件に規定されていたので，これらの問題が未決着のままでは，事実上，本格的な貿易の再開は望みえなかった.

とはいえ，そうした諸問題の決着まで貿易を停止しておくことも不可能であった．生活必需物資の確保のための緊急輸入について，日本政府から要請が出され(昭和20年9月17日)，また，GHQ/SCAPの側にも，朝鮮の必需物資の一部を日本から調達しなければならないなどの事情も生じた.

昭和20年10月9日，GHQ/SCAPは，「必需物資の輸入に関する覚書」(SCAPIN 110)を発し，輸入許可の条件として，国民生活の最低限度を維持するために必要な物資であること，輸入品の支払に充当するため輸出品の提供によりクレジットを設定すること，輸入物資の受領・分配のための責任ある機関を設置すること，を指示した.

この指示にもとづき，同年12月14日に，商工省の外局として貿易庁が設置され，GHQ/SCAPは，昭和21年4月3日に貿易庁を日本政府の貿易専管機関として承認した(「貿易庁に関する覚書」(SCAPIN 854))．GHQ/SCAPは，国内物資について，政府による配給と統制の維持を目指していたので，貿易についても，政府による一元的な管理を求めた．この指令によって，貿易は，GHQ/SCAPの指揮管理のもとに，もっぱら貿易庁が行い，それ以外の者はGHQ/SCAPの特別の許可がないかぎり，貿易を行うことができないという「全面的管理貿易」の体制が成立した(「貿易等臨時措置令」昭和21年6月20日公布により法制化された)．貿易品の受け渡し，管理，輸送等の実務は，当初は，貿易庁から指定された代行機関(商社など)が担当していたが，GHQ/SCAPの指示により，同年7月1日以降は，貿易公団法(1947年4月15日公布法律第58号)にもとづいて設置された四つの貿易公団(鉱工品貿易公団，繊維貿易公団，食糧貿易公団，原材料貿易公団)が担当することになった.

3　貿易資金の設置と管理

貿易資金は，「貿易資金の設置に関する法律」(昭和20年12月22日法律第53号)による設置が定められ，昭和21年3月25日に貿易資金特別勘定が設置された．貿易資金の受払事務は，3月25日から日本銀行において開始された．その後，「貿易資金特別会計法」(昭和21年11月13日公布)にもとづいて，11月23日に貿易資金特別会計が設置され，貿易資金は一般会計とは区別されることになった.

外貨はGHQ/SCAPにより全面的に管理された．貿易資金特別会計の役割は，貿易庁が輸出品の供給者に対価を円貨で支払い，輸入品の対価を購入者から円貨を受け取るという，円貨金の受払いに限定された．貿易によって得られた外貨は，GHQ/SCAPの特別勘定(ワシントンの陸軍省日本貿易勘定)において受払いがなされた．すなわち，日本政府の円貨の貿易資金と，GHQ/SCAPの外貨勘定とは切断されていたのである．為替相場は設定されておらず，輸出入品の価格は国内公定価格に準拠して定められた．

貿易資金は，大幅な輸入超過にもかかわらず，円資金の不足と膨大な欠損が生じた．その最大の原因は，貿易庁への輸出品の売却価格，貿易庁からの輸入品の買取価格が，国内公定価格にもとづいて決定されたために，公定価格の不均衡が貿易資金不足という形で現れたことにあった．公定価格体系は，生産復興と国民生活の維持の観点から，原料・食糧などは低く，工業製品は高く設定されていた．国内の生産者が，低価格に抑えられていた物資を国内で売却する際には，価格差補給金など財政資金による補塡が行われていた．政府が，輸入品を安価な統制価格で民間に売り渡すことを通じて，貿易資金は価格調整資金の交付と同様の役割を果たした．逆に，輸出品については，輸出量を確保する必要から，高い価格が設定されており，この場合も実質的に，価格調整金が生じていた．

多額の欠損が生じたその他の原因としては，本来，輸入物資価格に含まれるべき輸入諸掛を，貿易資金が負担していたこと，輸出代金の支払と輸入代金の受入れとに時間的な差が存在したこと(輸入代金の受入れの方が遅かった)，政府管理貿易であったために輸出入物資の在庫を貿易資金が負担しなければならなかったこと，などがあげられる．

貿易資金は，昭和21年3月25日に設置されたときには，為替交易調整特別会計の昭和19年度余剰金から繰り入れた5000万円の資金で発足したが，昭和21年6，7月の受払予想で4億7000万円の資金不足が予測されたため，大蔵省は5億円以内の日本銀行一時借入をGHQ/SCAPに申請し，7月10日にその許可を得た．[1)]

巨額の資金不足に対処するために，日銀借入は昭和21年3月末には14億円に達した．昭和22年度には，一般会計繰入9億5000万円によって貿易資金は10億

円に増額された．しかし，それだけでは，大幅な円貨の支払超過に到底対応できず，「貿易資金特別会計法」を改正して(昭和22年12月13日法律第179号)，借入限度を50億円(貿易資金特別会計法第2条で規定された)から，100億円に拡大し，それと同時に，日本銀行，預金部からの借入れのほかに，融通証券を発行して資金を調達する道を新たに設けた．[2)] その後，貿易資金特別会計の借入限度は，昭和23年6月に150億円に，同年11月には250億円に拡大された．[3)] また日銀からの同特別会計の一時借入金残高は，昭和21年度末14億円，22年度末66億円，23年度末250億円にのぼった．[4)]

しかし，以上は外貨勘定と切り離された円資金だけの範囲であり，輸入超過による外貨債務を計算に入れた貿易資金の損益計算ではない．輸入物資の外貨額，輸出物資売却の外貨代金について，GHQ/SCAPは，公式には日本政府に通報していなかったので，貿易資金の損益計算を正確に行うことは不可能であった．

貿易庁の試算は，昭和21年度について，GHQ/SCAPから非公式に得た昭和21年度末に2億2500万ドルの外貨支払超過という情報をもとに，1ドル＝50円の軍用為替レートで計算し，輸入諸掛を加えて37億3057万円の貿易資金の欠損が生じていると見積もった．[5)] 貿易庁の資料は，「支払超過額を弗で返済する為には，今後輸出に頼る外なく，他方輸出物資の値上がりを考慮する時は三十七億円程度の補塡では極めて不十分で，尠くともその三倍乃至五倍の繰入れを必要とせねばならぬが，虞らく一般会計としては到底その負担に堪えられないであろう」と述べていた．[6)]

こうした事態を，大蔵省，貿易庁が，手を拱いて見ていたわけではなかった．貿易庁は，昭和21年9月1日に「貿易資金運営改善要綱(第一次試案)」を作成した．この要綱は，現在の貿易資金の運営方法は，「国内経済の国際経済への順応を阻害して，国内経済の健全な再建を遅延させていると同時に，国庫の不当な負担を招来している」という認識に立って，貿易資金の運用の合理化，貿易関係の収支の明瞭化を図ろうとするものであった．[7)]

具体的には，次のような方策が考えられた．[8)]

① GHQ/SCAPに対し，輸入品FOBドル価格，輸出品CIFドル価格，在外資金バランスの構成についての情報を要請する．

② 輸出入計画にもとづいて，輸出入の予想平均為替レートを算出し，さらに想定総平均為替レートを算定する．

③ 輸入品は，CIFドル価格に想定総平均為替レートを乗じた円価格で，輸入者に売却する．

④ 輸出品は，FOBドル価格に想定総平均為替レートを乗じた円価格で，輸出者から買い上げる．

こうした貿易資金の合理化を実現するためには，在外資金バランス，輸出品FOBドル価格，輸入品CIFドル価格などの情報を，GHQ/SCAPが日本政府に対して公開することが不可欠であった．

他方，GHQ/SCAPは，貿易資金は，当面，外貨バランスと切り離して運営されるべきとの方針をとっていた．そうした方針の根拠は，日本のインフレ経済のもとでは，外貨バランスを含めるならば，巨額の財政負担が生じ，政府財政が堪ええないこと，負債は，将来日本経済が安定化してから長期間にわたって段階的に償還されることになると予想されること，にあった．[9]

貿易資金の欠損についての，日本側の深刻な見方と，占領当局の楽観的な見方とが対照的であるのは，日本側に輸入品のかなりの部分が援助物資であることが知らされていなかったためと思われる．援助物資であれば，贈与でなく貸与であっても，償還の条件は当然，一般の貿易債務と比べて，緩やかになるからである．

貿易に援助物資が含まれており，それがGHQ/SCAPにおいて，別の会計で処理されていることは，やがて日本側にも判明した．

大蔵省内で作成された「貿易資金特別会計の運用改善との関係における外資特別会計新設の一構想」(昭和22年12月15日)は，貿易資金は，一般輸出入，占領費輸入(援助)，貿易外収支，繊維加工賃，輸入諸掛といった雑多な内容で構成されているので，占領費輸入ないし，占領費輸入および貿易外収支(主として外資導入を想定していた)を分離して，「外資特別会計」を設置することを提案している．[10]

この構想の要点は，以下の2点である．

① 援助輸入を除外すれば，輸出入はほぼ均衡しているので，貿易資金特別会計は独立採算性をとりうる．

② 占領費輸入(援助輸入)の返済条件は「極めて寛大」と予想されるので，当面，輸入物資の売却代金は，終戦処理費(日本政府が負担する占領軍経費)への繰入れ，輸出入商品の価格差調整金，為替変動リスクへの負担その他，「日本経済再建資金」の支弁に充てる．

「外資特別会計」構想は，援助物資の売却代金を特別会計に繰り入れ，大蔵省の所管のもとに，終戦処理費，経済再建資金に充当しようというもので，ドッジ・ラインによって昭和24年4月に設置されることになる，対日援助見返資金特別会計と酷似している点で注目される．

しかし，貿易資金についてはなんら具体的な手が打たれないまま，昭和22年度末までに，貿易資金の欠損の累計は，1ドル＝150円で計算した場合には，約750億円，1ドル＝270円で計算した場合には，約1550億円の巨額に達すると推計されるに至った．[11]

〔注〕

1) 日本銀行資料．

2) 大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)・政府関係機関・関税」(昭和59年，東洋経済新報社)，90ページ．

3) 日本銀行資料．

4) 大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第11巻「政府債務」(昭和58年，東洋経済新報社)，563ページ．

5) 「貿易資金の現状と改善の方法」(昭和22年9月15日大蔵省)(大蔵省『調査月報』第37巻特別6号，560-65ページ)．なお，ここに示された数字は貿易庁の試算によるもので，大蔵省は，外貨勘定の欠損は80億円以上と推定していた(「貿易資金運用決算損失補塡に関する件」(昭和22年8月20日理・外)(大蔵省資料Z526-30-10)．なお，貿易資金特別会計法附則第19条の規定により，昭和21年度末には正式の決算は実施されていない．

6) 「貿易資金特別会計決算の件」(昭和22年7月28日貿易庁)(大蔵省資料Z511-332)．

7) 「貿易資金運用の改善に関する件」(昭和22年9月1日貿易庁)(大蔵省資料Z526-30-10)．

8) 「貿易資金運営改善要綱(第一次試案)」(大蔵省資料Z526-30-10)．

9) 「貿易資金運用決算損失金補塡に関する件(中間報告)」(昭和22年8月20日理，外)(大蔵省資料Z526-30-10)．

10) 大蔵省『調査月報』第37巻特別6号，124-30ページ．

11) 「貿易資金の昭和二十二年度末決算について」(昭和23年9月27日理，為)(大蔵省資料Z511-331)．

第2節　360円為替レートの設定

1　敗戦直後の為替相場をめぐる議論

昭和16(1941)年12月の太平洋戦争開戦以来，日本は実質的に無為替状態にあった．

占領側は，早期の為替再開は考えていなかったが，占領軍の進駐にともない，軍人，軍属のために，軍用レートを設定する必要はあった．昭和20年8月15日に，米陸軍民政部(CAD)は，太平洋軍(SFPAC)総司令官宛に，日本の主要諸島に1ドル=15円の軍用レートを設定することを指示した.[1] この指示は，1945年9月8日付　JCS-1231/4指令に明記され，この軍用レートは，9月10日に公表された.[2]

1ドル=15円の根拠については明らかではない．占領軍は進駐の際に入手できた情報にもとづいて，占領地域に次々に軍用為替レートを設定していった．このレートは，あくまでも初期の占領のために暫定的に設けられたものであり，将来，より正確な情報が入手できた時点の見直しが想定されていた．ちなみに，マリアナ諸島には1ドル=20円，沖縄には1ドル=10円，日本および朝鮮には1ドル=15円の軍用レートが施行された.[3]

敗戦直後の時期において，日本側でも，漠然とした形ではあったが，為替レート再開をめぐる議論は展開されていた．この時期の日本側の構想は，戦前のレート(昭和14年10月25日，基準レートは1ドル=4円25銭に設定された)にできるだけ近い水準で定めるというものであった．将来予想される賠償支払や日本軍の軍票処理，また，国内のインフレ防止に有効に対処するためには，円高レートが好ましいとされた.[4]

昭和20年8月28日に設置された「戦後通貨物価対策委員会」において，為替レート問題について3名の委員が意見書を提出した．戦後のレートについては，中山伊知郎(東京商科大学教授)は4円32銭～8円21銭,[5] 小笠原三九郎(元大蔵政務次官)は「戦前に比し若干低き程度即一弗五円乃至十円程度」が妥当だと

し,[6] 野田哲造(住友銀行副社長)が連合軍の軍用レート1ドル=15円は妥当であるかどうか疑問だが，これを引き下げることは不可能なので，「将来に亘り之が比率を維持せしむる」[7] という意見を述べている．

〔注〕

1) "War Department Outgoing Message, from CAD to AFPAC, 15 Aug. 1945"(『GHQトップ・シークレット文書集成』第III期，第5巻，柏書房，平成9年，60ページ)．
2) "Revision of Yen Dollar Military Conversion Rate, Report by the State-War-Navy Coordinating Subcommittee for the Far East," Feb. 1947(『GHQトップ・シークレット文書集成』第III期，第5巻，43-45ページ)．
3) "Revision of Yen-Dollar Military Conversion Rate" from SCAP to Chief of Staff, U.S. Army, War Department, 7 Nov. 1946(『GHQトップ・シークレット文書集成』第III期，第5巻，49-53ページ)．
4) 通商産業省・通商産業政策史編纂委員会編『通商産業政策史』第4巻「第I期　戦後復興期(3)」(平成2年，通商産業調査会)，263-64ページ．
5) 大蔵省財政史室編『終戦直後の財政・通貨・物価対策』(昭和60年，霞出版社)，82ページ．
6) 前掲，『終戦直後の財政・通貨・物価対策』，78ページ．
7) 前掲，『終戦直後の財政・通貨・物価対策』，81ページ．

2　為替レート設定についての検討の開始

昭和21年秋から冬にかけて，経済安定本部や大蔵省理財局外資課[1] では為替レート再開についての検討を開始した．昭和21年12月には，わが国の対外経済関係再開に備えて，実務担当者が通貨，金融，為替面の具体的準備を行うために，経済安定本部に国際通貨問題研究会が設けられた．大蔵省からは，石田正理財局外資課長他が参加した．この研究会の報告書は，昭和23年春に講和が成立すること，それに先立って昭和22年夏以降に部分的な貿易再開がなされるとの予想のもとに，アメリカから外資を仰いで，為替レートを設定することが適当だとした．

GHQ/SCAPは昭和22年2～3月に，はじめて，為替レート設定の問題を検討し，時期尚早であるとの結論を出した．また，同年5月に，マーカット経済科学局長も，経済安定が実現しないうちに為替レートが設定されれば，日本経

済が打撃をこうむるとして，時期尚早論を唱えた.[2] その間，３月には軍用為替レートが１ドル15円から１ドル50円へ変更された.

昭和22年６月10日に，GHQ/SCAP は，同年８月15日から，制限付き民間貿易を再開すると発表した.

その要点は，以下の通りであった.[3]

① アメリカ政府と GHQ/SCAP の協議にもとづいて，400名の民間貿易代表(連合国各国に割り当てる)を日本に受け入れ，貿易交渉に当たらせる.

② 日本の国内価格は凹凸が激しいので，為替レートは当面は設定せず，価格は，GHQ/SCAP の専門家が世界市場を基準として決定する.

③ 民間交渉で成立した取引は，日本政府の許可と GHQ/SCAP の確認を要する.

公表にあたってのマッカーサーの談話は，この措置は「部分的」かつ「応急的」なものであることを強調し，完全な解決は，「平和条約の締結」と「民間貿易のルート」の「完全な回復」までは望めないと述べており，早期講和へのマッカーサーの意欲がにじみでている．マッカーサーは，３月17日に記者会見を行って早期対日講和を提唱していた.[4]

GHQ/SCAP は，為替レートを当面は設定しないとしたものの，為替レートの検討自体を放棄したわけではなかった．昭和22年７月には，GHQ/SCAP 内に，円為替委員会が設けられた．日本側もこれに対応して，９月17日に，経済安定本部の輸出入回転基金利用対策委員会に，為替部会を設置した.

制限付き民間貿易の開始が発表される直前に，貿易庁は，商品群別レートの設定を GHQ/SCAP に要請していた.[5] GHQ/SCAP では，為替因子(Exchange Factor)と称する基準レートを設定し，このレートで取引が不可能な商品については例外レートを設ける案を中心に検討がなされた．10月22日に，マーカット経済科学局長宛に提出された円為替委員会の中間報告は，次のような内容であった.[6]

① 本来の意味における為替レートの設定は，現在の国内・国際条件のもとでは，数年間は望めない.

② さしあたり考慮されなければならないのは，商業取引に用いる為替因子の設定である.

③ 単一の一般的為替要因を設定するとともに，例外レートも併せて設ける方法が適切であるが，この方式にしても，一定の経済安定が図られた後でなければ導入はできない．経済安定の時期は，早くても1948年に入ってからであろう.

④ 当面は，軍用レートの使用範囲の拡大や，外資導入方式の検討を行うものとする.

これに対する日本側の意見としては，大蔵省が省議決定した「当面の為替相場対策」がある.[7] これは，「わが国経済の現状は遺憾ながら本格的な為替相場設定は勿論，調整料に補完された明確な単一的為替要因制度すらその実施を妥当とする段階にない」とするものであった．そして，当面は，複数の為替要因制を実施することが適当であるという意見を述べている.

この意見をもとにした「円為替問題に関する日本政府の非公式的意見」が経済閣僚懇談会の了解を得て GHQ/SCAP に提出されたのは，昭和22年12月16日であった.[8] その内容は，「今後長期に亘り」「正常的為替率の実現は困難と思われる」とし，「正常的為替率への準備的且つ試験的比率」としての一般比率(General rate)を計算上の基準として設けることは，できるだけ早期に実施すべきだとしている．この一般比率は，貿易外収支と，商品輸入には原則として適用するが，商品輸出については，商品群別複数為替換算率方式をとるものとした.

昭和23年１月14日に，GHQ/SCAP の円為替委員会は最終報告書を提出した．この報告書の内容は以下の通りである.[9]

① １ドル150円の単一為替レートを設定する.

② ただし，ただちに単一為替レートを実施することは困難なので，当面は，修正単一レート制を採用する．これは，150円の基準レートのほかに，例外レートの設定も認めるというものである.

この修正単一為替レート制の案は，ワシントンに報告されることもなく，立消えになってしまった．その理由は明らかではない.

〔注〕

1) 昭和８年５月24日，外国為替管理法施行にともない，大蔵省に外国為替管理部が新設された(部長　青木一男)．昭和12年５月４日に為替局に昇格，17年11月１日には外

資局に変わった．戦後，昭和21年２月２日，外資局は廃止され，理財局外資課となった(課長　石田正)．昭和22年８月15日に，外資第一課，外資第二課に分離され，同年11月19日には，再編されて，為替第一課(課長　石田正)，為替第二課(課長　藤本哲)，為替第三課(課長　石野信一)となり，さらに，昭和23年７月５日に外資部が新設され(部長　石野信一)，企画課，管理課，為替課の３課体制になった．さらに，昭和24年６月１日に，外資部および企画課は廃止され，外資課が新設されたが，外資課は昭和24年９月１日に為替課に吸収された．昭和25年５月４日に為替課は為替政策課と為替審査課に分離した．最終的に，昭和27年８月１日に為替局が設置された(『大蔵省百年史』別巻，昭和44年)．

2)　通商産業省・通商産業政策史編纂委員会編『通商産業政策史』第３巻「第Ⅰ期　戦後復興期(2)」(平成４年，通商産業調査会)，278-79ページ．

3)　朝日新聞社『朝日経済年史』昭和22年版，196-98ページ．

4)　マッカーサーの早期講和論については，五十嵐武士『戦後日米関係の形成』(平成７年，講談社学術文庫)，第１章第１節，参照．

5)　「最近の複数為替相場案をめぐって」(昭和22年８月22日)(大蔵省『調査月報』第37巻特別６号，３ページ)．

6)　日本銀行金融研究所編『日本金融史資料　昭和続編』第25巻(平成８年，日本銀行)，601-8ページ．

7)　大蔵省財政史室編『昭和財政史―終戦から講和まで』第15巻「国際金融・貿易」(昭和51年，東洋経済新報社)，374-75ページ．

8)　前掲，『昭和財政史―終戦から講和まで』第15巻「国際金融・貿易」，377-79ページ．

9)　前掲，『通商産業政策史』第３巻「第Ⅰ期　戦後復興期(2)」，299-300ページ．

3　ヤング・レポートと単一為替レートの実施

昭和23年３月20日にドレーパー使節団が来日した．この使節団の報告書は，ヤング・レポートから，「経済安定９原則」，ドッジ・ラインへと繋がるアメリカ政府の日本経済安定化政策の出発点をなす文書として重要な意味をもつ．しかし，この報告書は，為替レートに関しては，「通貨および経済状態が安定するのを待ち，できるだけ早く為替相場を確定する政策をとる」ことを勧告するにとどまり，具体的な検討は後日の課題として残された．

商業為替レートの設定の可能性と方法を調査する目的で，昭和23年５月20日に，連邦準備制度理事会調査統計局次長を団長とする「円レート政策に関する特別使節団」(ヤング使節団)が来日し，６月12日に報告書を提出した．[1)]

ヤング報告書は，日本のインフレの根本的な原因が，政府の補助金と金融機関による信用拡大にあるとした．とくに，政府が，複数為替レート制に基づく管理貿易において，輸入品を国際価格よりも安く民間に払い下げ，輸出品を国際価格よりも高く買い上げるという操作を通じて，莫大な補助金を支出し，非効率的な企業を温存してきたことを問題にした．報告書は，単一為替レートの導入により，国内価格と国際価格の差をなくすことがインフレ抑制の決め手になると考え，1948(昭和23)年10月１日までに１ドル＝270～330円の範囲で単一為替レートを設定することを勧告した．報告書は，複数レートの最高，最低の幅を縮めていくという漸進的な方式の有効性には疑問を示し，一挙に単一為替レートを導入する方式が適切だとした．

このように，アメリカ政府の方針が早期の単一為替レートの設定という方向に動きはじめたときに，GHQ/SCAPはこれとはまったく異なる方向を模索していた．前述のように，GHQ/SCAP円為替委員会は，昭和23年１月には修正単一為替レート制を提案したが，その後，複数レート制案に転換し，同年３月からは価格比率制度(Price Ratio System, P.R.S.)と名付けられた複数為替レート制度の検討に着手した．この制度は，複数の価格比率(＝円ドル交換比率)を設けて，輸出品を輸出競争力に応じて，価格比率別の商品群に分けるというものである．

ヤング使節団はPRSの導入には強く反対しており，GHQ/SCAPのなかでも，金融財政課はPRSに否定的であった．[2)]

昭和23年８月には，日本の輸出業者が外国人のバイヤーと直接に売買契約を締結できるBSコントラクト方式が導入された(「新輸出手続」)．その際に，輸出品のドル価格に最低ドル建価格を設け，それ以下の価格での売渡しは認めないというフロアー・プライス制が設けられた．業者が，フロアー・プライス以上で売却すれば，差益の25％が報奨金として支払われる仕組みである．このようにして，輸出品価格を政府が全面的に管理する方式から，輸出業者の価格交渉の余地が徐々に拡大されていった．

その後，９月22日には，政府は，SCAPの了解を得て，価格算定制度(Price Computing System, PCS)を実施した(「輸出品の価格決定の簡易化に関する措置」)．PCSは，商品群別の為替レートであり，基本的にはPRSと変わらない．したがって，昭和23年３月以降GHQ/SCAP内で検討されていた複数為替レート

制度は，その後のヤング・レポートの複数レート反対論にもかかわらず，同年9月に制度化されたことになる．

ヤング・レポートの「一挙安定論」的な政策に対して，こうした急激な経済安定化策を実施すれば社会不安をもたらしかねないと反発したマッカーサーの姿勢が，複数レート制の実現に反映されていると見ることができよう．

この間，日本側では経済安定本部が，ヤング・レポートを基礎に，単一為替レートの可能性を検討しはじめた．当時の経済安定本部の立場は，いわゆる「中間安定論」であり，漸進的な安定化路線であり，単一レートの導入による急激な安定化策とは相容れなかったが，アメリカ政府から単一レート導入方針が示された以上，これを無視することはできなかった．

経済安定本部は昭和23年6月から単一為替レートが導入された場合の影響を調査するいわゆる「K作業」にとりかかり，9月に試算結果を出した．この作業では，輸出額の8割以上が採算に合うような為替レートの試算が行われ，その結論は，1ドル620円ならば採算が合うというものであった．経済安定本部の想定した単一レートは，輸出産業の大部分が採算割れを起こさないように計算された極端な円安レートであった．

アメリカ政府は，マッカーサーからの強い反対により，ヤング・レポートが勧告した10月1日という目標は放棄したものの，早期に単一為替レートを導入する方針は堅持しつづけた．マッカーサーの抵抗を封じるために，昭和23年12月9日，トルーマン大統領はマッカーサーに対して，「経済安定9原則」の中間指令を発し，3カ月以内に単一為替レートを設定するよう命じた．この「9原則」は，「3カ月以内」という期限を，「早期に」という表現に改めたうえで，他の部分はそのまま，GHQ/SCAPから日本政府に伝えられた．一般に「経済安定9原則」の指令とよばれているのは，この日本政府宛の指令のことである．

「経済安定9原則」で早期に単一為替レートを導入する方針が確定したので，その後は，レートの決定作業に移った．

GHQ/SCAP内に，為替レート特別委員会が設けられ，昭和24年1月初めに第1次試案(コーエン案)が作成された.[3] この案は，1ドル＝330円のレートが適当だとするものであった．コーエン案に対して，外国貿易課のジェイノーは，当面は330円の輸入レートと，それより円安の8本の輸出レートを設定し，6カ月後に400～450円の単一レートを採用するという案を提起した.[4]

日本政府は，昭和23年12月に「単一為替設定対策審議会」を設置し，単一レート導入に伴う問題を検討した．この審議会と並行して，大蔵省，経済安定本部，商工省，日本銀行などでは，それぞれ，独自の観点から，為替レートの検討が行われた．大蔵省は，輸出入調整金の支出という財政面と，企業経営の合理化の面に着目して，コーエン案と同じ330円をはじき出した.[5] 商工省は，輸出の減退を招かないようにという視点から，350～400円のより円安のレートを算出した.[6]

GHQ/SCAP内の意見はコーエン案に纏まり，ドッジや，ドッジ使節団の一員であるマクディアミッドの了解も得て，GHQ/SCAPは昭和24年2月下旬に330円レートの採用をアメリカ政府に具申した．3月29日に開かれたNAC (National Advisory Council on International Monetary and Financial Problems, 国際金融問題に関する国家諮問委員会)は，この提案よりも円安の360円レートを決定した.[7]

GHQ/SCAPは，昭和24年4月23日に，4月25日から1ドル＝360円の公式レートを実施するための措置をとることを日本政府に指示した(「日本円に対する公式レートの樹立」SCAPIN 1997)．これにもとづいて4月25日から360円の単一固定為替レートが実施された．

その後，1949(昭和24)年9月18日に英ポンドが30%切り下げられたが，この時には，GHQ/SCAPは円レートは変更しない旨のマッカーサー声明を発表した．

〔注〕

1) 大蔵省財政史室編『昭和財政史―終戦から講和まで』第20巻「英文資料」(昭和57年，東洋経済新報社)，597-600ページ．
2) 通商産業省・通商産業政策史編纂委員会編『通商産業政策史』第4巻「第Ⅰ期　戦後復興期(3)」(平成2年，通商産業調査会)，323ページ．
3) 山口健次郎「360円単一為替レート設定過程について」(日本銀行金融研究所ディスカッション・ペーパー，1996年7月)，12ページ．
4) 前掲，『昭和財政史―終戦から講和まで』第20巻「英文資料」，613-17ページ．
5) 「経済安定九原則及び単一為替レート設定に関する意見」(昭和24年1月20日商工省)．
6) 「単一為替レートの設定の賃金，生産物価及び貿易資金に与える影響」(昭和24年1月10日大蔵省)．

7)　330円案を修正して，360円にした理由は，近い将来にポンド危機が起き，ポンドが切り下げられることを見越したためともいわれるが，それを裏付ける明白な証拠はない(大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第3巻「アメリカの対日占領政策」，昭和51年，東洋経済新報社，431ページ)．

第3節　外国為替・外資管理制度の発足

1　外国為替管理委員会の設置[1)]

(1)　外国為替管理委員会設置の経緯と同委員会の任務

GHQ/SCAPは，昭和23年12月の「経済安定9原則」の発表を機会に，為替管理を日本側に移管することとした．「経済安定9原則」は，第6項目において，「外国貿易管理の操作を改善し，かつ現行外国為替管理を強化すること，これらの措置を適切に日本側機関に移譲することが出来る程度にまで行うこと」を指示していた．

そこで，昭和24年2月2日付司令部覚書「外国為替に関する件」(SCAPIN 1968)は，①日本政府が外国為替および貿易の総合的管理を確立するに必要な措置を速やかにとること，②日本政府が各省から独立した外国為替管理委員会(Foreign Exchange Control Board, FECB)を設置することを指示した．

この覚書にもとづいて，昭和24年3月16日に「外国為替管理委員会令」(昭和24年政令第53号)が公布・施行され，同日，外国為替管理委員会が設置された．

外国為替管理委員会は，総理府の外局であり，各省から独立し，内閣総理大臣に直属した．委員長には国務大臣相当の地位が保障されたが，委員長1名，委員2名，事務局定員41名というきわめて簡素な組織であり，事務処理の大部分は日本銀行に委託した．

同委員会の権限は以下の通りである．

①　外国為替および外国貿易の統制および管理に関する手続きを再編成し，総合的に調整すること．

②　外国為替および外国貿易の統制および管理に関する関係行政機関の事務の範囲の明確化を図ること．

③　政府の支配する在外および在内の為替資金を管理運営すること．

④　外国為替および外国貿易の取引手続きを指定・承認し，またその実施を調整・監視すること．

⑤　外国為替および外国貿易の取引状況について完全な記録を保持すること.

⑥　外国為替および外国貿易の取引状況，それらの見通しおよびその国民経済の復興に対する寄与に関する報告を，四半期ごとに内閣総理大臣に提出すること.

⑦　外国為替および外国貿易に関する政策について内閣総理大臣および関係行政機関に勧告すること.

初代の委員長には，横浜正金銀行の出身で，大蔵省渉外部長もつとめた経験のある木内信胤が任命された.

外国為替管理委員会の役割は，昭和24年12月１日公布・施行の「外国為替管理委員会設置法」により修正され，同委員会のもっていた，外国為替および貿易についての総合的な調整機能が削除された．この修正は，GHQ/SCAP が同委員会に期待していた「外国為替及び外国貿易管理法」案作成の任務が終了したために行われたといわれるが,[2] この措置により，同委員会の権限は大幅に縮小されることになった．そこで，同委員会は GHQ/SCAP 等に働きかけて，権限の回復を試み，昭和26年３月31日の「外国為替管理委員会設置法」の改正により，一部，その意図を実現した.

GHQ/SCAP の管理下にあった外貨資金(司令部勘定，SCAP A/C)のうち一部の管理運営権が，昭和24年12月29日に外国為替管理委員会に移管され，外国為替委員会勘定(FECB A/C)が開設された．外国為替管理委員会勘定は，GHQ/SCAP の委任によって代理人としての外国為替管理委員会がその管理運営にあたることになっていたので，日本政府に外貨資金の管理権の一部が移管されたとはいえ，実質的には GHQ/SCAP が最終的な責任をもった.

昭和26年８月16日に GHQ/SCAP の米ドル資金が，正式に日本政府に移管され，同年10月２日にはポンド資金も移管された．オープン・アカウントの移管は相手国との交渉が必要であり，GHQ/SCAP と日本政府との間だけでは処理できない問題であったので，全部の移管が終わったのは，講和条約発効後であった.

(２)　外国為替管理委員会と大蔵省との関係

為替管理の権限は，もともと大蔵省に属していたが，昭和17年11月制定の外

国為替管理規則によって，貿易為替の管理が大蔵省から商工省へ移された．円ブロック化が進むにつれ，外貨取引が縮小し，物資獲得に重点が置かれるようになったという事情がその背景にあった．こうして，為替管理は，貿易部面については商工省(後に大東亜省，さらに戦後，大東亜省が廃止された後はふたたび商工省)が，その他の部面については大蔵省が担当することとなり，為替管理が二元化した.[3]

戦後，対外取引は，GHQ/SCAP が掌握するところとなったが，大蔵省では，早期講和を想定して昭和22年末頃から，国際金融関係業務を管轄する部局を準備する目的で，外資局の新設を検討しはじめた．さらに，昭和23年７月５日には，理財局に外資部を新設し，企画課，管理課，為替課の３課を総括する体制を作った.

大蔵省は，外貨保全の見地から一元的な所管のもとに為替管理が置かれるのが望ましく，その所管は「為替管理が通貨の対外および対内価値の安定の問題と直接に関係を持つ点から」大蔵省に帰属させるべきだとしていた.[4]

しかし，GHQ/SCAP は，為替管理のための独立した機構を新設する方針をとり，上述のように，昭和24年３月16日に外国為替管理委員会が設置されたのである．GHQ/SCAP が独立の機構を設けようとした理由は必ずしも明らかではないが，大蔵省，通産省，日本銀行の間で調整がつかなかったためとも,[5] GHQ/SCAP が自らの意のままになる機関を必要としたためともいわれる.[6] 外国為替管理委員会は，「政府の資金を管理するものであって政策決定機関ではない」[7] とされ，その権限は曖昧で，種々の問題が生じる原因となった.

〔注〕

1)　外国為替管理委員会については，大蔵省財政史室編『昭和財政史―終戦から講和まで』第13巻「金融(2)・企業財務・見返資金」(昭和58年，東洋経済新報社)のほか，同，第４巻「財政制度・財政機関」(昭和52年)の「財政機関」編第５章第８節も参照.

2)　木内信胤「外国為替管理委員会の思い出(その一)」(昭和27年12月16日)，12ページ.

3)　三浦道義『新為替管理法概論』(昭和25年，港出版合作社)，15-16ページ.

4)　「為替管理および導入外資審査機構に関する意見」(昭和23年10月６日大蔵省)(大蔵省資料Ｚ511-325-15).

5)　木内信胤「外国為替管理委員会の思い出(その一)」(昭和27年12月16日)，５ページ.

6)　渡辺武『占領下の日本財政覚え書』(昭和41年，日本経済新聞社)，260ページ.

7)　「大蔵省渉外特報」第120号(昭和24年１月28日).

2 「外国為替及び外国貿易管理法」の制定

(1) 「外国為替及び外国貿易管理法」とその特色

昭和24年12月1日「外国為替及び外国貿易管理法」(通称「外為法」)が公布された．同法は，25年3月末までに一部が施行され，6月末に全部が施行された．

同法の目的は，「外国貿易の正常な発展を図り，国際収支の均衡，通貨の安定および外貨資金の最も有効な利用を確保するために必要な外国為替，外国貿易およびその他の対外取引の管理を行い，もつて国民経済の復興と発展に寄与すること」であった(第1条)．

同法の特色は次の諸点に要約できる．

① IMFの規定との整合性を重視したこと．

単一の外国為替相場，各外国通貨との正しい裁定相場の維持など，IMF協定加盟国に課されている義務と同一の内容を条文に規定している．これは，換言すれば，複数為替相場や差別的な為替相場を設けないことを明記したことになる．

② 外国為替予算制度を採用したこと．

限られた対外支払手段をどのような商品や取引に配分するかを外国為替予算という形で国民に公表し，その予算の編成には閣僚審議会が当たるようにした．これは，一般に非公開とされた戦前の対外収支とは大きく異なる．

③ 為替および貿易取引の全般にわたる広範な規制を定めたこと．

居住者のみならず，非居住者も管理の対象としたことなどにこの特色は顕著に現れている．

④ 一般の取引の手続きを簡明にしたこと．

輸出は原則として自由とし，輸入は外貨予算の範囲内で申請順に承認することとした．また，特別の許可を要する取引を除いて，外国為替銀行の窓口で手続きができるようにした．

⑤ 将来の為替管理の緩和を予定したこと．

第2条に明記しているように，規制は「その必要の減少に伴い逐次緩和又は廃止する」ことを予定していた．

(2) 外国為替管理委員会を中心にした法案の編成作業

戦前の為替管理は，「資本逃避防止法」(昭和7年7月1日公布・施行)に始まり，「外国為替管理法」(昭和8年3月29日公布，同年5月1日施行)を経て，昭和16年4月12日「外国為替管理法」の全文改正へと，戦時経済の進行とともに強化されていった．占領開始とともに，昭和20年10月に為替取引は事実上，全面禁止され，為替管理の権限は占領軍に帰属したので，「外国為替管理法」は有名無実の状態にあった．

前述したように，昭和24年2月2日付司令部覚書「外国為替に関する件」(SCAPIN 1968)が為替管理の制度と機構の創設を命じたのを受けて，外国為替管理委員会が中心となって外国貿易と外国為替の管理に関する法案を準備した．これに先だって，大蔵省では「外国為替管理法案」，通産省では「貿易管理法案」，経済安定本部では「外資導入促進法案」が検討されていたが，[1] 昭和24年8月9日に，大蔵省，通産省，外資委員会が協議して，次の臨時国会への法案を提出するために，「渉外取引統制法案(仮称)要綱案」[2] を纏めた．この案は，単に為替管理にとどまらず，貿易統制，外資導入，その他渉外取引全般についての規定を網羅した法案の編成を意図したものであり，外国為替管理委員長の木内信胤のイニシアティブによる面が大きかったので，木内構想とよばれる．その要領の一部を示せば，以下の通りである．

本要綱案の概要

(1) 外貨資金使用計画の策定

経済安定本部は，関係各官庁と協議して外貨資金使用計画(年間および四半期別)を作成し，公表すること．

(2) 為替管理規定

○大蔵大臣は外国為替銀行を指定し，対外債権債務の決済は為替銀行を通じて行はしめ，為替銀行に為替売買の個別又は包括許可を与へること．

○為替銀行の売買する外貨資金は外国為替資金を通ずる集配制に依らしめること．

○外貨による債務決済を必要とする渉外取引は要許可とし，為替委員会は之を認証すること．

(3) 貿易管理規定

○輸出入は凡て通産大臣の要許可とすること．但し軽微なものは，不要許可とすること．

○バーター取引，加工貿易等の外，無為替輸出入は原則として禁止すること．

（4）　外資輸入

○外国人の本邦への投資および事業活動は外資委員会の要許可とすること．

○外国人の投資した元本，利子，利潤等の海外送金は，投資の際の許可条項の限度内にて，大蔵大臣は優先許可を与へること．

○本邦人の海外に於ける起債は外資委員会の要許可とすること．

（5）　貿易並に其の決済に関する国際協定の締結

通産大臣が関係官庁と協議して行ふこと．

（6）　関税政策

大蔵大臣は関税政策決定に当り，関税政策諮問委員会(仮称)に諮ること．

（7）　金政策

大蔵大臣は貴金属特別会計の保有する金を外国為替資金に売却し得ること．

為替委員会は右買入金を必要な目的に運用することが出来ること．

（8）　為替相場の決定

大蔵大臣は為替相場の基準を決定すること．(実際の売買相場は為替委員会が決定することとした委員会の意向.)

木内構想にもとづく法案は，法制局において，同年10月19日から28日まで審議された．しかし，①各省間の権限をめぐる調整が難航したこと，②GHQ/SCAPの招きで来日したローガン(W. J. Logan)西ドイツ輸出入合同機構理事長の勧告にもとづいて，10月21日にGHQ/SCAPから「民間輸入に関する覚書」が出されたために木内案に修正の要が生じたこと，により各省間の審議は長引いた．外国為替管理委員会は，11月7日には第5次案を作成して，関係各省庁に示したが，なお調整はつかなかった．

（3）　SCAPのイニシアティブ

民間貿易の全面再開を控えて早急に法案を纏める必要に迫られていたので，昭和24年11月10日にSCAP経済科学局長代理W・T・ライダー(W. T. Ryder)と増田官房長官との会談が行われ，ライダーから「外国為替及び貿易の統制法のアウトライン」が提示された.[3] そこでは，次の3点が示された．

①　外国為替および貿易の一般管理法を定めること．但しこの一般管理法は，政令，省令等により定める手続きの法的基礎となる抽象的なものであること．

②　外貨予算の決定等を任務とする閣僚会議(Ministrial Council)を設け，議長は首相とするが，副議長は蔵相，通産相又は安本長官の何れが当たるべきかは日本政府で決定すべきこと．

③　為替管理委員会は，外国為替および貿易の統制に関する運用(operation)を行うこと．日銀は委員会のため，外国為替管理の運用に関連した機能を遂行する．

このアウトラインは，来日中のIMFスタッフのJ・V・ムラデク(J. V. Mladeck)，E・A・ウィチン(E. A. Wichin)による勧告に沿って作成されたものであった．このアウトラインにもとづいて，11月16日以降，SCAP担当官，日本側関係者に，ムラデク，ウィチンも加わり，法案の作成に行われた．

「外国為替及び外国貿易管理法」案の編成の際に基となった三つの構想である，木内構想，ローガン構想，ムラデク=ウィチン構想は，それぞれ特色をもちながらも，基本的な方向は一致していた．すなわち，①「経済安定9原則」に沿って，外国為替の政府による集中管理を原則とし，為替管理の方法はIMF加盟諸国の為替管理と一致すること，②狭義の為替管理の法律を作成するのではなく，貿易取引，外資取引を含む総合的な法律とすること，③当面は厳格な為替管理を実施するが，将来的には為替管理を自由化するという方針をとること，である．

ローガンは，2国間の貿易支払協定を推進することにより，求償貿易的な形で，貿易を拡大するのが好ましいと示唆した．すなわち，国際的なドル不足の現状では，ドル不足の国同士が，貿易支払協定を締結するのが，貿易を拡大するため有効な方法であるとしたのである．ローガンの来日以前にもすでに，貿易支払協定はすでにいくつかの国との間に締結されていたが，昭和25年から26年にかけて協定数は増大した(昭和26年末で24)．

また，ローガンは，ドルの分配計画(外貨予算制度)の採用についても示唆したが,[4] 外貨予算制度は，ムラデク=ウィチン報告によって正面から取り扱われた．

ムラデク=ウィチン報告は，「およそ為替管理制度の運営に成功するためには為替管理と貿易管理が相互依存的なものであり，両者が一つの包括的な組織に

組み合わされなければならないという認識に立つことが前提条件である」と述べ，「この場合，貿易および為替の両者間の総合調整を達する最適の方法は，為替予算の採用である」とした.[5)]

このように，木内構想を基礎としつつ，ローガン構想により貿易支払協定(オープン・アカウント)にもとづく貿易の拡大への配慮がなされ，さらに，ムラデク=ウィチン報告により，外貨予算制度とそれを審議決定する閣僚審議会の設置が盛り込まれて，「外国為替及び外国貿易管理法」案ができあがったのである.

(4)　関連の法律・法令

「外国為替及び外国貿易管理法」にもとづいて新たに次のような関連の法律，法令が制定された.

「輸出貿易管理令」(政令第378号)昭和24年12月1日公布・施行：輸出貿易に関する規定.

「閣僚審議会令」(政令第376号)昭和24年12月1日公布：外国為替予算の作成および変更を行う閣僚委員会に関する規定.

「輸入貿易管理令」(政令第414号)昭和24年12月29日公布：昭和25年1月1日施行の「輸入貿易及び対外支払管理令」が，昭和25年6月に改称されたもの．輸入貿易に関する規定.

「外国為替管理令」(政令第203号)昭和25年6月27日公布，6月30日施行：貨物の輸出入以外の一切の貿易外支払および受領についての規定.

「外資に関する法律」(法律163号)昭和25年5月10日公布

〔注〕

1)　貿易実務講座刊行会編『貿易実務講座　第2巻　貿易為替管理法』(昭和35年，有斐閣)，54ページ.

2)，3)　日本銀行資料.

4)　昭和24年10月19日に，池田蔵相とローガンとの会見が行われたが，そこでは貿易支払協定の促進，「弗の分配計画」の実施のほかに，次のような考えがローガンから示された(「ローガン氏との会談記録」大蔵省渉外特報第147号，昭和24年10月29日(大蔵省資料Z508-8)).

①為替資金は日銀に持たせた方がよいが，「外貨資金をどう分配するかということは政府の仕事である.」

②為替レートの決定など対外的な通貨政策や外国為替銀行のは大蔵省の任務であるが，外貨資金の分配は，大蔵省の仕事ではない.

5)　ジャン・V・ムラデック，アーネスト・A・ウィチン「日本の外国貿易管理に関する報告書」(『外国為替』創刊号，昭和25年4月，2-3ページ).

3　「外資に関する法律」の制定

(1)　「外資に関する法律」の制定までの経緯

昭和23(1948)年に入ると，戦後復興のために外資を導入することが必要であると，日本側と占領側の双方により強調された．昭和23年2月に成立した芦田内閣はその主要政策の一つに外資導入を掲げた．また，「ジョンストン=ドレーパー報告書」(1948年4月26日)は，機械・設備は賠償の軽減により十分に確保できるが，運転資本の不足は，外資に待たなければならないと述べ，外国人の投資に対する障害を除去することが必要だとした.

経済安定本部は，GHQ/SCAPの要請に応じて，外資導入についての制度的な検討を開始していた．すなわち，経済安定本部貿易外資委員会は，昭和23年1月以降，為替管理と外資導入に関する意見書を作成し，提出した.「外国為替管理に関する非公式且暫定的意見書」(昭和23年1月)，「民間外資処理機構に関する件」(昭和23年1月29日提出)，「外国為替管理の内容」(同上)，「輸入資本の元本及果実の回収に関する外国為替管理上の取扱基準(案)」(同上)，「外資導入準備に関する試案」(昭和23年4月)である.

このうち，「外国為替管理に関する非公式且暫定的意見書」(昭和23年1月)は，講和条約が締結されるまでは，輸出入回転基金等の政府間のクレジットが主体となるので，民間の外資導入は従たらざるをえないとしたうえで，民間外資導入について，つぎのような原則を掲げた.[1)]

①　経済再建のために必要な物資の輸入に役立つこと.

②　将来の債務返済能力を考慮して，外資の質および量を選定すること.

こうした一般原則にもとづいて設定された基準は以下の通りである.

積極的な基準(導入を希望する外資)

1.　生産力復興に寄与する緊要事業のための生産設備，技術，資材，原料，動力用資材の輸入を目的とする外資が優先される.

2．消費財の生産を目的とする施設，資材の輸入の場合は，輸出産業への外資が優先される．

消極的基準(導入を希望しない外資)

1．株式，生産施設等の大口買い入れにより我国産業の支配をもたらすような外資．

2．投機目的の外資．

3．不可欠でない国内向け消費物資や国内市場を目標とする外資．

導入される外資に対しては，①無差別待遇の厳守(国籍等による差別はしない)，②為替管理の厳格な実施を，原則として掲げた．長期資本の元本については，外貨資金の余裕が得られるまでは据置きを求め，利子，配当等については規則的な送金をできるかぎり認めるとしている．[2)]

このように，日本側の意見も徴したうえで，GHQ/SCAP は本国政府の指示を仰いで，昭和24年１月14日に，「外国人の事業および投資活動に関する指令」(SCAPIN 1961)を発表した．[3)] この指令が，外資導入について定められた戦後最初の規則であり，これにより外資導入がはじめて法的に可能となった．

１月17日付経済安定本部宛非公式覚書によれば，外国人の事業，投資活動の申請があった場合には，①日本の経済復興を促進すること，②日本の外貨獲得に寄与すること，③司令部の占領目的を推進すること，の３原則を基準として審査するものとされた．

上記の指令にもとづいて，昭和24年３月15日に，「外国人の財産取得に関する政令」が公布施行された．この政令は，外国人が日本人，日本政府等から株式，土地，建物，特許権等の財産を取得しようとする場合には，外資委員会の認可を得るものと定めた．この政令により，同日，経済安定本部の外局として外資委員会が設置された．

ただし，外国人の事業活動，財産取得に関する認可権は GHQ/SCAP 外国投資委員会に属し，経済安定本部の外資委員会は，許可申請に関して意見を提出するにすぎなかった．[4)]

昭和25年１月14日に，「外国人の事業活動に関する政令」が公布された．[5)] 昭和24年10月21日付日本政府宛覚書「日本に於ける非日本人の事業活動について」(SCAPIN 1961の１)が，GHQ/SCAP が実施してきた外国人の事業活動に

関する許認可事務を，日本側に移管することを指示したのにともない，許認可の取扱い方法を定めたものであった．これにより，許認可の際の，外資委員会と各官庁との権限の範囲が定められた．取扱いの区分は，つぎの３種であった．

①　主務大臣が外資委員会の意見を徴し免許もしくは許可を与えるもの：銀行業，保険業等．

②　外資委員会が許可を与えるもの：弁護士，公認会計士等．

③　免許，認許可を必要とせず，日本人と無差別に行えるもの：貿易業，一般商業，製造工業等．

以上のように，外国人の投資活動については，財産権の取得という側面から法的な整備が進められた．しかし，外国資本の投下に伴う元本，果実の海外送金の面は，外為法がいまだ制定されていなかったという事情もあり，未解決のままとなっていた．その後，昭和24年12月に外為法は制定されたが，外国人投資家が，元本および配当，利子等を海外に送金しようとすれば，その都度外為法による許可を得なければならず，まことに不便であった．外国投資家の対日投資を促進するためには，この面の整備は必要不可欠であった．

(２)「外資に関する法律」の公布とその特徴

こうした目的から，外為法の特別法として，昭和25年５月10日に「外資に関する法律」(通称「外資法」)が公布された(６月８日施行)．第１条において，「この法律は，日本経済の自立とその健全な発展及び国際収支の改善に寄与する外国資本に限りその投下を認め，外国資本の投下に伴つて生ずる送金を確保し，且つ，これらの外国資本を保護する適切な措置を講じ，もつてわが国に対する外国資本の投下のための健全な基礎を作ることを目的とする」と謳っている．

この法律の特色は，つぎの通りである．

①「外資法」による認可の対象となるのは，外国投資のうち，以下の範囲である．

イ．技術援助契約：対価の支払の期間が１年を超えるもの．

ロ．株式または持分の取得．

ハ．社債または貸付金債権の取得：技術契約，株式または持分の取得，「外国人の財産取得に関する政令」に定める認可事項とともに行われる

場合のみ「外資法」の対象となる．

② 「外資法」が対象とする外国投資家の定義は，「外為法」の非居住者の定義とは異なり，より属人主義的である．

イ．「外為法」の「非居住者」．

ロ．「外国人の財産取得に関する政令」の「外国人」．[6)]

ハ．外資法に基づいて設立された法人その他の団体．

ニ．外国に本店もしくは主たる事務所を有する法人その他の団体．

③ 外資の認許可については厳しい基準が適用された．すなわち，つぎの三つの基準のいずれかを満たさなければならないとされた．

イ．直接または間接に国際収支の改善に寄与すること．

ロ．直接または間接に重要産業または公益事業の発達に寄与すること．

ハ．重要産業または公益事業に関する従来の技術援助契約の更新または継続に必要であること．

④ 投資に伴う海外送金が保証された．保証という意味は，「外資法」による認可を得れば，技術契約の対価，株式の配当金，社債の元本・利子について，「外為法」による許可を得る必要がないということである．ただし，株式または持分については，配当金の送金のみが保証され，元本の送金は保証されなかった．

⑤ 外国投資家が本邦内で適法に所有している財産権が強制収容された場合の補償金の海外送金を保証した．

⑥ 外国資本の投下は，原則的には自由に認められるべきで，諸規制は漸次撤廃されるという原則を掲げた．

「外資法」と同時に，昭和25年5月10日に「外資委員会設置法」も公布された．外資委員会は，すでに昭和24年3月に設置されていたが，「外資法」の制定に伴い，事務の範囲，権限の明確化等を図るために新たに制定されたものである．

〔注〕

1) 日本銀行資料．

2) 「輸入資本の元本及果実の回収に関する外国為替管理上の取扱基準(案)」によれば，長期投資は元本据置きは最短5カ年，年賦期間は最短10年，利子の定期的送金は，貸付金，公債，社債を問わず最優先に許可するとしている．

3) 日本銀行資料．

4) 矢沢淳「外資導入と為替管理」(『日本管理法令研究』第28号，昭和24年12月，58ページ)．

5) 日本銀行資料．

6) 同政令による「外国人」の定義は以下の通り．①「戸籍法」の規定の適用を受け本籍を有すべき者以外の者(ただし，昭和20年9月2日に国籍を有し，かつ，同日以降引き続きこの政令の施行地域に居住する者は除外する)．②日本の国籍と日本以外の国の国籍とを有する者．

第4節　朝鮮特需と「日米経済協力」

1　朝　鮮　特　需

昭和25年6月25日に朝鮮戦争が勃発した．朝鮮戦争により，在日米軍の日本からの大量の買付け(朝鮮特需)と，朝鮮戦争が引き起こした世界的なブームによる輸出拡大がもたらされた．これらは，ドッジ・ラインによる不況に悩む日本経済にとっては大きな恩恵となり，昭和25年から26年にかけては，一転して「特需ブーム」に湧くこととなった．

特需とは，朝鮮戦争により発生した在日米軍によるドル貨による日本からの物資・サービスの直接買付に付けられた名称である．しかし，その後，平和条約の発効による日本の独立，アメリカ政府の対外援助物資の域外買付の実施などにより，その範囲が拡大していった．1953(昭和28)年7月27日に朝鮮戦争の休戦協定が結ばれた後も，特需は継続し，その定義も，日本に駐留する外国軍隊から日本が受け取る貿易外の外貨収入というより一般的な定義となった．そして，朝鮮戦争期の特需を「朝鮮特需」，その後の特需を「新特需」とよんで両者を区別するようになった．

ここでは，平和条約発効直後までの朝鮮戦争勃発から2年間の「朝鮮特需」を中心に見ておきたい(表序-1)．特需契約高は，昭和25年下期には1億9200万

表 序-1　特需契約高

(単位：1000ドル)

年　　月	物　資	サービス	合　計
昭和25年7～12月	131,511	61,062	192,573
26年1～6月	117,133	29,435	146,568
7～12月	151,461	62,441	213,902
27年1～6月	88,131	17,957	106,088
7～12月	93,447	94,242	157,689
28年1～6月	205,060	88,532	293,592
7～12月	56,428	101,541	157,969

(出所)　経済審議庁調査部統計課「特需に関する統計」(昭和29年3月)より作成．

表 序-2　特需の内訳(昭和25年7月～27年6月)

A　特需商品契約高

(単位：1000ドル，%)

商　品　名	第1年度 25.7～26.6		第2年度 26.7～27.6		計	
食糧及び飲料	7,844	3.3	2,058	1.0	9,902	2.1
繊維織物	64,536	27.4	48,882	20.8	113,418	24.1
綿織物	12,809		14,240		27,049	
毛布	9,323		5,630		14,953	
麻袋	8,702		10,187		18,889	
綿帆布	4,567		3,813		8,380	
毛糸	8,290		0		8,290	
その他	20,845		15,012		35,857	
木材及び紙	22,318	9.5	19,291	8.2	41,609	8.8
軟材	5,964		8,116		14,080	
合板	1,528		3,079		4,607	
その他	16,826		8,096		24,237	
他に分類されない動植物品	4,785	2.0	6,014	2.6	10,799	2.3
化学製品	11,616	4.9	24,139	10.3	35,755	7.6
硫安	690		7,227		7,917	
その他	10,926		16,912		27,838	
非金属鉱	12,153	5.2	27,053	11.5	39,206	8.2
石炭	9,193		15,363		24,556	
セメント	1,067		8,370		9,437	
その他	1,893		3,320		5,213	
金属及び金属製品	54,345	23.1	64,547	27.5	118,892	25.4
容器	11,869		14,170		26,039	
組立家屋	3,716		7,586		11,302	
綱製有刺鉄線等	6,274		3,522		9,796	
有刺鉄線	4,532		4,239		8,771	
その他	27,952		35,030		62,984	
機械	56,184	23.8	40,815	17.4	96,999	20.6
自動車部品	7,644		17,085		24,729	
トラック	22,704		331		23,035	
貨車	7,252		2,533		9,785	
乾電池	4,237		532		4,769	
トレーラー	0		4,319		4,319	
雑　品	1,953	0.8	1,745	0.7	3,698	0.8
合　計	235,734	100.0	234,544	100.0	470,178	100.0

(注)　1．本表は米大使館経済部調達開発課情報にもとづき，経済安定本部統計課が作成したものである．
2．第2年度昭和27年6月22日までの集計である．

表 序-2　つづき

B　特需サービス契約高

（単位：1000ドル，%）

項　目　別	第1年度 25.7～26.6		第2年度 26.7～27.6		計	
輸送	24,814	25.8	10,545	13.3	35,359	20.1
通信	4,695	4.9	4,323	5.4	9,018	5.1
荷役及び倉庫	9,545	9.9	5,571	7.0	15,116	8.6
諸施設利用	6,947	7.2	7,273	9.2	14,220	8.2
建設	11,300	11.8	16,665	21.0	27,965	15.9
資材施設の改善加工	37,405	38.9	32,715	41.2	70,120	39.9
その他のサービス	1,426	1.5	2,362	2.9	3,788	2.2
合　計	96,132	100.0	79,454	100.0	175,586	100.0

（注）1．作成は前掲資料に同じ．
2．第2年度昭和27年6月22日までの集計である．
（出所）経済審議庁「特需需要の最近の傾向について（朝鮮動乱勃発二ケ年間の回顧）」昭和27年，より作成．

ドル，昭和26年上期には1億4600万ドル，同下期には2億1300万ドルにのぼった．特需による外貨受取は，昭和25年には1億4888万ドルで，外国為替受取総額の14.8%を占め，昭和26年には同じく，5億7944万ドル，26.4%を占めた．占領終結後も，外国為替受取総額に占める特需の比重は大きく，昭和27年には同じく8億795万ドル，36.8%，昭和28年には6億4794万ドル，38.3%にのぼった．

特需の品目別の内訳を，昭和25年7月～27年6月までの2カ年間について見れば，商品では繊維織物，金属及び金属製品，機械で70%までを占めた．サービスでは，資材設備の改善および加工が40%を占め，輸送が20%，建設が15%となっている（表序-2）．

特需以外の一般の貿易について見るならば，昭和24年には，4月のドッジ・ラインによる単一為替レートの設定と，9月のポンド切下げの影響で，輸出は伸び悩んだが，朝鮮戦争勃発後，輸出は飛躍的に増大した．IMF方式の国際収支表では，昭和25年には，輸出が9億2400万円と，前年を72%も上回った．それに対して輸入額は，前年比22%増の8億8600万円で，貿易収支は3800万ドルとわずかながら黒字を計上した．また，外国為替収支統計では，輸出7億7200万ドル，輸入6億4500万ドルで，貿易収支は1億2700万ドルの黒字であった（表序-3）．

表 序-3　外国為替収支状況（合計）
（昭和25～30年）

（単位：100万ドル）

暦年	受取				支払			受払(△)超
	合計	輸出	貿易外	特需	合計	輸入	貿易外	
昭和25年	1,008.2	772.8	235.4	—	677.1	645.5	31.6	331.1
26年	2,240.5	1,297.3	351.6	591.6	1,909.2	1,725.1	184.1	331.3
27年	2,239.1	1,289.1	125.9	824.1	1,924.8	1,718.3	206.5	314.3
28年	2,120.0	1,156.3	154.2	809.5	2,313.7	2,100.9	212.8	△93.6
29年	2,309.2	1,532.4	160.7	596.1	2,209.2	1,961.6	247.6	99.9
30年	2,667.6	1,954.1	156.9	556.6	2,173.8	1,848.2	325.6	493.7

（注）実質収支尻とは支払繰延増減（ユーザンス等による支払繰延残高の月中増(－)減(＋)）により「受払(△)超」（形式収支）を調整したものである．
本為替統計の計上日は次の通り．
(イ) 1950年1月より6月までは外国為替管理委員会と外国為替公認銀行との間に円貨代り金の授受が行われた日．
(ロ) 1950年7月より1958年3月までは前記の報告書類が日本銀行本店に到着した日．
（出所）日本銀行為替管理局調．

こうした国際収支の状況は，昭和26年になると変化した．特需契約は，昭和26年度にも好調であった．昭和26年前半期には休戦交渉の開始の影響で減少したものの，後半期には昭和25年後半期を上回る額に達した．輸出（IMF方式）も昭和26年においては，引き続き好調で，前年を47%も上回り，13億ドルを突破した．外国為替収支で見ても，昭和26年の輸出は12億9700万ドルで，前年比68%増であった．大きな変化は輸入面に現れた．輸入額（IMF方式）は16億4500万ドルと，前年比86%も増大した．

輸入は昭和26年春にピークに達した．輸入増は，たんに輸出の拡大に伴い原材料輸入が増加したということによるだけではなかった．朝鮮戦争勃発以来，政府が講じた輸入促進策の効果も大きかった．この時にとられたおもな輸入促進策としては，昭和25年8月の外貨予算の自動承認制への移行，同年9月の外貨貸付制度（日銀ユーザンス制度）実施，同年9月以降の長期契約のための長期外貨予算制度の実施，同年10月以降の求償貿易方式の緩和などがあった．こうした輸入促進策，とくに，日銀ユーザンス制度は，輸入原材料の価格上昇を見込んだ思惑輸入を促す結果となった．昭和26年4月以降のゴム・皮革・油脂の「新三品」をはじめとする原材料の国際価格が下落すると，貿易商社は多額の損失をこうむり，商社に対する救済融資も実施された．

表 序-4　決済地域別輸出入額
(昭和24～27年)

(単位：万ドル)

年　月	輸出			
	計	ドル地域	ポンド地域	清算勘定地域
昭和24年1～6月	26,102	6,796	12,165	7,142
7～12月	24,868	10,007	10,610	4,251
25年1～6月	32,273	12,134	9,391	10,747
7～12月	49,733	17,311	15,017	17,405
26年1～6月	66,179	15,849	25,000	25,330
7～12月	69,273	15,831	33,506	19,935
27年1～6月	68,327	17,629	33,946	16,753
7～12月	58,964	22,071	20,021	16,872

年　月	輸入			
	計	ドル地域	ポンド地域	清算勘定地域
昭和24年1～6月	50,547	38,681	6,205	5,661
7～12月	39,938	29,353	7,756	2,829
25年1～6月	48,459	27,556	9,467	11,436
7～12月	48,975	28,330	12,747	7,898
26年1～6月	122,858	69,556	29,937	23,365
7～12月	98,880	60,511	21,569	16,800
27年1～6月	99,279	60,231	25,033	14,015
7～12月	103,540	61,937	25,128	16,476

年　月	出入(△)超合計		
		ドル地域	ポンド地域
昭和24年1～6月	△24,444	△31,885	5,960
7～12月	△15,070	△19,346	2,854
25年1～6月	△16,186	△15,421	△　76
7～12月	757	△11,019	2,270
26年1～6月	△56,679	△53,707	△4,937
7～12月	△29,606	△44,679	11,938
27年1～6月	△30,952	△42,603	8,913
7～12月	△44,576	△39,865	△5,107

(出所)　大蔵省『外国貿易概況』昭和27年7月，28年2月，33年12月.

昭和26年8月31日の日英支払協定の改訂は，昭和26年後半から27年にかけて，ポンド地域貿易に顕著な変化をもたらした．この改訂において，「ドル条項」が廃止されたために，ポンド地域への輸出が急増したのである(表序-4)．ポンド地域貿易は，昭和26年下半期に1億1900万ドル，昭和27年上半期に8900万ドルの黒字を計上し，ポンド保有高は昭和27年6月には3億5500万ドルに達した．「ドル条項」廃止の結果，日本がポンド地域との取引によって獲得したポンドのドルへの交換はできなくなったので，交換性のないポンドを抱えることが危惧された(「累積ポンド問題」とよばれた)．

2　「日米経済協力」

「日米経済協力」は，昭和26年から27年にかけて，マスコミ等で取り上げられ，政府，財界などの大きな関心事となった.[1]「日米経済協力」の内容は，必ずしも明確に定義されていたわけではないが，次の3点が柱となっていたことは間違いない.[2]

第1は，アメリカを中心とした「自由世界」の国防生産に対する日本の協力である．すなわち，冷戦下のアメリカの軍事戦略のために日本の工業力を動員し，軍需製品を生産することである．

第2は，「自由諸国」の軍拡の過程において生じると予想される消費財不足を，日本からの消費財輸出を通じて補塡することである．

第3は，東南アジア諸国の重要原料資源の開発を行い，日本の工業力を拡張することである．

この構想は，東アジアにおける冷戦の進展を背景にして登場したものであった．朝鮮戦争の影響により，アメリカの対外経済政策はいかなる軌道修正を迫られるのかを分析したアメリカ政府の「グレー報告書」(1950年11月10日)では，防衛力増強のためにアメリカが西欧諸国に援助を継続する必要性，軍需生産の急増により予想される原料不足への対処が求められることが強調された．極東において「卓絶した工業的地位」を有する日本の貢献は，極東の経済発展，生活水準向上，平和維持にとって非常に重要であり，それがゆえに，日本がいっそうの経済的に復興することが不可欠であると，この報告書は指摘している．

日本の復興のためには，製品の輸出市場と，原料の輸入市場の確保が要請され，そうした市場としては，中国に代わる市場として東南アジアが有望であることが示唆されていた.[3)]

「日米経済協力」構想では，日本の工業力をアメリカの軍需品調達のために動員するという側面，日本の消費財輸出と東南アジアの原料輸出とを結合させて日本・東南アジア経済の復興を図るという側面の二つが組み合わされている．この二つの側面が結びつけられ，一つの構想として登場したのは，昭和26年1月のダレス来日以降のことと思われる．

しかし，この二つの側面を個々に検討するならば，この構想の萌芽はそれ以前にすでに存在していたことがわかる．朝鮮戦争の勃発後，米軍(国連軍)の日本からの軍需品調達が著しく伸びたため，それまで軍需品調達の観点から日本の工業力を検討したことのなかったアメリカ政府も，その必要を感じるようになった．アメリカ政府の直接の指示によるものかどうかは不明だが，昭和25年10月にGHQ/SCAPは，日本の最大工業能力調査を実施していた.[4)] また，東南アジアとの経済関係の樹立は，昭和22，23年頃からすでに，経済安定本部(「経済復興計画」)やGHQ/SCAP(“Blue Book”)の諸計画において謳われていた.

1951(昭和26)年2月1日，アメリカ軍需生産局は，「合衆国の軍需供給源としての日本」と題する勧告を採択した．この勧告は，太平洋地域において米軍が日本の生産設備を利用できるようにすること，アメリカの対東南アジア軍事援助計画のための補助として日本を用いるという方針を掲げており，この勧告にもとづいて日本の産業能力を調査することとなった.[5)]

マッカーサーは2月16日に吉田首相に対して，日米経済協力を具体的に検討するよう指示し，19日にはマーカット経済科学局長が経済安定本部長官に対して，アメリカの軍需生産拡大に応じられるように日本の産業計画を立てることを要請した.[6)]

GHQ/SCAP経済科学局は，経済安定本部が提出した作業案をもとに，早くも2月20日に，「日本の潜在工業力」(Japanese Industrial Potential)と題する報告書を取りまとめた.[7)] 主要産業の未稼働設備をふくめた最高生産能力を算定したものであった．調査の対象品目は67に及んだ．この経済安定本部とGHQ/SCAPの両案を，トップレベル作業とよんでいる.[8)]

日本政府は，3月2日に「経済協力に関する基本的問題点」および「経済協力に関連する今後の重要施策」をまとめ，GHQ/SCAPに提出した.[9)] これらの文書は，日本政府が日米経済協力の推進をGHQ/SCAPに促す内容となっており，この構想に寄せた日本側の期待の高さを示している．

「経済協力に関する基本的問題点」は，日米経済協力体制について，日本側は「労働力と生産設備の余裕を活用して生産を最大限度に増強し，以て積極的に寄与したい」という意思を明らかにしたうえで，次の点についての同意をアメリカ側に求めた．

① アメリカが日本に期待する経済協力の規模および内容を明らかにすること．

② 経済協力の実施により，日本国民の生活水準の向上が妨げられたり，経済の合理的な循環に支障が生じないようにすること．

③ 統制は最小の範囲にとどめ，財政金融政策，貿易政策により経済を調整すること．

④ 日米経済協力の遂行のためには，日本がアメリカの経済援助を期待せざるをえないこと．

こうした基本構想を実現するために，日本側(大蔵省，経済安定本部)が立てた具体的政策試案が「経済協力に関連する今後の重要施策」であった．大蔵省および経済安定本部の意見は，国民生活水準の確保とインフレ防止対策を織り込んでおり，アメリカ政府の軍需発注により既存設備のフル操業が実現することに多大の期待を寄せる経済界の意見とは若干，ニュアンスが異なっていた.[10)]

昭和26年4月にマーカットGHQ/SCAP経済科学局長は，アメリカ政府の意向を打診する目的で帰国し，国務省，国防省，財務省，国防動員局，国防生産局等の高官と協議した後，5月10日に帰任し，5月16日に「マーカット声明」を発表した.[11)]

「マーカット声明」は，アメリカ政府の日本に対する軍需発注の今後の増大を示唆したものの，アメリカ政府が日本から大規模な調達を行う具体的な計画は存在せず，あくまでも，アメリカ政府は商業ベースで各国から調達を行う方針であるとした．また，インフレの抑制は日米経済協力および日本の国際社会

への復帰の前提であるとし，インフレに対するに恒久的な措置を講じることを日本政府に求めた．

「マーカット声明」についての日本側の反響は，日本からの組織的な調達計画が明らかにされなかったことへの失望の声が強かったが，他方では，今後，調達額は増えつづけるであろうという楽観的な予測も少なからず存在した．

大蔵省では，「マーカット声明」の分析を行い，「マーカット声明の裏にかくれた米国の意図は，脅迫的意図とまではゆかなくても，米国の世界戦略実現のために利用する点もあるべきことは推測できる」が，「米国の意図は別として，日本としては商業ベースに立って考えた場合，特需に対しては米国よりも有利な条件で応じ得ることは当然であり，また東南アジアの開発参加も輸入代金の前渡的意味をもつ投資だというように考えれば，声明の要求する意図がどこにあるかを考えなくても，独自の立場から経済協力を推進すべきであろう」という結論に達した．[12] これを踏まえて，昭和26年5月25日の日付の大蔵省作成文書「経済協力についての問題点」においては，「日米経済協力との関係における日本経済運営の基本的方針としては，日米経済協力を通じて経済規模を拡大し，これにより経済の再建自立を促進することを目標とする」という方針が固まった．[13]

「マーカット声明」は，日本政府が長期経済政策を作成し，世界に表明することを求めていたので，日本側では，5月下旬以降，各省が協議して経済政策案の立案作業を行った．作業は短期間に実施され，6月23日には，「新経済政策に関する声明」(「吉田内閣新経済政策」)，[14]「今後の重要経済施策要綱」[15] が発表された．

「今後の重要経済施策要綱」は，「経済の安定を維持し，インフレーションの抑制を図りつつ，米国をはじめ民主自由国家に対する経済協力を推進し，経済の健全な発展と国民生活水準の維持向上を図ることを目的」としてあげ，現行為替レートの維持すること，直接統制措置は必要最小限に抑えて財政金融政策によりインフレを抑制することを前面に掲げた．

日本政府のプランを受け取ったマーカット経済科学局長は，この政策は「極めて健全なもの」であり，「国際的に認められた経済安定と進歩した世界協調の方針に合致するものである」と評価しつつも，インフレ抑制策などの面で具体性を欠くことを指摘した．[16]

「新経済政策に関する声明」が「自立日本の経済憲章」[17] とよばれたように，「マーカット声明」に応えて吉田内閣が示した新政策は，もはや，「日米経済協力構想」実現のための政策ではなく，講和後に向けての日本政府の決意表明のような性格に変わっていたといえよう．

しかし，「日米経済協力構想」は講和条約の締結(昭和26年9月8日)とともに終焉したわけではなかった．1951(昭和26)年6月23日には，マリクソ連国連代表が朝鮮停戦交渉を提案し，朝鮮特需は減少に向かった．また，対日経済援助も1951米会計年度をもって打ち切られることとなった．こうした事態に対応するために，政府や経済界は日米経済協力の名のもとに，朝鮮特需後の活路を模索した．

昭和26年11月16日に，経済安定本部に経済協力連絡会を設置することが閣議了解された．[18] 経済協力懇談会は，経済安定本部総務長官を会長とし，経済安定本部，外務省，大蔵省，通商産業省，農林省，運輸省，労働省，外国為替管理委員会，日本銀行，日本開発銀行，日本輸出入銀行を代表する委員をもって構成される委員会であった．連絡会が処理する事務は，①日米経済協力に関する事項と，②東南アジア地域の開発に関する事項の二つであった．

昭和27年2月12日に，経済安定本部は「日本経済の自立達成と経済協力の推進について」を作成した．[19] これは，経済協力懇談会の検討の結果を纏めた文書と思われる．なお，この文書はGHQ/SCAP宛に提出された．[20]

第一　基本方針

一　わが国は，

(一)　未稼働設備および労働力を活用して生産を増加し

(二)　米国はじめ東南アジアその他の友邦諸国との経済協力を一層緊密化して，その国防生産および経済発展に寄与しつつ，

(三)　併せてわが国の所要の輸入を確保し，

(四)　輸送力を整備増強し，

(五)　国民生活を向上し，

(六)　漸次自衛力の強化を図り，

これにより，できる限り，急速に自立経済を確立するものとする．

二　右の方針に基き，強力に左の措置を推進する．

(一)　米国の資金的技術的援助によりわが国の自衛力の漸増の物的基礎を整備しつつ，米国に軍需品を供給し，その軍備充実計画に寄与するとともに，ドルの収入の安定と増加とを期する．

(二)　東南アジア諸国の経済開発計画および米国の経済援助計画等に即応しつつ，東南アジア経済開発に一層積極的に協力するとともに同地域からの物資輸入の増加を図り，ポンド貿易の均衡を図る．

(三)　右の経済協力を可能ならしむる等のための生産増加の最大の隘路である電力を米国の資金的強力を受け緊急に増加する．

(四)　右とともに生産の増加および輸入量の増大に応ずるため米国の資金的協力を受け外航船舶を増加し，併せて外資払の節約を図る．

(五)　わが国の経済発展と自衛力充実のため，米国の資金的協力を受け国内の枢要部に自動車専用道路を新設し，また日米間の精神的結合の強化および外貨獲得に資するため滞日来日外国人のために整備せる観光用道路を建設する．

この文書には，講和条約発効直前の時期に日本政府がアメリカに対して求めていたものが明瞭に示されている．すなわち，①ドル収入の安定的確保のための「新特需」，②日本の原料輸入を可能にするような東南アジア開発へのアメリカの協力，③日本の生産力のネックとなっている電力等へのアメリカ資本の供給である．こうした課題は，講和直後から昭和30年代前半にかけての日本の対米経済政策の基本となった．

〔注〕

1)　「日米経済協力」については，大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第3巻「アメリカの対日占領政策」(昭和51年，東洋経済新報社)，500-516ページ，中村隆英「日米『経済協力』関係の形成」(『年報　近代日本研究』4，1982年)参照．

2)　稲葉秀三監修『日米経済協力』(昭和26年，経済問題調査会)，2ページ．

3)　外務省政務局第一課訳『グレー報告書(対外経済政策に関する大統領への報告書)』(昭和26年1月)．

4)　「日本経済と東南アジア開発に就いて」(昭和26年5月経済安定本部)．

5)　中村隆英「日米『経済協力』関係の形成」(『年報　近代日本研究』4，1982年)，287ページ．

6)　鹿島平和研究所編『日本外交史』第30巻「講和後の外交II経済(上)」(昭和47年，鹿島研究所出版会)，102ページ．

7)　原文の一部は，前掲，『昭和財政史—終戦から講和まで』第20巻「英文資料」(昭和57年)，552-65ページに収録されている．

8)　林雄二郎編『日本の経済計画』(昭和32年，東洋経済新報社)，158-59ページ．

9)　「経済協力に関する基本的問題点」(昭和26年3月5日)の英訳は“For our closer economic Cooperation”(March 6, 1951)，「経済協力に関連する今後の重要経済施策」(昭和26年3月2日)の英訳は，“Important Measure to be taken in Connection with Economic Cooperation”である(大蔵省資料Z503-9)．

10)　『金融財政事情』昭和26年3月19日号，4-5ページ．

11)　「マーカット声明」の全文は，前掲，『昭和財政史—終戦から講和まで』第17巻「資料(1)」(昭和56年)，101-4ページに収録されている．

12)　「日米経済協力は何を目的として推進すべきか」(鉛筆書きメモ)(作成年月日不明)(大蔵省資料Z503-9)．このメモは，当時，大蔵省官房調査部長であった石野信一のメモと推定される．

13)　「経済協力についての問題点」(昭和26年5月25日大蔵省)(前掲，『昭和財政史—終戦から講和まで』第18巻「資料(2)」，昭和57年，562-66ページ)．

14)　前掲，『昭和財政史—終戦から講和まで』第17巻「資料(1)」，104-5ページに収録．

15)　前掲，『昭和財政史—終戦から講和まで』第18巻「資料(2)」，570-75ページに収録．

16)　「日本政府の経済政策に関する二文書受領についての総理大臣宛マーカット局長書簡」(昭和26年6月21日)(前掲，『昭和財政史—終戦から講和まで』第18巻「資料(2)」，575ページ)．

17)　『日本経済新聞』昭和26年6月11日．

18)　「経済協力の促進に関する件」(昭和26年11月16日閣議了解)(前掲，『昭和財政史—終戦から講和まで』第18巻「資料(2)」，591-92ページ)．

19)　大蔵省資料Z511-372．

20)　中村隆英「日米『経済協力』関係の形成」(『年報　近代日本研究』4，1982年)，299-300ページ．

第１章　国際経済社会への復帰と自立
—昭和27～33年

第１節　昭和27～33年の国際収支と外貨危機

1　昭和27～33年の国際収支の動向

（1）　当該期の特徴

本章の範囲である昭和27～33年の国際収支の特徴をまとめれば，以下のよう

表 1-1　国際収支の推移(IMF 方式)(昭和21～34年)

(単位：100万ドル)

年次	経常収支	貿易収支			貿易外収支	移転収支	長期資本収支	基礎的収支	短期資本収支	誤差脱漏	総合収支
		収支	輸出	輸入							
昭和21	△78	△236	67	303	△36	195	22	△56	—	△3	△58
22	46	△266	183	449	△93	405	6	52	—	14	66
23	75	△282	265	547	△105	462	4	78	—	27	105
24	207	△192	536	728	△115	514	△18	190	—	△11	179
25	476	38	924	886	9	429	△93	384	1	49	434
26	329	△287	1,358	1,645	446	171	22	351	10	8	370
27	225	△407	1,294	1,701	597	34	△61	164	22	1	186
28	△205	△790	1,260	2,050	563	21	△141	△346	△33	2	△379
29	△51	△427	1,614	2,041	347	29	26	△25	14	13	2
30	227	△53	2,008	2,061	258	22	△24	202	102	△19	285
31	△34	△131	2,482	2,613	72	25	25	△9	△2	11	1
32	△620	△401	2,855	3,256	△188	△30	38	△582	77	1	△503
33	264	368	2,871	2,501	90	△195	96	360	△4	37	393
34	361	362	3,414	3,052	23	△23	△214	147	△60	57	143

(注)　昭和34年以前は IMF 方式による公式統計は存在しない．
(出所)　日本銀行資料に基づく大蔵省試算．

になる(表1-1).

(1)　貿易収支は，昭和27～32年まで連続して赤字を計上し，33年のみ黒字を計上したこと.

(2)　貿易赤字は，主として，輸入額増加が輸出額増加を上回るペースで進んだために生じたものであった．とくに，平和条約発効の昭和27年前後の輸入増は著しく，昭和28年には7億9000万ドルもの貿易収支の赤字が発生した.

(3)　貿易外収支の黒字が大きかったことは，前後の時期と比べた場合の当該期の顕著な特徴である．貿易外収支の大幅黒字をもたらした主たる理由は，特需の存在である(図1-1)．特需は，朝鮮戦争に際して発生したが(「朝鮮特需」)，在日米軍の調達や軍人および家族の消費，アメリカ政府の域外調達などにより，特需はその後も持続した(「新特需」)．特需による外貨収入が，ピークに達したのは，朝鮮戦争の休戦協定が結ばれた昭和28年であり，その額は約4億3500万ドルにも達した．同年の輸出額約12億6000万ドルと比べれば，講和直後の時期の外貨収入に特需が果たした役割の大きさを明瞭にみてとることができよう．特需は，その後，漸減していったが，昭和30年代半ばまで2億ドル台を維持していた.

図 1-1　特需支払高

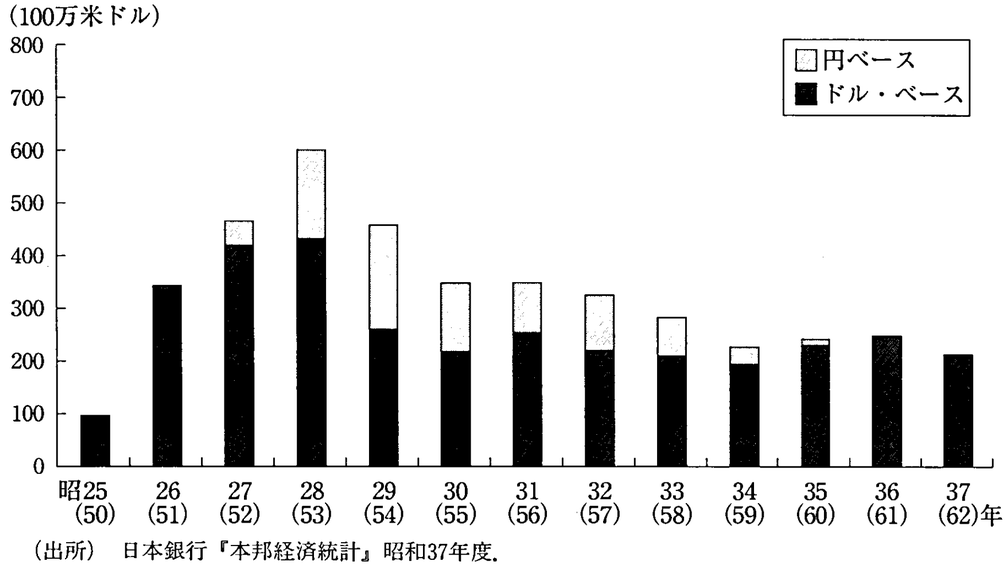

(出所)　日本銀行『本邦経済統計』昭和37年度.

表 1-2　決済地域別輸出入額(昭和20～33年)

(単位：万ドル)

年月	輸出				輸入				出入(△)超合計		
	計	ドル地域	ポンド地域	清算勘定地域	計	ドル地域	ポンド地域	清算勘定地域		ドル地域	ポンド地域
昭和20年9月～21年末	10,329	8,220	233	1,876	30,561	30,275	35	252	△20,232	△22,054	198
22	17,357	4,882	5,622	6,853	52,613	49,062	2,475	1,077	△35,256	△44,180	3,148
23	25,827	8,698	6,165	10,964	68,422	56,278	7,349	4,795	△42,595	△47,580	△1,184
24	50,970	16,803	22,775	11,393	90,484	68,034	13,961	8,490	△39,514	△51,231	8,814
25	82,006	29,445	24,408	28,152	97,434	55,886	22,214	19,334	△15,428	△26,440	2,194
26	135,452	31,681	58,506	45,265	199,504	118,023	45,365	36,116	△64,052	△86,342	13,142
27	127,292	39,700	53,967	33,625	*202,819	122,168	50,160	30,491	△75,528	△82,468	3,806
28	127,484	49,010	31,750	46,724	240,964	130,478	60,276	50,209	△113,479	△81,469	△28,526
29	162,924	56,092	49,276	57,556	*239,940	141,107	43,319	55,492	△77,017	△85,015	5,957
30	201,060	81,647	64,908	54,505	*247,143	133,203	59,951	53,977	△46,083	△51,556	4,957
31	250,064	109,528	90,646	49,890	*322,973	172,515	105,748	44,702	△72,910	△62,987	△15,102
32	*285,802	131,873	124,723	29,193	*428,359	240,370	159,107	28,871	△142,557	△108,497	△34,384
33	*287,656	142,676	124,210	20,749	*303,313	171,991	117,303	14,007	△15,657	△29,315	6,908

(注)　*の輸出は指図式(揚地選択)貨物を，輸入は特殊地域を含むので地域別の合計とは不一致.
(出所)　大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第19巻「統計」(昭和53年，東洋経済新報社)，114ページ.

(4)　占領期に大きかった移転収支の黒字はほとんどなくなった．これは，アメリカ政府の対占領地援助の消滅によるものである．

(5)　全体としては，貿易収支の大幅な赤字のかなりの部分を特需が補塡する構造であったが，経常収支の変動は大きく，昭和28年と32年の2度にわたり大幅な赤字を計上し，この際には外貨危機が発生した．

貿易決済において，ドル地域，ポンド地域，オープン勘定地域の区別が設けられていたのもこの時期の特徴である(表1-2)．

東アジア，東南アジアにおいては，ポンドは戦後も依然として重要な位置を占めていた．また，戦後の「ドル不足」が深刻な時期には，2国間の貿易・支払協定にもとづくオープン勘定も，貿易促進上，重要な意味をもった．

ドル地域貿易は，つねに大幅な赤字であり，特需によるドル収入をもってしてもこの赤字を埋めることはできなかった．

ポンド地域との貿易収支は変動が激しかった(図1-2)．昭和26年8月に日英支払協定が改訂され，ドル・クローズが撤廃されて以降，ポンド残高は急増した．ところが，昭和27年9月には，対ポンド地域貿易が入超に転じ，昭和28年にはIMFからポンドを買い入れるほどまで，ポンド不足は深刻化した．昭和

図 1-2　ポンド残高の推移(昭和26～30年)

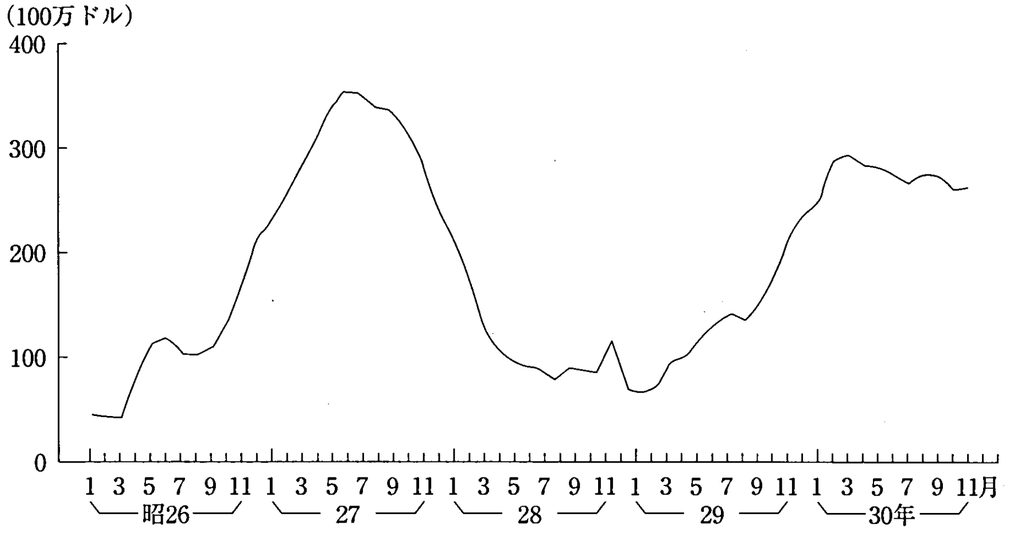

(注)　ドル換算した値．
(出所)　大蔵省『財政金融統計月報』，大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第19巻「統計」(昭和53年，東洋経済新報社)，127ページより作成．

29～30年には，一転して，ポンド地域への大幅な輸出超過となり，昭和30年4月にはポンド保有残高は1億ポンドにも達した．昭和31～32年には，再度逆転が起こり，大幅な輸入超過により，昭和31年6月にはポンド保有高は700万ポンドにまで激減した．しかし，昭和32年4月には日英支払協定は廃止され，為替自由化が進んだので，ポンド圏との取引を区別する必要性は薄れた．

オープン勘定は，占領期にGHQ/SCAPにより導入された決済方式であり，講和後もしばらくはオープン協定の拡大が図られたが，昭和30年頃からは縮小・廃止の方向に向かった．

(2)　外　貨　準　備

外貨準備の推移　外貨残高は，昭和33年5月まで外貨保有高方式により表示されていた．しかし，外貨準備高により推移をみるのが適切なので，ここでは，当時公式には用いられていなかった外貨準備高の方で推移を追うことにする(図1-3)．

外貨準備高は，講和直後の昭和27年6月末に11億3670万ドルに達した後，昭和29年6月末には5億9610万ドルにまで減少した(昭和28～29年の外貨危機)．昭和31年12月末には9億4140万ドルにまで回復するが，ふたたび減少に転じ，

図 1-3　外貨残高の推移(昭和25～34年)

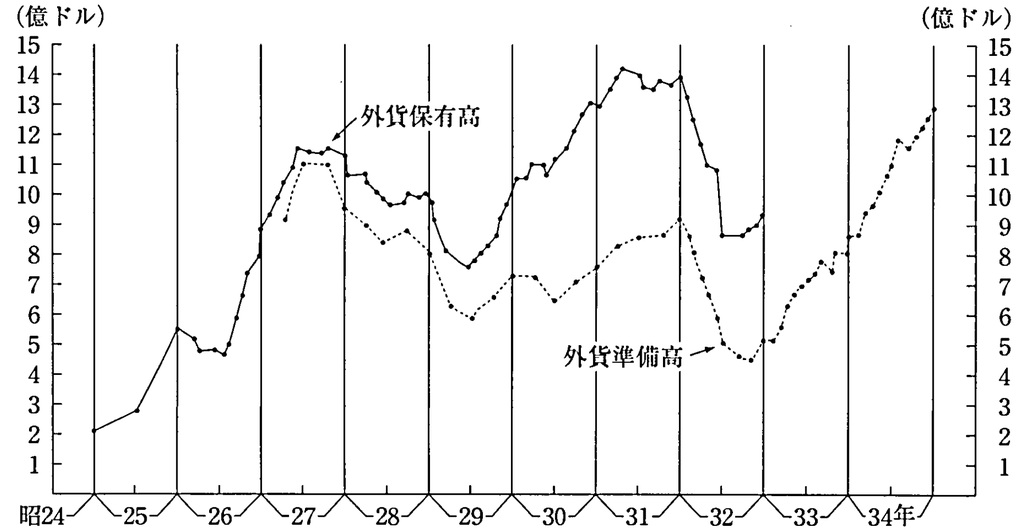

(出所)　経済企画庁編『戦後経済史』「貿易・国際収支編」(昭和37年，大蔵省印刷局)，477ページ．

昭和32年9月末には4億5530万ドルという，前回の外貨危機の水準を下回った(昭和32年の外貨危機)．昭和33年以降，岩戸景気の輸出増大のために，外貨準備は急増した．この増加傾向は，昭和36年半ばに外貨準備20億ドル・ラインに達するまで続いた．

このようにしてみると，本章の扱う昭和27～33年の時期は，赤字基調の貿易収支が原因となって，外貨準備が低迷した時期ということができよう．外貨準備が昭和27年6月末の水準を突破するのは，実に，昭和34年7月末のことであった．

外貨残高の，通貨別の内訳を，外貨保有高の統計によって示しておく(図1-4)．

通貨別内訳にも注目するならば，上記の外貨準備高の推移に，もう一つの側面が存在することがみえてくる．ポンド貨保有高は，昭和27年6月末には，約3億5500万ドル(ドル表示)で，ドル保有高の半分にも達していた．この時には，ポンドはドルに交換できない通貨であったので，ポンド貨の累積は歓迎されなかったのである(「過剰ポンド問題」)．

オープン勘定は，昭和28年に縮小した後，昭和29～30年にふたたび増大した．

図 1-4　外貨保有高の推移(昭和26～30年)

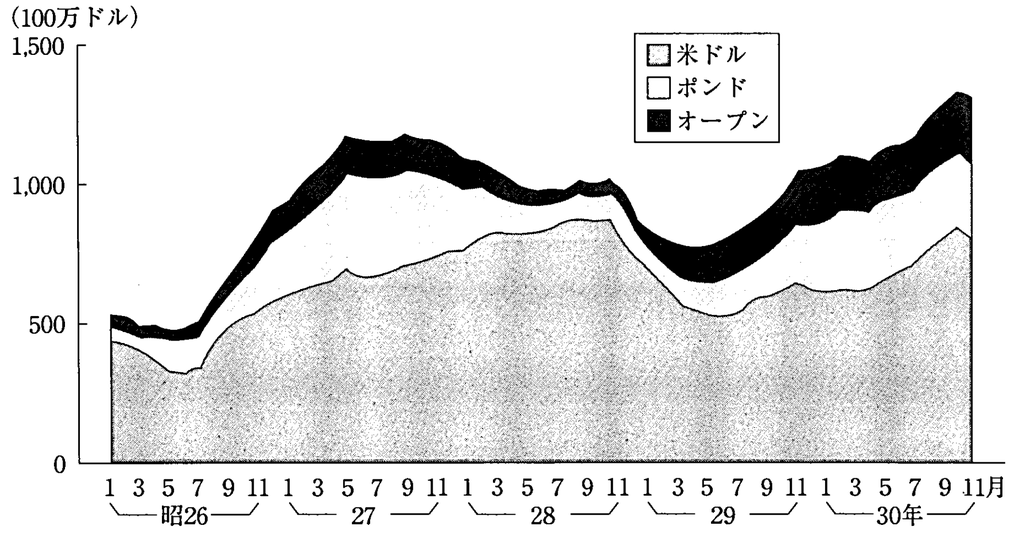

(出所)　大蔵省『財政金融統計月報』，大蔵省財政史編『昭和財政史—終戦から講和まで』第19巻「統計」(昭和53年，東洋経済新報社)，127ページより作成．

昭和29年～30年の増大には，インドネシアや韓国等に対する多額の焦付き債権が含まれていた．

外貨残高公表方式の変更　外貨の動きを従来よりも適正に反映させる目的で，大蔵省為替局は，昭和33年5月に従来の「外貨保有高」の公表を廃止し，新たに「外貨準備高」を公表する方式に改めた．[1)]

それまでは，国内向けには「外貨保有高」が随時公表され，ほかに，*International Financial Statistics* (*IFS*)に掲載するためにIMFに報告する「IFS保有高」が作成されていた．いずれの方式も，政府・日本銀行の保有外貨以外に，為銀の保有外貨も含めている等の点で，流動的な外貨を示す指標としては問題が多かったので，この2方式を廃止して，「外貨準備高」に切り換えた．

改正の要点は，以下の通りである．

① 政府，日銀の保有外貨を計上し，為銀等の保有外貨は計上しない．

② 金，硬貨(米ドルその他の交換可能通貨)，英ポンドのみを計上し，オープン勘定債権残高は計上しない．

③ 鋳貨，紙幣，銀行預金，政府証券および銀行引受手形の形態をとる外貨資産を計上するが，銀行預金のうち，本邦為銀に対する預金と，政府証券のうち本邦外貨債等は除外する．

三つの方式の違いを仮説例をもって示せば，表1-3のようになる．

外貨保有高と外貨準備高を数量的に比較すると，為銀の外貨保有増加などにより，昭和30年頃から両者の差が大きくなったことがわかる(前掲，図1-3)．緊急の際には為銀の外貨も政府の手に集中するという手段はあるとはいえ，為銀保有外貨資産は，必ずしも流動性が高いわけではないので，流動性の高い外貨資産のみを計上する必要が生じたのである．

外貨バッファー論　昭和29年以降の外貨準備増大を背景にして，昭和31年に，経済企画庁関係者によって外貨バッファー論が提唱され，話題を呼んだ．

外貨バッファー論は，昭和28～29年の外貨危機の経験を踏まえて，安定的成長を図るために外貨をバッファー(緩衝装置)として用いようという案であった．

最初に外貨バッファー論を唱えた後藤誉之助(経済企画庁調査課長)によれば，その概要は次のようであった．[2)]

日本は世界市場の中で限界供給者なので，日本の景気の波は，世界景気の波

表 1-3　保有外貨に関する三方式の内容比較(仮設例)

		外貨保有高	IFS 保有高	外貨準備高
政府金(貴金属特別会計保有)		—	10	10
外国為替(外国為替資金保有)				
外貨預け金		300	280	150
外貨証券		50	50	40
オープン勘定残高		100	100	—
計	(A)	450	440	200
日本銀行金		—	0	0
外国為替		100	100	100
計	(B)	100	100	100
本邦為銀 資産 本支店勘定貸超		80	80	—
外貨預け金		20	20	—
外貨証券		10	10	—
外貨貸付金		40	40	—
輸出手形		—	30	—
計		150	180	—
本邦為銀 負債 外貨預り金		170	150	—
外貨借入金		30	—	—
計		200	150	—
差引	(C)	50	30	0
合計	(A+B+C)	500	570	300

(注)　本表の計数はすべて仮設である.
(出所)　藤井淑男「保有外貨統計及び外国為替統計の改正」(『財経詳報』第175号, 昭和33年7月7日, 8ページ).

をはるかに増幅した形で現れる. 大幅な景気変動を避け, 安定成長を図るために, 景気の良い時に外貨を蓄積しておき, 景気の悪いときはその蓄積外貨でしのぐ工夫が必要である. すなわち, 外貨準備を国内景気と国際景気とを遮断するクッション(バッファー)として用いるのである. そのためには, ①一定の外貨を保有すること(現在の外貨保有高15億ドルは, 正味の外貨準備に直せば10億ドル以下となるので不十分である), ②外貨の増減がただちに国内金融に影響を与えないような装置(為替平衡勘定のような)を備えること, ③国内の有効需要をコントロールするために調整財政政策を採用すること, が不可欠である. こう

した政策を実施する際には, 国際収支や物価というシグナルでは不十分であり, 適正成長率(ある期間にわたって経済の持続的な成長を保証することができる成長率)をシグナルとして用いる.

外貨バッファー論は, 景気の波の小さい安定成長を望む世論に応えようとする意欲的な提案であった. しかし, 後藤の主張するように, 「世界経済の波動の波をぬって, 日本経済が一定の安定した率で成長を維持することができるように諸般の調整を加え」ることは, それほど簡単なことではないという批判も強かった.[3)]

外貨バッファー論と関連して, 適正な外貨準備高はどの程度かについて, さまざまな議論が行われたのも昭和30年代の初めのことであった.

大蔵省為替局は, 昭和33年7月に適正外貨準備高について検討を行った.[4)]

「経済の安定的成長を維持することが可能な外貨準備高」を適正外貨準備高と定義した上で, 適正外貨準備高は, 8億5000万ドルだとした. 内訳は, 運転資金1億5000万ドル, 食糧緊急輸入等準備金2億ドル, 景気変動準備金3億5000万ドル, 外銀信用等準備金1億5000万ドルである.

昭和33年末の外貨準備は8億6100万ドルであるから, ほぼこの水準を満たしていたことになる.

その後の試算の事例としては, 昭和34年8月の経済企画庁によるものがある.[5)] この試算では, 昭和34年度の適正外貨準備高は, 年率20%の生産上昇を想定した場合には11.4億～12.5億ドル, 年率30%の生産上昇を想定した場合には, 14.4億～15.5億ドルとしている.

昭和34年末の外貨準備高は, 13億2200万ドルであったので, この場合も, ほぼ必要と考えられた水準に達していたことになる.

外貨準備に関する大蔵省の考え方　大蔵省は適正な外貨準備についてどのように考えていたのか.

まず, 外貨準備高は多ければ多いほどよいと考えていたことは確かである.

外貨保有高(とくにポンド)が累積されていた昭和27年11月当時の為替局の見解は次の通りであった.[6)]

> 貿易及び外貨外取引の円滑な運営を図るためには, ある程度の外貨の保有が必要である. 又外貨の保有高が適度であるか否かは, 将来の見透しをも含めて検討

されなければならない．現在における外貨の蓄積は，朝鮮動乱後の特需や駐留軍将兵の消費等臨時的要素によるものが多く長くこれに期待を寄せることは不可能である．更に貿易の拡大に伴う所要外貨や対外債務の処理等を併せ考えれば，益々国際収支の改善に努力を要する必要があり，現在保有の外貨が過度のものであると言うことはできない．

昭和31年後半も，外貨保有が高い水準に達した時であったが，昭和32年初めには，為替局は次のような見方をしていた．[7)]

わが国の外貨保有高は昨年(昭和31年)12月末で約14億3千万ドルであるが，実質保有高は9億4千万ドルであって，我が国の経済規模の拡大や，今後国内における主食の不作又は海外の景気後退による輸出の不振等の不測の事態の発生に備える必要などを考慮すると未だ充分な保有高とは云えない．従って保有外貨の使用については，今後の内外の諸事情を勘案して慎重に対処してゆく必要はあるが，わが国経済の発展向上に資する如き原材料の輸入等については外貨の使用を出来る限り積極的に行って参りたい．

さらに，昭和34年初めの認識も示しておこう．[8)]

外貨準備高は昨年(昭和33年末)の12月末で861百万弗で，32年12月末に比べて337百万弗増加しており概ね32年1月(880百万弗)の水準にもどった．(中略)このように一昨年の国際収支危機によって失われた外貨が昨年1ヶ年のうちに次第に回復し，又，その際緊急借入したものも概ね返済し終わった．

しかし，ご承知のように昨年末西欧諸国が交換性回復を断行した結果今後大勢として貿易及び為替の自由化が世界的に推進されると思われ，諸外国のわが国に対する自由化の要請は益々顕著となって来ると思われる．この様な要請に応えつつ激化する国際競争の下でわが国の貿易の伸展をはかって行くためには，わが国経済の基盤の強化，国際競争力の培養に極力努めることは勿論のこと外貨準備についても一層の充実を図る必要がある．このような見地からすると現在のわが国外貨準備は未だ不十分であり，今後とも着実にその増加を図ることが必要であると考えている．

経済企画庁の「外貨バッファー論」が主張するようなカウンター・サイクリカル(反循環的)な政策を採用することには，大蔵省は必ずしも積極的ではなかった．

昭和33年7月30日「景気対策論争について」と題する大蔵省文書(作成者は不明)は，昭和31年から32年にかけての景気政策をめぐる論争を次のように批判した．[9)]

「これらの論争は，わが国の経済が，国際経済の大きな波の中で運営されているという現実を忘れさせ，舵のとりよう次第では浮かび上がることもまた沈むことも自由自在であるかのような印象を与え，従って人々に経済が変動するのはすべて経済政策の失敗によるものであると誤信させる．」アメリカと異なり，「わが国経済は国際経済の波動に大きく影響されざるをえないのであり，政策でこれを調整し得る余地は極めて小さい」．このように考えれば，景気対策論争は「この辺で終止符を打たせ，一般の関心を実体と関係のある問題に向かわせることが必要である」．「今日最も必要なことは，日本経済の体質を改善強化し，将来国際経済の波動によって大きな影響を受けぬよう，いわゆる底の深い経済にすることを目標に諸々の政策を着実に実行して行く方針を打ち出すべきであろう．」

外国為替資金特別会計　外国為替資金特別会計は，昭和26年3月30日公布の「外国為替資金特別会計法」(昭和26年法律第56号)にもとづいて，外国為替特別会計の資産・負債を継承して，昭和26年4月に発足した．[10)]

外国為替資金特別会計が，外国為替特別会計から引き継いだ資金の内訳は表1-4の通りである．また，その後の，同特別会計の推移は表1-5の通りである．

外国為替資金特別会計は，昭和25年度(この時はまだ外国為替特別会計であった)に100億円，昭和26年度に800億円，昭和27年度に350億円のインベントリ

表 1-4　外国為替資金特別会計よりの引継額内訳　(単位：億円)

	金　額	受入年月
A　貿易特別会計「外為資金」より引継ぎ	30	昭和24.12
B　貿易特別会計よりの繰入金	260	26.3
C　一般会計よりの繰入金(インベントリー・ファイナンス)	100	26.2
D　総司令部よりの引継外貨	776	24.11～26.5
E　計(A～D)	1,166	
F　外国為替資金特別会計の損失	△28	
G　差引引継資金	1,138	

(注)　司令部よりの引継額は，米ドル162百万ドル，英ポンド19百万ポンドの合計775億円(円貨換算)から，昭和24年9月の英ポンド切下げによる損失28億円，港湾経費その他13億円，計41億円を差し引いたもの．

(出所)　国際金融局短期資金課「外国為替資金特別会計(自昭和24年度　至昭和38年度)」(昭和39年11月)より作成．

表 1-5 外国為替資金特別会計 貸借対照表(昭和25～34年度)

(単位：100万円)

年度末	昭和25	昭和26	昭和27	昭和28	昭和29	昭和30	昭和31	昭和32	昭和33	昭和34
[借方]										
外貨預け金	160,083	330,722	284,530	221,210	277,319	257,565	182,764	162,183	195,425	217,930
当座預け金	110,403	224,738	78,208	62,471	88,249	59,551	22,401	40,698	23,933	17,544
定期預け金	—	—	205,200	135,360	173,450	159,180	133,020	110,160	160,236	189,316
外貨預け金	—	—	—	23,239	15,401	38,763	27,137	10,969	10,969	10,969
通知預け金	49,680	105,984	—	—	—	—	—	—	—	—
特別預け金	—	—	1,122	140	219	71	206	356	287	101
外貨委託金	—	—	19,717	32	540	—	201	—	—	—
外貨証券	—	—	20,055	7,174	11,466	12,813	21,553	54,765	96,667	148,098
買入外国為替	178	205	347	404	20	4	—	—	—	—
外国通貨	0	—	29	—	6	—	—	—	—	—
英貨特別勘定	—	—	—	—	—	8,405	—	—	—	—
英磅特別預金勘定	—	—	—	—	—	—	3,211	—	—	—
特別決済勘定貸	—	—	—	66,615	85,358	108,045	101,394	108,727	45,064	45,243
円貸預け金	31,927	2,877	9,701	14,605	17,481	15,518	17,158	21,554	19,776	17,169
当座預け金	31,927	2,877	9,701	6,809	7,808	4,730	5,831	9,227	4,687	2,183
資金運用部預け金	—	—	—	7,796	9,673	10,788	11,327	12,327	15,089	14,986
円貸貸付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
米国輸出入銀行受益証書	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特別引出権 SDR	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
IMF出資金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金地金	—	—	—	0	0	0	0	0	0	
円貨調整借方口	4,993	3,889	3,249	—	—	—	—	—	—	—
外貨調整借方口	15,177	9,035	17,375	—	—	—	—	—	—	—
交互計算借方口	133,491	52,274	30,185	—	—	—	—	—	—	—
未整理外貨	—	1,062	3,001	—	—	—	—	—	—	—
手形支払引当金	—	37	—	—	—	—	—	—	—	—
為替銀行	102	81	—	—	—	—	—	—	—	—
その他資産	16,114	150	57	1,841	2,487	1,108	1,167	437	893	425
外国為替等評価損	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国為替等繰越評価損	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
本年度損失	2,773	—	—	—	—	—	—	—	102	234
[貸方]										
外国為替資金	116,614	80,000	227,432	227,431	227,425	227,425	227,425	227,425	163,736	163,736
外為証券	—	70,000	132,000	45,000	140,000	145,000	80,081	100,003	178,000	250,085
特別決済勘定借	—	—	—	30,323	16,202	18,580	6,538	2,415	419	28
特別外貨預り金	132,115	129,974	13,190	7	191	141	24	—	—	—
未払外国為替	—	—	—	247	356	473	882	402	498	73
IMF通貨代用証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
SDR累積配分額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国為替特別会計より引継	—	112,447	—	—	—	—	—	—	—	—
その他負債	88	135	2,323	1,002	832	1,054	1,174	2,275	130	136
交互計算貸方口	112,346	1,652	—	—	—	—	—	—	—	—
円貨調整貸方口	365	801	4,594	—	—	—	—	—	—	—
外貨調整貸方口	3,287	3,940	6,813	—	—	—	—	—	—	—
外国為替等評価益	—	—	—	—	—	—	—	58	—	58
外国為替等繰越評価益	—	—	—	—	—	—	—	—	58	—
積立金	—	—	—	1,896	7,874	9,673	10,788	11,327	15,089	14,986
支出未済金	24	—	—	—	—	—	—	—	—	—
本年度利益	—	1,384	1,896	5,977	1,799	1,114	539	3,761	—	—
貸方・貸方合計	364,842	400,336	388,250	311,887	394,683	403,463	327,455	347,670	357,932	429,105

(出所) 各年度「特別会計決算書」より作成.

表 1-6　外為会計の借入金実績(昭和24～38年度)

年度別	年度末残高	借入金限度額	最高残高		平均残高		摘要
			外為証券	国庫余裕金	外為証券	国庫余裕金	計	
	百万円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	
昭和24	20,000	200	0	200				昭24.12.1(法第227号)外国為替特別会計
25	0	500	0	510				〃
26	70,000	700	利付(700)	600				昭26.3.30(法第56号)外国為替資金特別会計
27	132,000	2,000	700	1,000	846	439	1,285	当初借入金限度1,000億円 補正予算で追加1,000 〃
28	45,000	2,000	130	1,020	434	401	835	昭28.3.31まで予算が国会で承認されないため4，5月は暫定予算
29	140,000	1,500	881	590	402	409	811	
30	145,000	1,500	949	500	983	338	1,321	
31	80,081	2,500	1,583	82	1,127	358	1,485	
32	100,003	2,500	815	162	299	307	606	
33	178,000	2,500	901	980	1,037	369	1,406	
34	250,085	3,500	1,121	1,380	1,846	390	2,236	
35	328,586	5,500	(3月) 3,286	(2月) 830	2,541	540	3,081	
36	274,056	3,500	(4月) 2,975	(2月) 1,400	1,815	890	2,705	
37	355,099	4,000	(3月) 3,551	(1月) 1,270	2,118	1,175	3,293	IMF借款を考慮して前年度より借入金限度を増加
38	281,059	4,000	(4月) 3,511	(1月) 940	2,771	698	3,469	

(出所)　国際金融局短期資金課「外国為替資金特別会計(自昭和24年度　至昭和38年度)」(昭和39年11月)より作成.

一・ファイナンスを実施した．これは，貸借対照表上では，貸方の外国為替資金の増加に示されている．しかし，昭和28年度以降はインベントリー・ファイナンスを廃止して，円資金の不足分は借入金によって賄うこととした．借入金は，おもに，外為証券と国庫余裕金により調達された．その実績は表1-6の通りである．

なお，昭和33年度の外国為替資金の減少は，対インドネシア・オープン勘定の焦付き債権1769億ドル(636億8900万円)を損失として減額したために生じたものである．

〔注〕

1)　以下の外貨統計に関する記述は，藤井淑男(大蔵省為替局資金課長補佐)「保有外貨統計及び外国為替統計の改正」(『財経詳報』第175号，昭和33年7月7日，8-11ページ)による．

2)　後藤誉之助「外貨バッファー論」(『エコノミスト』昭和31年5月26日号，18-22ページ)．金森久雄(経済企画庁調査部調査課)「外貨バッファー論—国際均衡より国内均衡優先へ—」(『財経詳報』昭和31年6月4日号，1-3ページ)も，同一の趣旨である．なお，『経済白書』昭和31年版，40-42ページにも，同様の主張が述べられている．

3)　下村治(日本銀行政策委員)「『外貨バッファー論』への反論—後藤誉之助氏を批判する」(『エコノミスト』昭和31年6月9日，6月16日号)など．

4)　「適正外貨準備高について」(昭和33年7月30日為替局資金課)(大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第18巻「資料(6)国際金融・対外関係事項」，平成10年，東洋経済新報社，153-55ページ)．

5)　有馬駿二(経済企画庁調整局貿易為替課長)「適正外貨準備高について」『財経詳報』第256，第257号(昭和34年8月10日，17日)．

6)，7)，8)　大蔵省資料Z27-379.

9)　「景気対策論争について」(昭和33年7月30日)(大蔵省資料Z538-475)．

10)　外国為替資金特別会計については，大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第15巻「国際金融・貿易」(昭和51年，東洋経済新報社)，247-67ページ，大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成7年，東洋経済新報社)，67-71ページ参照．

2　昭和28～29年の外貨危機

(1)　国際収支の悪化とその原因

昭和27年の貿易収支は，輸出12億9400万ドル，輸入17億100万ドル，差引4

億700万ドルの赤字を計上し，昭和26年と比べると，赤字幅は1億2000万ドルも増大した(前掲，表1-1)．大幅な貿易赤字にもかかわらず，外貨保有残高は昭和26年末の9億1456万ドルから，27年末には11億3848万ドルへと，2億2392万ドルの増加を見た(前掲，図1-3)．このように，昭和27年において，国際収支の赤字増大が外貨保有残高の減少をもたらさなかったのは，8億2400万ドルにのぼる特需収入(昭和26年に比べて2億3250万ドル増加)による．

外貨保有高の増大は，昭和27年9月をピーク(11億8220万ドル)に減少に転じ，昭和28年を通じて徐々に減少し，昭和28年末の残高は，前年末比1億6149万ドル減の9億7700万ドルであった．さらに昭和29年に入ってからは，減少のスピードが加速し，昭和29年5月末には約7億8000万ドルにまで落ち込み，外貨危機が発生した(昭和32年以前は，外貨準備高の代わりに外貨保有高が発表されていたが，外貨準備高に直せば約6億ドルであった)．

とくにポンド残高の減少は著しく，外貨危機は，ドル不足による危機ではなく，ポンド不足による危機という形をとったことが，昭和28～29年の外貨危機が，昭和32年や昭和36年の外貨危機と異なる特徴であった．

昭和28年の外貨保有高の漸減は，輸出が低調で，輸出額が前年を下回った反面，輸入が前年よりも3億4900万ドルも増大した結果，特需収入がほぼ前年なみの8億900万ドルを維持したにもかかわらず，3億7900万ドルという大幅な総合収支の赤字を出すこととなった．

外貨危機の原因としては，次の三つがあげられる．

第1に，もっとも根本的な原因として指摘できるのが，消費の拡大である．

個人消費は，昭和27年度に，対前年比16％もの驚異的な伸びを記録し，翌28年度も10％を超える伸びを示した．昭和28年度『経済白書』は，昭和27年度における個人消費の拡大を，「国民消費の異常な膨張」と表現した．こうした個人消費の拡大が，消費財の大幅な輸入増加に帰結し，国際収支悪化の原因となった．

第2は，内需の拡大を促進するような，積極的な財政金融政策が昭和27年度以降とられたことである．昭和27年に日本は独立を回復し，占領当局(とくに財政顧問のドッジ)の圧力がなくなった「解放感」から，昭和27年度，昭和28年度は積極予算が組まれた．また，金融政策の面では，「朝鮮特需」ブーム後の

反動に対処するという意図から，輸入金融優遇を中心とした緩和政策がとられた．

このような積極的財政金融政策は，物価水準を国際的に割高にする効果をもち，輸出の停滞を招いた．昭和27年度には，繊維製品輸出の急減，鉄鋼等の重工業製品輸出の停滞が現れ，輸出額は減少に転じた．

第3に，ポンド地域からの輸入に対して，過度の促進策がとられたことである．

昭和26年8月に，日英一般支払協定が改訂され，ドル・クローズ(ドル条項)が撤廃された．この改訂により，ポンド地域が輸入の対価として日本に支払ったポンドをドルに交換する義務がなくなったので，日本のポンド圏への輸出は急増した．昭和26年2月に1554万ポンド(ドル換算で4350万ドル)であったポンド残高は，昭和27年6月末には1億2690万ポンド(ドル換算で3億5530万ドル)に達した．

そこで，ポンド地域からの輸入を促進する目的で，ドル輸入予算の圧縮，自動承認制の拡大，輸入信用状開設期間の延長，保証金比率の引下げ，別口外貨貸付制度の実施等の措置が講じられた.[1] なかでも，日本銀行による別口外貨貸付制度の創設(昭和27年2月18日)は，26年11月に廃止されたばかりの輸入優遇金融の実質上の復活措置であり，前述したように，金融緩和を推し進め，27年下期の，輸出の減少に帰結した．

(2)　ドル・ポンド・スワップの実施

ポンド資金不足に対処するために，昭和28年初めから政府はイギリス政府と交渉に入り，4月29日に東条大蔵省外国為替局長とイギリス政府代表との間にドル・ポンド・スワップ取決め(ドルの直売先買，ポンドの先売直買)が成立した.[2]

この取決めの要点は，以下の通りであった．

イングランド銀行は，ロンドン外国為替市場に対し，日本の大蔵大臣との間に次の条件のスワップ取引を行うことを承認する．

限度　2500万ポンド

期間　3カ月(さらに3カ月の更新を認める)

金利　現行ロンドン外国為替市場相場

有効期限　1953年4月から8月まで

9月末に3520万ポンドのポンド資金不足が予想されたため，大蔵省は，7月末に，取決めで承認されていたスワップの3カ月延長の手続をとるとともに，イギリス政府に対して，1000万ポンドの限度額引上げを要請した．この申入れに対してイギリス政府は，IMFからポンドを調達するのが筋であるが，時間的余裕もないので500万ポンドの増額を認めると返答した．こうして，8月4日に3000万ポンドへの増額が実現した．

銀行別のスワップ実行額の内訳は以下の通りである．

ナショナル・シティー銀行	416万ポンド
アメリカ銀行	316万ポンド
チェース・ナショナル銀行	538万ポンド
香港上海銀行	750万ポンド
チャーターード銀行	675万ポンド
マーカンタイル銀行	305万ポンド
計	3000万ポンド

その後も，大蔵省は引き続き，残る500万ポンドの増額を要請し，8月28日にIMFからのポンド買入れ実現までの繋ぎとして500万ポンドの増額が認められた．しかし，9月8日にIMFから買い入れたポンドが入金したので，500万ポンドの増枠は結局，利用しなかった．

日英支払協定の有効期限が12月末であったために，12月末までに期限が到来しない1202万ポンドについては，ひとまず12月中に買戻しを実行することとした．そして，昭和29年1月29日に調印された新日英支払協定において，改めて，新規スワップ枠1250万ポンドを設定した．この新規スワップは，同年10月までに決済が完了した．

(3) IMFからのポンド借入

大蔵省は，IMFに対して英ポンドの買入れを申し込み，昭和28年9月以降12月までの間に，以下の通り，計2230万ポンド(6244万ドル)をIMFから買い入れた．[3]

9月8日	500万ポンド
9月13日	1300万ポンド
12月7日	430万ポンド

この金額は，ゴールド・トランシュ相当分にあたった．日本のクォータは2億5000万ドルであったので，無条件に借りられるゴールド・トランシュ(Gold Tranche金出資分)は1/4の6250万ドルとなる．

さらに，12月18日，上記の2230万ポンドのうち2200万ポンドに相当する円貨を米ドルをもって買い戻し，この措置によって可能となった2200万ポンドのゴールド・トランシュ内でのポンド買入れを，12月21日にIMFとの間で実行した．[4]

IMFに支払った円貨2230万ポンド相当額を，日本政府は，昭和30年12月に米ドルをもって全額買い戻した．

(4) 引締め措置の実施

国際収支の悪化にともなう引締め政策は，金融引締めが先行する形で進んだ．

昭和28年9月以降，日本銀行は金融引締めに踏み切った．主たる手段は，高率適用の強化，窓口指導の強化，輸入優遇金融の廃止であった．

このときの金融引締め措置は，昭和28年10月，29年1月，29年3月の三つの時期に分けて，段階的に実施された点に特徴があった．昭和28年9月から29年10月までの間にとられた金融引締め措置を列挙すれば，以下の通りとなる．[5]

昭和28年9月6日	窓口規制の強化
10月1日	高率適用制度の運用強化
10月15日	輸入決済資金に対する優遇制度改正
10月17日	別口外国為替貸付制度改正
10月20日	輸入物資引取資金に対する優遇制度改正
昭和29年1月4日	高率適用制度の運用強化
1月12日	輸入決済資金および輸入物資引取資金に対する優遇制度改正
1月14日	自動承認制輸入公表にもとづく輸入保証金の日銀への再預託制度実施

3月1日　高率適用制度の運用強化
3月9日　輸入金融に対する優遇制度の全面的な廃止ないし制限を決定
4月1日　輸入保証金制度の強化
5月6日　融資抑制方針に関する各金融機関宛大蔵省通牒
7月22日　輸出前貸手形を担保とする貸付けに対する高率適用を廃止
7月22日　日本銀行担保適格輸出前貸手形に対する市中貸出金利引下げ
8月6日　日本銀行担保適格輸入決済手形などに対する市中貸出金利引上げ
10月1日　輸入決済手形などを担保とする貸付けに対して高率を適用
10月1日　高率適用手続の運用強化

財政については，引締め政策への転換は遅れたが，ようやく12月になって，国際収支の悪化への対応策として財政引締めに踏み切る必要が財政当局によって認識された．吉田首相が昭和28年12月19日に，昭和29年度予算の各省要求にあたっては，28年度予算の一割削減案を提出するように指示し，12月末には大蔵省は閣議に「1兆円予算」(9945億円)の原案を提出した.[6]「1兆円予算」案は，昭和29年2月22日の閣議で決定され，ここに，昭和27，28年度の積極財政から，昭和29年度には緊縮財政へと転換したのである．

一連の引締め政策の仕上げの役割を担ったのが，外貨予算の削減であった．昭和29年3月10日の閣僚審議会で昭和29年度外貨予算編成の基本方針が決定したが，輸入計画を，支払ベースで20億ドルとした．これは，昭和28年度に比べて約1割の削減であった.[7]

(5)　外貨危機からの脱出

引締めの効果は，昭和29年2，3月頃から現れはじめた．卸売物価は3月以降，下落しはじめ，輸出は昭和29年初めから一貫して伸び，とくに下半期の伸びが著しかった．その結果，外国為替収支は昭和29年の4～6月にはほぼ均衡

し，その後29年を通じて受取超過を維持した(図1-5)．

昭和29年の貿易収支は，輸出16億1400万ドル，輸入20億4100万ドルの4億2600万ドルの赤字であったが，輸出が前年に比べ3億5300万ドル増加したために，貿易収支の赤字幅は大幅に縮小した．特需収入(5億9600万ドル)を含めた総合収支でみれば，均衡を回復したことになる．

このように，昭和29年の国際収支の改善は，輸出の急増による部分が大きかった．輸出数量は戦前(昭和9～11年)の46%にまで回復した．輸出品は，繊維，金属，雑品など，いずれも著しい増加を記録した．

こうした輸出の増加をもたらした原因は，次のように整理できる．

第1は，いうまでもなく引締め政策の効果である．引締めの結果，内需が縮小し，商品が輸出市場へ向かったこと，輸出品の内外比価が好転し，輸出に有利となったことなどが指摘できよう．

第2は，産業政策の効果である．輸出入リンク制，輸出金融の優遇措置，求償貿易などの輸出振興政策が新たにとられたり，あるいは強化されたりしたことが，輸出の増大をもたらしたケースがかなりみられた.[8]

第3は，国外の要因であり，ポンド圏の輸入制限措置が緩和されたことなどがあげられる．

図 1-5　外国為替収支尻の推移(昭和28～30年)

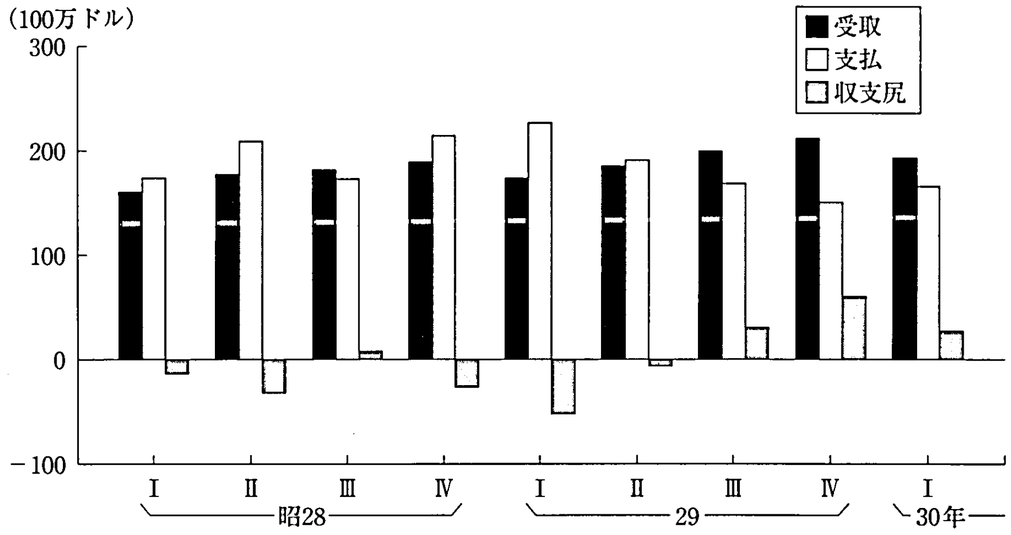

(注)　暦年．各四半期の月平均値．
(出所)　日本銀行『外国為替統計』．

〔注〕

1)　日本銀行調査局「ポンド累積対策の産業界に及ぼす影響」(昭和27年3月)(日本銀行金融研究所編『日本金融史資料　昭和続編』第13巻(昭和58年，大蔵省印刷局)，101-3ページ)．

2)　以下の記述は，日本銀行資料による．

3)　前掲，日本銀行資料．

4)　2200万ポンドを，市場から調達せずに，IMFから買い入れたのは，その方がコストが安かったためと思われる(「弗の売却とIMFよりの買入との比較(年利)」，昭和28年10月28日為替局資金課，大蔵省資料Z18-95)．

5)　日本銀行調査局『昭和28～29年の金融引き締めとその効果の浸透過程』(昭和32年8月)，1-2ページ．

6)　大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第3巻「予算(1)」(平成6年，東洋経済新報社)，143-50ページ．

7)　「29年度外貨予算編成の意義と問題点」(『金融財政事情』昭和29年3月15日号，5ページ)．

8)　『経済白書』昭和30年版，48ページ．

3　昭和32年の外貨危機

(1)　数量景気から神武景気へ

デフレは昭和29年9月に底を打った．昭和29年2月から増加に転じていた輸出は，昭和32年半ばまで順調に伸びつづけた．昭和30年には，輸出は前年よりも24%増加し，他方で，輸入はほぼ前年なみにとどまったので，貿易収支は，昭和29年の4億2600万ドルの赤字から，5300万ドルの赤字へとほぼ収支が均衡した(前掲，表1-1)．外国為替収支は，輸出19億5400万ドル，輸入18億4800万ドルで，1億600万ドルの黒字を計上した(表1-7)．

当時，特需や援助なしに国際収支が均衡することを「経済自立」とよび，そうした状態が当面の目標とされていたが，昭和30年は，まさに「経済自立」が達成されたかにみえた．しかし，昭和26年から30年に至る時期は，設備投資の「中間的」停滞期であったために,[1] 設備投資需要による輸入意欲が弱かったから，昭和31年以降，設備投資が活発化すると，昭和32年にはふたたび国際収支が悪化した．

昭和30年は，国際収支が黒字を計上し，金融緩和が進んだにもかかわらず，物価は安定した，いわゆる「数量景気」を現出したが，昭和31年に入ると，民

表 1-7　外国為替収支の推移
(昭和27～33年)

(単位：100万ドル)

暦年	受取				支出			受払い(△)超
	合計	輸出	貿易外	特需	合計	輸入	貿易外	
昭和27	2,239	1,289	126	824	1,925	1,718	207	314
28	2,120	1,156	154	810	2,314	2,101	213	△194
29	2,309	1,532	181	596	2,209	1,962	248	100
30	2,668	1,954	157	557	2,174	1,848	326	494
31	3,225	2,402	227	595	2,931	2,470	461	293
32	3,643	2,781	312	549	4,175	3,571	604	△533
33	3,510	2,728	301	482	2,999	2,468	531	511

(出所)　日本銀行『外国為替統計便覧』(昭和33年12月)より作成．

間設備投資は急増した．昭和31年度の設備投資は，実質38.7%も増加した(ちなみに，昭和30年度は対前年比8.6%の伸びにすぎなかった)．昭和31年夏から32年5月頃までの，設備投資主導型の好景気は「神武景気」と名付けられている．

(2)　外貨危機の発生

民間設備投資ブームがかつてない勢いで進むにつれて，電力，鉄鋼，輸送などの部面でボトルネックが生じた．景気の過熱に加え，1956年10月29日のスエズ戦争勃発の影響もあり，物価の上昇も騰貴しはじめた(昭和31年度の卸売物価上昇率8.0%)．

輸出は昭和29年以来の好調が昭和32年にも続き，昭和32年の輸出額は28億55万ドルと，昭和29年の1.76倍となった．反面，輸入は昭和31年から増勢に転じ，とくに昭和32年1～3月には，前年同期を54%も上回る勢いで増大した．輸入額は昭和30年の20億6000万ドルから，昭和31年の26億1200万ドル，昭和32年の32億5600万ドルと，この2年間に1.5倍以上に膨らんだ．

こうした輸入の激増は，昭和32年の国際収支悪化を引き起こした．

昭和31年の外国為替収支は，引き続き受取超過であったが，超過幅は前年よりも約2億ドルも減少して，2億9300万ドルの受取超過にとどまった．しかし，昭和32年第1四半期に支払超過に転じ，第3四半期まで支払超過が続いた．そして，昭和32年を通じての外国為替収支は，5億3300万もの支払超過となった．

外貨保有高は，昭和29年5月の7億7900万ドルから，31年4月末に14億5400

万ドルまで倍増したが，昭和32年に入ってから減少しはじめ，32年12月末には9億5700万ドルにまで減少した．外貨保有高の発表は昭和32年で廃止され，外貨準備高の統計に切り換えられたが，外貨準備高の統計を昭和32年以前に遡らせてみよう(前掲，図1-3)．前回の外貨危機の昭和29年6月末に約6億ドルにまで落ち込んだ外貨準備は，昭和31年12月末に9億4100万ドルまで回復したが，その後減りつづけ，半年の間に約4億5500万ドルにまで減少したことになる．

(3)　引締め政策の実施

引締め政策は，昭和29年と同じく，金融政策から始まった．財政面では，昭和31年12月に発足した石橋内閣は「一千億減税，一千億施策」の積極財政政策を掲げており，この政策は，昭和32年2月成立の岸内閣にも引き継がれたので，昭和32年春までは，財政政策と金融政策との歩調は揃わなかった．

まず日本銀行が3月に引締めに踏み切った．3月20日に公定歩合を1厘引き上げ，さらに5月9日に2厘引き上げ，2銭3厘(8.40%)とした．

その後，6月19日に，「国際収支改善緊急対策」が閣議決定され，総合的な政策が打ち出されることになった．その内容は以下の通りである．[2)]

1　財政面の施策
- ①　財政投融資計画の総額の15%繰延べ．
- ②　公共事業等の施行期間の調整．

2　金融面の施策
- ①　日本銀行貸出増加を圧縮する．
- ②　資金運用部保有公社債・金融債の売戻し．
- ③　中小企業金融の疎通を図る．
- ④　輸出金融の円滑積極化を図る．
- ⑤　定期性預金金利の引上げ．
- ⑥　債券の発行条件の改定．

3　産業面の施策
- ①　重要産業を含め，資金計画を再検討する．
- ②　不要不急事業の繰延べと，新規事業の見送り．

4　貿易面の施策

輸出増加のために各般の措置を講じるとともに，輸入については，輸入担保制度の強化等を実施し，抑制を徹底する．

5　貯蓄の奨励

次に，昭和32年にとられた具体的な引締め政策を列挙しておく．[3)]

昭和32年3月20日	公定歩合1厘引上げ
5月8日	公定歩合2厘引上げ
5月9日	甲種為銀への預託外貨引揚げ(～6月)
5月13日	市中貸出金利2厘引上げ，市中預金金利1厘引上げ(除定期預金)
5月14日	ポンド・ユーザンス期間の1カ月短縮および適用品目の2割縮小
5月	日銀窓口規制の強化
5月	現地貸付枠の3割削減
6月4日	輸入担保率引上げ(第1次)
6月19日	「国際収支改善緊急対策」を閣議決定
6月20日	輸入担保率引上げ(第2次)
6月20日	輸出前貸割引歩合および貸付利子歩合の1厘引下げ
6月22日	大蔵省，財政投融資繰延べ計画を決定
7月2日	大蔵省，官庁営繕費約20%の繰延べを決定
9月2日	資金運用部保有の金融債等700億円の売戻し細目決定

昭和32年の引締め措置は，段階的に実施された昭和29年と異なり，短期間に集中的に実施された．この引締め措置は，強いデフレ効果を発揮し，卸売物価は早くも6月以降低落しはじめ，輸入も下期には激減した．

政府は，外貨危機に対処するために，上記の引締め政策を実施するとともに，当面の外国為替資金の外貨資金繰りの必要から，日銀保有外貨の買戻し，東京銀行定期預金の一部引揚げ，甲種為銀外貨預金の一部引揚げ，IMFからの借入れ，ワシントン輸出入銀行からの緊急借款の手段を講じた．

（4）　日本銀行保有外貨の買戻し[4)]

対外決済の必要に備えて外国為替資金を補強するため，政府は昭和32年5～8月に，3億50万ドルの日本銀行保有外貨を買い戻した．買い戻した外貨は，当時，日銀が保有していた外貨4億5000万ドルの約2/3に相当する．

昭和27年以来，政府は日本銀行に対し，日銀の資金内容の強化と，外国為替資金特別会計の損益改善の目的から，外貨を売却してきた．この外貨は，政府が必要のあるときは，いつでも売却時のレートで買い戻しうることとなっていた．

外貨危機が克服された後はできるだけ早期に外貨を，政府が再び日銀に売却するよう，日銀が大蔵省に要望していた．そこで，昭和33年5月以降，順次政府は日銀に外貨を売却し，昭和34年6月末には，日銀保有外貨は外貨危機以前の4億5000万ドルを回復した．

（5）　東京銀行定期預金の引揚げ

日本銀行からの外貨買戻しに先立って，昭和32年3月から，外国為替資金の対東銀ドル定期預金およびポンド通知預金の引揚げが実施された．この措置は，同年11月末まで順次実施され，引揚げの総額はドル定期預金9500万ドル，ポンド通知預金620万ポンド(1740万ドル)の計1億1240万ドルに上った．

その結果，昭和31年末に3億ドル近くあった対東銀定期預金は，昭和32年11月末には1億7850万ポンドまで減少した．東銀は，外銀からの外貨借入，日銀からの円貨借入により資金繰りの悪化に対処したが，経営上，少なからぬ障害が生じた．

（6）　甲種為銀に対する外貨預金の一部引揚げ

政府は，昭和32年5～6月に，外国為替資金が甲種為銀11行に対して行っていた外貨預金(預金限度額1億350万ドル)のうち，英ポンド760万ポンド(2128万ドル)，米ドル2375万ドルの計4503万ドルを引き揚げた．

しかし，4503万ドルのうち，甲種為銀11行がインターバンク市場で調達できた外貨は2022万ドルにすぎず，残りは外国為替資金から買い入れたので，外貨資金繰りに貢献したのは，2022万ドル(米ドル1161万ドル，英ポンド176.5万ポンド)にとどまった．

（7）　IMFからの借入れ

政府は昭和32年6月14日，6月以降の外貨収支は相当の赤字が予想され，現在の外貨保有額では外貨資金繰りに不足が生じる見込みなので，IMFより米ドル1億2500万ドルの借入れを行うことを決定した．1億2500万ドルは，日本のクォータ2億5000万ドルの50%であり，ゴールド・トランシュ(6250万ドル)に加え，クレジット・トランシュ(Credit Tranche 2億5000万ドル)の第1段階(クレジット・トランシュの1/4で，この場合6250万ドル)まで借り入れることを意味する．

6月27日に開催されたIMF理事会は，IMFアジア局作成の日本経済分析および理事会への勧告書にもとづいて審議を行い，日本の申請を可決した．

IMFアジア局の分析は，国際収支の悪化は，主として過去2年間の投資ブームの結果であるが，輸出が順調なので，適切な措置をとれば短期間に国際収支の改善を図ることが可能だと見ていた．国際収支の改善のために，財政金融引締め政策を中心にし，為替制限を最小限度にとどめるという政策を日本政府がとったことを評価した．そして，金融財政政策の効果が現れるまでの緊急措置として，IMFが貸出しを行うことを可とした．[5)]

IMF理事会において承認された貸出しは，7月2日(7500万ドル)，8月12日(5000万ドル)の2回に分けて実施された．

IMF借入は，昭和33年9月と11月の2回に分けて全額返済された．[6)]

（8）　ワシントン輸出入銀行からの緊急借入

国際収支危機への対策としての国外からの外貨借入としては，IMFからの借入れのほかに，ワシントン輸出入銀行(EXIM)から1億1500万ドルの緊急の農産物借款が行われた．

借款の目的としては，「本邦の米国産農産物輸入に関する金融を順便ならしめるとともに，外貨資金繰りの緩和に資する」ことが掲げられた．[7)]

借款契約の概要は以下の通りである．

協定調印月日　昭和32年8月16日
限度額　　1億1500万ドル
対象品目　綿花，小麦，大麦，大豆および輸銀の承認する農産物．
金利　　年4½%
期間　　綿花　12カ月
　　その他の農産物　9カ月
対象となる取引の契約始期　昭和32年3月1日以降
信用状の最終有効期限　　昭和33年3月31日

この借款は，当初の契約よりも，1カ月期限が延長され，4月末に終了した．借款限度1億1500万ドルに対して，実績(輸入金額)は1億1421億ドルで，99.3%が消化された．[8]

〔注〕
1)　篠原三代平『戦後50年の景気循環』(平成6年，日本経済新聞社)，56ページ．
2)　大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第18巻「資料(6)国際金融・対外関係事項」(平成10年，東洋経済新報社)，122-23ページ．
3)　『財経詳報』第118号(昭和32年9月16日)，16-17ページ等による．
4)　日銀保有外貨の買戻し，東京銀行定期預金の引揚げ，甲種為銀に対する外貨預金の一部引揚げについては，「昭和32年外貨危機に際しての資金繰と問題点等について」(昭和35年8月)(前掲，『昭和財政史—昭和27～48年度』第18巻「資料(6)国際金融・対外関係事項」，135-53ページ)による．
5)，6)，7)，8)　日本銀行資料．

4　スターリング地域との支払協定問題

(1)「一般支払協定」の締結(昭和23年5月)

1958年末に英ポンドと米ドルとの交換性が回復するまでは，スターリング地域との貿易決済は特別の意味をもった．ドル取引とポンド取引のそれぞれについて，バランスをとらなければならないという困難に加えて，スターリング地域取引の固有の問題が存在した．一方では，スターリング地域の輸入制限措置により日本からの輸出が伸び悩み，ポンド不足に陥る時期があった．また，他方では，スターリング地域輸出が好調で，ドルとの交換性のないポンドが累積することが懸念された時期もあった．いずれにせよ，スターリング地域との取引は，日本にとってやっかいな問題だったのである．

占領期においては，外国との間の協定を締結する権限はGHQ/SCAPに存在した．アメリカの力を背景にしたGHQ/SCAPが，協定締結の当事者となったために，日本とイギリスとの支払協定においては，ドルに有利な条項が盛り込まれることとなった．

昭和22年11月14日にスターリング地域諸国との間に「民間貿易のための暫定支払協定」が締結された．これによって，英ポンド建オープン勘定が設けられた．翌23年5月29日には，「日本国とスターリング地域との貿易のための一般的支払協定」(Overall Payment Arrangement, OPA)が締結された．「一般支払協定」の要点は以下の通りである．[1]

①　日本とポンド地域間の取引は，すべてポンドにより現金決済を行う．
②　資金の授受は，イギリスにある銀行に設けられたSCAPないしFECB名義の勘定を通じて行う．
③　勘定の残高は，ポンド地域に対する支払およびドルへの交換に使用することができる．ドル交換は，GHQ/SCAPが必要と認める時，または毎年定期的(6月末，12月末)にイングランド銀行の定める中値相場をもって行われる．
④　日本がポンド資金に不足した場合，これの手当てのため，ドルまたは他の通貨を売却して得たポンドは，上記の勘定に貸記するものとする．

この「一般的支払協定」とは別個に，日英貿易協定が結ばれた．この協定には，スターリング地域のすべての国が参加したわけではなく，ビルマ，パキスタンなどとは，別に貿易協定を締結した．

(2)　昭和24～25年のポンド資金不足とその対策

昭和24年から25年はじめにかけて深刻なポンド不足が発生した．[2] その原因は，昭和24年9月18日のポンド切下げの影響によるスターリング地域向け輸出の大幅な後退と，GHQ/SCAPの外貨支払予測の誤りなどにあった．昭和24年11月1日に外国為替管理委員会がGHQ/SCAPから引き継いだ英ポンド資金は1900万ポンドであったが，翌25年2月20日には600万ドルに急減した．

政府は，ポンド資金不足に対処するために，GHQ/SCAPに対してドル・ポ

ンド・スワップ取引の許可を申請したが，その後，状態が好転しつつあるかにみえたため，5月に，GHQ/SCAPはその必要はないとの回答を行った．しかし，実際には，その後もポンド資金不足は好転しなかったので，昭和25年12月15日に，外国為替管理委員会は，香港上海銀行との間にドル・ポンド・スワップ取引を実施して，200万ポンドのポンド資金を調達した．

その後，翌26年2月にはチャータード銀行，ナショナル・シティー銀行との間に計300万ポンドのスワップ取引を実施，さらに，3月から4月にかけて，バンク・オブ・アメリカ，チェース・ナショナル銀行，香港上海銀行，チャータード銀行，マーカンタイル銀行との間で1000万ポンドのドル・ポンド・スワップ取引を実施した．こうして，スワップ取引によるポンド資金調達額は1500万ポンドに達した．

（3）　日英新支払協定の締結（昭和26年8月）

「一般的支払協定」のドル条項について，イギリス政府は改訂を強く希望していた．強く希望した理由は，現実に日本政府の保有するポンドがドルに交換される懸念が存在したというよりも，ポンドがドルよりも劣位に置かれることによりイギリスの威信が損なわれることを好まなかったようである．

というのは，当時はむしろ日本がポンド不足の状態にあり，差し迫って協定を改訂する必要性に乏しかったからである．また，「一般的支払協定」締結後，日本政府は，保有する英ポンドのうち一定額まで（当初1000万ポンドまで，のちに，1700万ポンドまで）はドルに交換しない旨をイギリスに対して約束しており，「ドル条項」は一度も発動されたことはなかった．[3]

「一般的支払協定」改訂のための交渉は，昭和26年5月24日に始まり，8月31日に新協定が成立した．この改訂交渉に際しては，GHQ/SCAPは技術的援助を行うだけで直接の交渉は日本政府に委ねられた．[4] イギリス側は，「ドル条項」撤廃について，終始，強い姿勢で会談に臨み，この点については一歩も退かない決意を示した．それに対して，日本側の「ドル条項」を維持しようという方針は，それほど強いものではなかった．大蔵省は「ドル条項」の撤廃に反対であったが，この条項の存在が，スターリング地域との貿易を縮小させる方向に働いている点を懸念し，スターリング地域貿易の拡大のためには，撤廃も止むなしとする意見も広く存在した．[5]

結局，日英両国間の支払関係を正常化し，それによって貿易量の増大を図るという観点から，新協定においては，「ドル条項」は撤廃されることとなった．新協定の要点は，以下の通りである．[6]

① 向こう1年間，「ドル条項」の発効を停止する．

② そのかわりに，日本はイギリスから，「行政的振替措置」（Administrative Transferability）の適用を受ける．これによって，日本がイギリスの認める「振替可能勘定国」に加わったわけではなかったが，「振替可能国」に対する日本からのスターリング貨の振替を，イングランド銀行が自動的に許可することになった結果，振替可能性は大幅に拡大した．

③ これまで協定に加入していなかった香港が加わった．

（4）　ポンド資金過剰の発生

ポンド資金不足は，昭和26年7月以降，緩和に向かい，昭和27年になるとポンドが累積し，同年3月15日には英ポンド現金勘定の残高は1億ポンドを突破し，7月中旬のピーク時には1億2700万ポンドにも達した．こうしたポンドの急増には，前年の「日英新支払協定」締結の影響も大きかった．

こうした事態に対して，今度は，一転して過剰ポンド対策が論議されることとなったのである．過剰ポンド対策では，ポンド地域輸出の抑制が焦点となった．大蔵省は，切下げの危険のあるポンドの手持高はできるだけ少なくすべきであると考えており，外国為替管理委員会は，大蔵省とも協議のうえ，昭和27年2月18日に，資金面からのポンド地域輸出の抑制措置を実施した．[7] この措置の骨子は，①ポンド地域向輸出予約期間の短縮（ポンド価値の下落の責任を業者に賦課するため），②先物為替相場の改定（ポンドの買相場を大幅に引き下げて輸出業者の手取りを減らすため）であった．併せて，日本銀行は2月18日に，ポンド地域からの輸入を促進するために，「別口外国為替貸付制度」の実施を決定した．[8] さらに，ポンド地域向輸出手形金融の抑制も図られた．

この措置は，「今日まで努力してきた対ポンド圏貿易を萎縮せしめ，生産者にも輸出業者にも，大打撃を与え」（日本商工会議所）るという経済界からの反対が強く，内容的には緩和されることになった．[9]

（5）　日英貿易・金融交渉の動向（昭和27～31年）

日英新支払協定の期限は，昭和27年8月31日であった．ポンドの累積が問題となっている折から，日本国内では，「ドル条項」復活などの強硬論も存在したが，結局昭和27年末まで単純延長されることとなった．[10] その後，さらに協定は1年間延長されることとなった．

その間に，ポンド圏諸国の輸入制限が強まったために，日本からの輸出は伸び悩み，昭和27年9月を転機に，スターリング地域貿易は入超に転じた．昭和28年3月末には，ポンド保有高は4000万ポンドと，外貨予算の編成など貿易の遂行上，支障を来す水準にまで減少した．スワップ操作や，IMFからのポンドの借入れによってポンド不足をしのいだものの，昭和29年2月末のポンド保有高は2400万ポンドという低水準であった．昭和28年3月の日英貿易会談では，日本側は，スターリング地域の輸入制限の緩和を要請したが，実績はあがらなかった．

昭和26年の日英支払協定締結以来，支払協定の改正はなされてこなかったが，昭和29年1月29日に，為替相場の規定に関する小改正がなされた．貿易に関しては，貿易計画において，輸出入ともに2億950万ポンドと，拡大を図った．この貿易計画は，スターリング地域の輸入制限の緩和，日本からの輸出の増大にプラスに働き，スターリング地域との貿易収支は好転した．

その後，昭和30年6月23日に，日英支払協定および貿易取決めの改訂に関する日英通商会談が開催され，10月17日に妥結に至った．日本の貿易収支が好転している際でもあったので，イギリス側はスターリング地域からの輸入の拡大を強く求めた．日本側は，昭和30年10月から31年9月末までに，スターリング地域への輸出で稼いだポンドをスターリング地域への支払に充てるよう努力すること，昭和30年下期外貨予算にスターリング地域からの貿易および貿易外輸入のために1億2750万ポンドを下回らない金額を計上すること，などを約束した．[11] なお，支払協定は，昭和31年9月末までそのまま延長されることとなった．

（6）　日英支払協定の廃止（昭和32年3月）

昭和31年10月1日から日英貿易会談が開催され，昭和32年2月26日に新日英貿易取決めが調印された．この協定は，昭和31年10月1日から32年9月30日までの時期を対象としたものであったが，それまでの幾度かの貿易取決めと比べて大きな変更がなされた．その変更の内容は，それまでの貿易取決めが，日本がスターリング地域全体に対して一方的に輸出入を均衡させる責任を負っていたのを改めたこと，半期ごとの対スターリング地域外貨予算の経常額を約束するようなことは止めたことなどであった．[12]

また，この会談の途中の昭和31年12月に，イギリス側から，突如，日英支払協定の廃止を提案してきた．「かかる双務協定を延長することは英国の国際決済の自由化を促進しようとする政策に反しており，またこれを存置することは国際通貨基金の目的にも反するものと考える」というのが，イギリス側の提案理由であった．[13] もとより，支払協定の謳っている，日本とスターリング地域との決済はポンドをもって行うこととの規定や，日本の建てるドル対ポンド相場はポンドの対ドル・ロンドン値によって指定すべきことなどは，日本にとって不利であったので，支払協定の廃止は日本側にとっては歓迎すべき提案であった．こうして，昭和32年3月末をもって，日英支払協定および付属交換文書は廃止され，その後は両国の間の貿易交渉のみが行われることとなった．

以上，みてきたように，貿易取決めと支払協定をめぐる日英交渉は，毎回難航した．また，ポンド資金も過剰から不足へ，不足から過剰へと，目まぐるしく変わった．これは，そもそも，日英支払協定が，オープン勘定と本質が同じ双務協定であったことに原因があったといえよう．[14]

〔注〕

1)　日本銀行外国為替局「日英支払取極と英国為替管理法との関係」（昭和25年12月5日）（日本銀行金融研究所編『日本金融史資料　昭和続編』第13巻，昭和58年，大蔵省印刷局，170ページ）．

2)　以下の記述は，主として，日本銀行資料による．

3)　新原守（外国為替管理委員会事務局貿易課）「日英新支払協定について」（『外国為替』第36号，昭和26年10月15日，6－7ページ）．

4)　『金融財政事情』昭和26年6月4日号，10ページ．

5) 『金融財政事情』昭和26年5月28日号，8-9ページ．
6) 前掲，新原守「日英新支払協定について」，7-9ページ．
7) 『金融財政事情』昭和27年2月25日号，5-6ページ，10-11ページ．
8) 日本銀行百年史編纂委員会『日本銀行百年史』第5巻(昭和60年，日本銀行)，418-19ページ．
9) 『金融財政事情』昭和27年3月3日号，31-33ページ，同3月10日号，8-9ページ．
10) 『金融財政事情』昭和27年6月9日号，12-13ページ，同9月1日号，8-9ページ．
11) 柏木雄介(大蔵省為替局調査課長)「日英会談の背景と新協定の問題点」(『財経詳報』第3号，昭和30年11月21日)．
12) 桜井格(通産省通商局市場第一課)「新日英貿易取極について」(『外国為替』161号，昭和32年4月1日，1-6ページ)．
13) 荒川健「難航した日英貿易会談」(『貿易と関税』昭和32年4月号，49ページ)．
14) 前掲，柏木雄介「日英会談の背景と新協定の問題点」，1ページ．

第2節　外国為替管理制度の変遷

1　外国為替管理委員会の廃止と大蔵省為替局の設置

(1)　大蔵省為替局の設置

占領終結後の行政機構改革の一環として，昭和27年7月31日に外国為替管理委員会が廃止され，8月1日に大蔵省為替局が設置された．同時に，外国為替の管理に関する重要事項についての調査審議機関として外国為替審議会を新設するとともに，本邦に対する外国資本の投下に関する重要事項の調査審議機関として，外資審議会を大蔵省に置いた．[1)]

為替局の管掌する所掌する事務は，大蔵省設置法の改正により，以下の通りと定められた．

1　国際金融および外国為替に関する制度を調査，企画および立案すること．
2　国際収支の調整を図ること．
3　外国為替資金を管理および運営し，その他外貨資金を管理すること．
4　外国為替相場の決定および対外取引を行う通貨の指定，その他対外決済方式に関する事務を管理すること．
5　所掌事務に係る外国為替の取締を管理すること．
6　外国為替予算案(貿易に係る部分を除く)を作成し，外国為替予算案の準備に関する事務を整理し，その他閣僚審議会の事務を処理すること．
7　外国為替の損失補塡に関すること．
8　外国為替銀行および両替商に関する事務を処理すること．
9　国際通貨基金および国際復興開発銀行に関すること．
10　外国投資家の技術援助および事業活動ならびに株式その他の財産の取得を管理および調整すること．
11　外国政府の不動産に関する権利の取得の審査を行うこと．
12　本邦からの海外投資に関する事務を管理すること．
13　外国為替および国際収支に関する統計を作成すること．

それまで他の機関に属していた以下の権限が，新設された為替局に引き継がれることになった．

① 外貨資金の管理運用，為替取引の手続制定に関する外国為替管理委員会の権限のすべて．

② 外国投資家の投資および事業活動の調整に関する外資委員会の権限のすべて．

③ 外国為替予算のとりまとめに関する経済安定本部貿易局の権限．

なお，経済安定本部のもっていた外貨予算の編成事務の権限は，大蔵省と通産省の間で分割された．

(2) 外国為替管理委員会廃止の経緯

昭和26年4月3日に，GHQ/SCAP経済科学局は，外貨資金の日本政府への正式の移管の意向を伝えてきた際に，日本政府が恒久的な外貨資金の管理機構を整備することを要請した．[2)]

これに応えて，大蔵省は大蔵大臣が国際金融の責任者として外貨管理権の移管を受けることを原則とする為替機構改革案を作成した．具体案としては，外国為替管理委員会を大蔵省の外局とするか，大蔵省の内局として外資局を設けて，現存の外国為替管理委員会をそれに吸収するなどの案が用意された．

昭和26年8月14日，政令諮問委員会は，「行政制度の改革に関する答申」において，行政委員会の原則的廃止方針を打ち出し，外国為替管理委員会の大蔵省への統合，外資委員会の廃止を政府に答申した．

こうした外国為替管理委員会の改革に対して反対意見をもつ木内信胤外国為替管理委員長は，「為替管理機構改革問題に関する意見書」(昭和27年5月26日)を提出した．その中で，基本的に現行の外国為替管理委員会の存続を指示する立場から，以下のような，為替管理機構の五つの原則を提示した．[3)]

① 為替管理は，貿易の管理と一体的に構想され運営されなければならない．

② 為替管理は，一省一局の専管事項とするにはあまりにも複雑多岐な仕事である．

③ およそ，権力はあまりに多く一人の手に集中されるべきではない．

④ 為替管理の責任者には，専門家をあてるべきである．

⑤ 為替管理はある程度政治から独立して運営されるべきである．

これに対する大蔵省の見解は，次のようであった．[4)]

① 各省に与えられた権限範囲の事務総合調整については，閣議がこれを行うべきが，現行の内閣制度の根本であり，事務的には経済安定本部がその機能を果たすべきである．

② 通貨金融に関する責任は明確に大蔵大臣にあるので，為替管理が大蔵大臣の所管に属することは，貿易管理が通産大臣の権限にあることとの間に，別に困難な問題を起こすわけではない．

③ 主要各国が為替管理を大蔵大臣の責任としている意味は，一国の経済の柱をなしている通貨の価値維持にあるからである．その意味で，わが国の為替管理の最終責任は現在でも大蔵大臣に属しているのである．

④ 国際信用のうえから，内閣が代わるごとに為替管理の政策が揺らぐことは望ましくないことはいうまでもないが，行政の連続は，他の行政機関についても必要なことであり，実際にも重んじられている．

昭和27年3月20日に，閣議は「大蔵省機構改革案」を決定し，外国為替管理委員会は廃止されることとなった．[5)]

(3) 外資委員会の整備

他方，外資委員会は，外資導入の申請を受理・予備審査するための機構として，[6)]「外国人の財産取得に関する政令」にもとづき，昭和24年3月15日に設置された．当初は総理庁の外局であったが，昭和24年6月1日に経済安定本部の外局となった．その後，「外資に関する法律」(法律第163号)と同時に，昭和25年5月10日に「外資委員会設置法」(法律第164号)が公布され，閣議が決定する外資導入案件の予備審査機関として，外資委員会は整備された．

〔注〕

1) 宮川新一郎(大蔵省為替局総務課長)「大蔵省為替局の設置について」(『外国為替』第56号，昭和27年9月)．

2) 「マーカット経済科学局長の内閣総理大臣宛書簡」(1951年4月3日)(大蔵省資料Z 604-45-3)．

3) 木内信胤(外国為替管理委員会委員長)「為替管理機構改革問題に関する意見書」(昭和27年5月26日)．木内委員長の意見書は，別に「行政機構改革に対する当委員会の意

見」(昭和27年2月26日)も存在する(大蔵省資料Z 604-43).

4) 「外為委員会の大蔵省移管について」(年月不詳)(大蔵省資料Z 604-45-22).

5) 木内の為替管理の政治からの独立という問題提起は，窮極的には，日本銀行に為替管理を担当させようという理論を含んでおり，昭和30年代の日銀改革問題などで再度，議論されることになる.

6) 最終的な認可権はGHQ/SCAPにあった.

2　外貨の全面集中制から持高集中制へ

外貨の政府への集中は，昭和24年に制定された「外国為替及び外国貿易管理法」の原則であったが，全面的な政府への集中から(外貨の全面集中制度)から，部分的な集中制度(外貨の持高集中制度)へと次第に居住者の集中義務は緩和されていった．ただし，外貨の保有が認められたのは，外国為替銀行，渉外保険・運輸会社，貿易商社など経常的に国際取引に従事する者だけであり，一般の居住者に対する集中義務はこの時期を通じて厳格に維持された.

(1)　外貨の全面集中制度

外貨集中制度とは，民間が対外取引によって取得した外国為替を，政府が定める機関に売り渡すことを強制し，民間が外国為替を保有することを原則として認めない制度である．通常，外貨が欠乏しているような国において採用される．わが国では，「外国為替及び外国貿易管理法」は，居住者たると非居住者たるとを問わず，本邦にある者が取得した外国通貨，外貨為替を，外国為替銀行を通じて政府が集中することを定めている.

外貨集中制度には，政府が全面的に外貨を管理し，外国為替銀行等の民間が保有することを認めない全面集中制度と，外国為替銀行等に一定限度内で外貨保有を認める持高集中制度の2種類がある．昭和24年11月に全面集中制度が定められたが，昭和27年6月には，持高集中制度に移行し，昭和47年5月の外貨集中制度の廃止まで持高集中制度が行われた.

外貨全面集中制度を定めたのは，昭和24年11月1日の「外貨資金の集中に関する省令」(昭和24年大蔵省令第97号)である．この制度のもとでは，外国為替銀行は，外国銀行(在日および在外)に設けられた外国為替管理委員会勘定を通

じてすべての外貨受払いを行うこととされた．外国為替銀行が外貨をまったく保有できないということは，別の観点から見れば，政府(外国為替管理委員会)が，外国為替銀行の外国銀行に対する債務を保証することを意味した．戦後の発足時の外国為替銀行は，外国銀行に自己名義の勘定を開設することもできないほど無力だったわけである.[1]

その後，昭和25年6月30日「外国為替等集中規則」により，外国為替銀行のドル資金保有が認められたが,[2] この措置を，持高集中制への移行と規定することはできない．その理由は，第1に，外国為替銀行が外国銀行に自己勘定を開設したといっても，実際には，差押えを回避するために，外国為替管理委員会勘定中に各外国為替銀行別勘定を設けるという便宜的方法(サブ・レコード・システム〔副勘定制度〕とよばれた)がとられたので，外国銀行の側からみれば，従来通り，外国為替管理委員会勘定だけが存在したからである．また，第2に，外国為替銀行のドル資金の保有が認められても，輸入取引は依然として外国為替管理委員会勘定を通じて決済することが義務づけられており，外国為替銀行があえて高いコストをかけて外貨を保有することにメリットはなく，米ドル買持残高はゼロに近かった．すなわち，形式面でも，実質面でも，昭和25年6月の措置は，持高集中制への移行を意味するものではなかったのである.[3]

(2)　外貨の持高集中制度への移行

昭和27年，外国為替管理委員会は，外国為替銀行が取引先外国銀行に自己名義の外貨勘定を開設し，外国為替取引によるすべての外貨受払いをこの自己勘定を通じて行わせることとし，6月16日から実施した．これを，外貨保有制度とよんだ.

外貨保有制度は，大蔵省の発議により，外国為替管理委員会が実施したものであり，その内容は以下の通りである.[4]

① サブ・レコード・システムを廃止し，外国為替銀行は外国銀行に正式の自己名義米ドル勘定を設ける．勘定を開設する外国銀行の範囲は，外為委勘定(FECB)を有する在日外国銀行および在米米銀とする．政府が外為委勘定を開設している外国銀行のことをデポジトリー・バンクとよんだ.

② 外国為替銀行は，米ドル現金取引決済を自己勘定を通じて行うために，

外国為替銀行自身が外国銀行からクレジット・ラインを受け，自己勘定を引当てに輸入信用状を発行する．

③　輸入信用状のために要するマージン・マネーは，日銀甲種外貨貸付制度を存続し，外国為替銀行をして借入外貨を外国為替管理委員会に預託させ，外為委勘定にマージン・マネーを積み立てる．

④　外国為替銀行の自己資金が不足して決済できない時は，外為委勘定から不足を補う．外為委勘定から各外国為替銀行の勘定への振替が可能なように，あらかじめ，外国為替管理委員会は外国銀行に対し保証および授権書(LUA)を与える．

⑤　現行の強制予約制度は，米ドル現金取引の輸入については廃止し，先物相場を自由にする．

この措置により，米ドル資金は任意集中の原則へ移行した．すなわち，米ドルをいくら保有するかは為銀の自由であり，望む時にはいつでも，買持，売持のカバーを外国為替資金特別会計に求めることができることとなった．他方，政府は，必要なときにはいつでも，為銀の保有外貨を外国為替特別会計が買い上げる権限を留保した(「外国為替等集中規則」第14条)．[5]

英ポンドも，昭和28年3月2日に，甲種為銀の英ポンド資金の保有が認められ，任意集中となった．ただし，オープン勘定資金については，全面的強制的集中が維持された．

(3)　持高規制の導入

持高集中制度への移行により，外国為替銀行には自己の判断で外貨を運用できる余地が生じた．こうした為銀の外貨運用に対して設けられた制限が，持高規制である．

持高規制は，持高集中制の移行と同時に，昭和27年4月28日にされた(「外国為替等集中規則」の一部改正にもとづいて実施)．これは，米ドル現金持高売持禁止措置であり，その内容は，外国為替銀行が居住者または非居住者から預入を受けるか，または借り入れた米ドルは，外国為替管理委員会，他の為替銀行または顧客に対し売却できないというものであった．

この措置は，外国為替銀行が低利の外貨を借り入れて，高利の円貨に転換して運用することを防止するために講じられたものである．[6] しかし，昭和30年代半ば以降に行われた外国為替銀行に対する短資規制とは異なる動機にもとづいていた．昭和30年代半ば以降の持高規制は，為銀の健全性確保や，急激な短資移動による国内経済の攪乱の防止を目的としていた．昭和27年に持高規制が導入された理由は，当時の当局の説明によれば，「内外の金利差が大きく，オーバー・ソールドを認めることによって，外銀は日本側銀行に比し円資金を低

表 1-8　直物持高限度の推移

1．本邦甲種為替銀行

期　間	売持限度	期　間	買持限度
	千ポンド		
昭和32.11. 9～33. 9.30	3,200		
33.10. 1～33.12.31	3,700		
	千ドル		千ドル
34. 1. 5～35. 1.24	10,360	昭和34. 9.12～35. 1.24	157,000
35. 1.25～35. 3.31	12,700	35. 1.25～	186,000
35. 4. 1～	14,450		
35. 9. 1	廃　止	35. 9. 1	廃　止

2．本邦乙種為替銀行

期　間	買持限度(注)
	千ドル
昭和34. 9.12～35. 3.31(16行)	5,090
35. 4. 1～35. 6. 5(〃)	5,250
35. 6. 6～35. 6.13(17)	5,350
35. 6.14～35. 6.30(18)	5,450
35. 7. 1～35. 7.14(19)	5,550
35. 7.15～35. 7.25(20)	5,650
35. 7.26～35. 8.31(21)	5,750
35. 9. 1～	廃　止

(注)　売持は禁止．

3．外　国　銀　行

期　間	売持限度	期　間	買持限度
	千ポンド		
昭和32.11. 9～33.12.31	930		
	千ドル		
34. 1. 5～35. 3.31	2,600		
			千ドル
35. 4. 1～35. 8.31	3,750	昭和34. 9.12～35. 8.31	7.700
35. 9. 1	廃　止	35. 9. 1	廃　止

(出所)　日本銀行資料．

表 1-9　直先総合持高限度の推移

（単位：総合英ポンドは1000ポンド，その他は1000ドル）

1．本邦甲種為替銀行

期間	買持		売持	
	総合米ドル	総合英ポンド	総合米ドル	総合英ポンド
昭和32.10.16～33. 3.31	49,500	23,700	57,500	16,200
33年度上期	58,500	25,300	65,500	17,000
33.10. 1～33.12.31	89,500	25,300	80,000	18,800
	米ドル	米ドル以外	米ドル	米ドル以外
34. 1. 5～34. 3.31	89,500	70,840	80,000	52,640
34年度上期	89,500	70,840	80,000	52,640
34年度下期	120,000	79,000	103,000	68,000
35年度上期	120,000	79,000	103,000	68,000
35年度下期	187,000		159,000	
36年度	202,400		178,200	
37年度～40年度	184,000		162,000	

2．本邦乙種為替銀行

期間	買持		売持	
	総合米ドル	総合英ポンド	総合米ドル	総合英ポンド
昭和32.10.16～33.12.31 (15行)	3,440	950	3,440	950
	米ドル	米ドル以外	米ドル	米ドル以外
34. 1～34. 9 (16行)	3,590	950	3,590	950
34年度下期 (16行)	5,200	3,300	5,200	3,300
35年度上期 (21行)	5,700	4,200	5,700	4,200
35年度下期 (25行)	11,200		11,200	
36年度上期 (25行)	12,700		12,700	
36年度下期 (26行)	12,900		12,900	
37年度上期 (28行)	13,300		13,300	
37年度下期～39年度上期 (29行)	13,500		13,500	
39年度下期～40年度 (30行)	16,800		16,400	

（注）　期中において対象銀行の増加に伴う限度額の増加があるため，期末の計数を掲上した．

3．外国銀行

期間	買持		売持	
	総合米ドル	総合英ポンド	総合米ドル	総合英ポンド
昭和32.10.16～33.12.31	3,900	8,000	3,900	2,380
	米ドル	米ドル以外	米ドル	米ドル以外
34. 1. 5～34. 3.31	4,100	22,600	4,100	6,800
34年度上期	4,100	22,600	4,200	6,800
34年度下期	5,900	22,700	5,400	6,900
35年度上期	6,400	22,700	5,400	6,900
35年度下期	22,300		12,350	
36年度	23,000		13.900	
37年度	20,700		12,450	
38年度上期～40年度(注)	21,200		12,950	

（注）　昭和38年5月以降1行増加15行となる．本欄の計数は1行増加後の計数による（増加銀行分を除けば37年度分と同一）．

（出所）　日本銀行資料．

利で調達し得，不公平であること」をあげているように，講和条約発効を契機に，外銀に有利な制度を改めることに一つの狙いがあったと思われる．[7]

昭和28年3月2日，外国為替銀行の英ポンド自己勘定の開設が認められると，英ポンドの現金持高売持規制の禁止，および直先総合バランス売持禁止の措置がとられた．直先総合バランス売持禁止の措置は，当時のポンド下落不安を考慮した一時的措置であり，[8] 昭和29年11月17日以降，廃止された．

昭和30年1月以降，キャッシュ・ポジションの売持禁止は，アクチュアル・ポジション（直物持高）の売持禁止に改められた（直物持高規制は，昭和35年9月に廃止された）．

直物持高限度の推移は，表1-8の通りである．

昭和32年9月，英ポンド先物相場の自由化にともない，為替思惑防止の見地から，これまでの直物持高規制を省令（「外国為替等集中規則」）で明文化するとともに，直先総合ポジションの規制を実施し，規制を強化した．[9]

直先総合持高の限度は，表1-9の通りである．

（4）　現地金融に対する規制

現地金融とは，本邦商社・メーカーの海外支店や現地法人が，海外において本邦為銀の海外支店ないしコルレス先から受ける外貨による信用のことである．

現地金融のうち，本邦為銀の海外支店の行う外貨貸付は現地貸付とよばれ，本邦為銀が外銀宛に発行する債務保証のための信用状にもとづく外国銀行の融資はスタンドバイ・クレジットとよばれる．

現地貸付は，昭和27年12月に，ニューヨーク支店をもつ3行についてまず認められた．本邦為銀が現地貸付を行うための資金は，当初は，もっぱら外貨預金制度にもとづく預託外貨に依存していた．その後，昭和30年4月からは，英ポンドの現地貸付も認められ，また，ドルの現地貸付の限度も，MOF外貨預金の枠とは切り離された．さらに，昭和33年5月からは，米ドルと英ポンドの区分が撤廃された．[10]

現地貸付額の枠は，当初は急拡大したが，昭和32年の引締め措置により縮小し，昭和33年から再び拡大した（表1-10）．

スタンドバイ・クレジットは，石油関係では，昭和27年4月に最初に許可さ

表 1-10　現地貸付許可限度の推移

（単位：100万ドル）

	一般枠			ローカル貸付
	米ドル	英ポンド	合計	
昭和28	19.0	—	19.0	—
30	72.0	60.4	132.4	—
31.5	81.4	35.6	117.0	—
32.1	111.5	7.5	118.2	—
32・上	82.4	6.72	89.12	40.58
32・下	82.4	5.6	88.0	44.44
33・上	33年上から		113.7	47.25
33・下	区分を撤廃		124.5	47.25
34・上			151.5	48.55
34.10			161.5	51.45
34.11			182.5	51.45

（注）　昭和33年下期からスタンドバイ・クレジット枠が統合された．

（出所）　日本銀行資料．

れ，商社支店の運転資金関係では昭和26年6月が最初の事例である．石油会社に対するスタンドバイ・クレジットは，シッパーズ・ユーザンスを受けていた外資系石油会社との均衡を図る目的で，外資と提携していない石油会社への輸入金融上の優遇措置として認められたものである．[11]

（5）　標準決済方法

標準決済方法とは，外国為替取引および外国貿易取引にともなう支払等の方法について，政府が標準的とみなす決済方法のことで，この方法により取引を行う場合には，個々に政府の許可を得る必要はない．

標準決済方法は，戦後日本の外国為替管理の重要な柱の一つであった．その目的は，①輸出代金等の対外受取りの確実性を維持すること，②輸入に関する前払い，延払いに一定の制限を設けて，国際収支への影響を防ぐこと，③商社の取引条件の悪化を防止すること，などであった．[12]

標準決済方法が最初に設けられたのは，昭和24年12月1日の「輸出貿易決済規則」，「輸入貿易及び対外支払決済規則」によってであるが，昭和25年11月1日に「標準決済に関する規則」に統合された．その後，幾多の変更が行われた

が，この規則自体は，昭和37年10月31日に「標準決済に関する省令」（大蔵省令第62号）が制定されるまで存続した．[13]

輸出については，信用状付の輸出を標準決済方法と定めた信用状原則主義（L/C原則）が掲げられていた．しかし，中近東，中南米等への輸出取引の場合は，商習慣等の事情から，L/C原則を厳密に適用していては輸出が伸びないという問題が存在した．

そこで，昭和29年6月21日に中南米への輸出について，一定の金額内でD/P決済（Documents against payment：手形の支払によりはじめて船積書類を輸入業者に引き渡す方式）を標準決済として認め，さらに昭和31年2月6日からは，特定の地域について，一定の地域金額内でD/A決済（Documents against acceptance：手形を引き受けると同時に船積書類を輸入業者に引き渡す方式）も標準決済として認めるようになった．[14]

商社の海外支店開設が進むにつれて，海外支店が外国業者の信用をチェックすることが可能になってきたので，必ずしもL/C原則に縛られる必要はなくなってきた．しかし，L/C原則の全面的な撤廃については，海外支店をもたない中小貿易業者や，取引条件悪化の一定の歯止めとなっているL/C原則の廃止の悪影響を懸念する中小企業の反対が強かった．[15]

輸入の標準決済方法に関しては，輸入代金の前払いの金額限度，後払いの決済期限の制限が主要な問題であった．前払い，後払いについては厳しい制限が課されていた．国内金融への悪影響や，輸入量増大の懸念から，後払いの決済期限は4カ月（昭和27年4月から30年4月までは6カ月まで認めていた）と，輸出ユーザンス期間の6カ月よりも短く設定された．[16]

（6）　商社の外貨保有制度

外国為替銀行の育成と並んで商社の強化は，戦後復興期の貿易拡大政策の一つの要であった．

昭和31年1月18日に，貿易商社の現地運転資金の円滑な供給を図るために，商社20社に対して，外貨保有が認められた．外貨保有制度とよばれ，外貨持高制度という名称が用いられなかったのは，受取外貨の集中免除が認められたわけではなく，外為銀行からのアウトライトの買入れで調達した外貨を，海外支

店に送金し，運転資金として用いたからである.[17] 初年度の枠は，計2650万ドルであった.[18]

この措置と関連して，昭和31年4月1日以降，商社等本支店間交互計算制度が導入された．この制度は，商社等の本支店間で発生する貿易外受払いについて，一定限度内に限り，個別許可を不要とするものであり，とりあえず，外貨保有を認められた商社20社に対してこの制度が適用された.[19]

〔注〕

1) 外国為替銀行が，外国銀行に自己名義の勘定を開設できなかった主要な理由の一つは，外国為替銀行のうちには，戦前の対外債務を有するものがあり，自己名義の勘定を開設すると差押え(attachment)のおそれがあるということであった.
2) 二つの決済通貨のうち，ポンドの保有が認められなかったのは，日英支払協定において，日英間の決済はすべて外国為替管理委員会勘定を通じて行うことが義務づけられていたためである.
3) 小島要太郎(外為委員会事務局管理課長)「外国為替銀行の外貨保有問題について」(『外国為替』第50号，昭和27年6月1日，15ページ).
4) 『金融財政事情』昭和27年6月9日号，10ページ.
5) 「わが国の終戦後における貿易再開の経緯と外国為替公認銀行の歴史について」(昭和29年11月為替局企画課)，55-57ページ.
6) 日本銀行資料.
7) 龍治紀男(外為委員会事務局資金課長)「外国為替等集中規則の改正について」(『外国為替』第49号，昭和27年5月，18-20ページ).
8) 具体的には，外国為替資金特別会計へのポンドの売り予約が集中し，同資金が多額の損失を被ることを回避するためである.
9) 『金融財政事情』昭和32年10月7日号，9ページ.
10) 日本銀行調査局『戦後わが国の貿易金融の推移と現状』(昭和39年8月)，33-35ページ.
11) 日本銀行資料.
12) 日本経済調査協議会『日本の為替・貿易金融』(昭和40年，至誠堂)，191ページ.
13) 日本銀行資料.
14) 前掲，日本経済調査協議会『日本の為替・貿易金融』，195ページ.
15) 「拡大される D/P·D/A 制度」(『貿易と関税』昭和33年4月号，48-49ページ).
16) 日本銀行資料.
17) 古川汎慶「商社外貨保有の考え方」(『財経詳報』第14号，昭和31年2月6日)，川口嘉一(大蔵省為替局企画課)「商社外貨保有の実施について」(『外国為替』135号，昭和31年2月，2-6ページ)．商社外貨保有制度と商社外貨持高制度との違いは，為替のマリー益を誰が取得するかという違いであり，前者の場合には為銀が，後者の場合には商社がマリー益を取得することになる.

18) 日本銀行資料.
19) 前掲，日本経済調査協議会『日本の為替・貿易金融』，244-46ページ.

3　LUA 制度と外貨預託制度

外国為替銀行の育成は，わが国の貿易拡大，経済発展のために重要な課題であった．この課題は，①甲種外国為替公認銀行の補助と育成，②外国為替専門銀行の設置の2つの方向で追究された．外国為替専門銀行の設置については，第7節で触れるので，ここでは，甲種為銀の育成のためにとられた為替管理上の措置である，LUA 制度と，外貨預託制度について述べる.

(1)　L U A 制 度

昭和27年6月に為銀が外国銀行と直接にコルレス契約を結ぶようになると，それまでのように政府の外貨勘定を通じて決済する方式と異なり，個別の為銀の信用力が問われるようになる．ところが，為銀の国際的な信用は低く，資金力も著しく不足していたので，政府が為銀の支払を保証したり，為銀の資金繰りをカバーしたりすることになった．具体的には，為銀がコルレス契約を結んだ外国銀行のうち，MOF 勘定(昭和27年7月までは FECB 勘定)を開設している銀行(デポジトリー・バンクとよばれる)に対して，日本政府が Letter of Undertaking and Authorization(略称 LUA，日本政府の保証および授権書)を交付して，甲種為銀の手形決済資金が不足する場合には，MOF 勘定から必要な資金を甲種為銀勘定に移し替えることとした．これを，LUA 制度とよぶ(昭和27年6月16日発足).

LUA 制度は，発足当初は，外銀が要求するマージンの積立てを保証するという意味ももっていたが，昭和27年12月8日の外貨預託制度の実施により，為銀は MOF から預託を受けた外貨を，信用状マージン・マネーとして自己名義の勘定に積み立てることができるようになったので，LUA の役割は，決済資金の保証という側面だけになった.

LUA 制度は，当初はドルのみに適用されたが，昭和28年3月にポンドが全面集中制から持高集中制に移行し，為銀がポンドの自己勘定をもつようになる

と，同年3月2日には，為銀のポンド勘定にもLUAが発行された．

LUA制度は，為替銀行の信用と支払能力を補い，為替取引の円滑化に寄与したが，次のような問題も指摘されるようになった．[1]

① 政府が民間の為替銀行の行う為替取引に対して包括的な保証を与えるというのは，きわめて異例であるから，[2] できるだけ早期に廃止すべきである．

② 外銀信用への依存をあまりにも容易にし，為銀の自立を阻害する．

③ 貿易為替取引の円滑化という本来の趣旨を外れて，長期借款に対する政府保証として利用されるおそれがある．

このうち，③の長期借款に対する保証として使われるという弊害を防ぐために，昭和30年12月20日以降，6カ月以上の長期取引に対するLUAの適用を廃止した．[3]

大蔵省は，昭和31年6月16日，LUA制度を同年8月16日以降廃止することを発表した．[4] その趣旨は，為替局の説明によれば以下の通りであった．[5]

> LUAは本邦為替銀行のために政府が無制限な包括保証を行っているもので，戦後の本邦銀行が信用なり資力なりが不十分であった時代においては過渡的に必要とされたとしても，経済の正常化がすすみ，本邦銀行の信用能力が回復すると共に，このような変則的な保証は当然廃止さるべきものと考えられていた．ただこれが本邦為替銀行に対して大きな保護的役割を果たしていたため，それを急激に撤廃すると種々の摩擦が予想されたので廃止の時期や方法が慎重に検討されていたが，最近の国際収支の好調，外貨保有高の増加，国内金融正常化の進展等の状況にかんがみ，今回撤廃が決定されたものである．

(2) 外貨預託制度

外貨預託制度は，政府の保有外貨を本邦為替銀行に預託する制度で，昭和27年12月8日に米ドルについて実施され，翌28年3月から英ポンドについても実施された．昭和28年3月には，この制度とは別個に，外貨預金制度が新設され，昭和29年3月に両者が統合され，外貨預金制度となった．

昭和27年12月に実施された外貨預託制度の目的は，本邦甲種外国為替(公認)銀行の育成強化の一環として，主として信用状のマージン・マネーを本邦為銀に保有させることにあった．具体的には，政府名義で外国銀行に預入されている外貨の一部を，本邦為銀の勘定に移し替えることによって預託が実施された．

この制度の実施によるメリットは次のような点にあった．[6]

① これまでもっぱら外国銀行に預入していた政府保有外貨を，本邦為銀に預託することにより，本邦為銀の資金力の強化を図れる．

② 外貨預託金利が日銀外国為替貸付金利よりも低いため，預託外貨を信用状開設保証金に使用すれば，日銀外国為替貸付制度を利用する場合と比べ，業者の負担は軽減される．

③ 本邦外国為替銀行は，持高保有制度の実施により，信用状開設保証金を為替銀行の自己名義に積み立てる必要があった．

預託先は本邦為銀12行(当時の本邦為銀の全部)であり，金利は，発足当初は，海外金利なみの年2％であった．

昭和28年8月24日に，在米支店銀行と在米日系商社を育成強化することを目的として，在米支店を有する本邦甲種為銀4行に対して，MOF勘定から計1300万ドルの米ドル資金預入の枠が設けられ，さらに，同年10月13日には，在米支店をもたない本邦甲種為銀8行に対して800万ドルの枠が設けられた．先に述べた外貨預託制度と区別して，この制度を外貨預入制度とよんだ．外貨預託制度も外貨預入制度も，政府保有の外貨を甲種為銀に預金する点では同一であったが，外貨預託制度との違いは，預入外貨を外国証券への投資運用に用いるよう指示されている点にあった．この外国証券は，本邦甲種為銀在日支店が在米日系商社への貸付資金を調達するために在米の外銀から米ドル資金を借り入れる場合の担保として使用することが予定された．[7] なお，英ポンドについては，現地運用のための預託は行われなかった．

金融引締めの見地から，昭和29年3月16日，外貨預託制度と外貨預入制度が統合され，外貨預金制度となった．預金の使途区分により，第一類＝日本からの輸出にともなう在米日系商社の資金需要に対する現地貸付(米ドルのみ)，第二類＝証券投資(米ドルおよび英ポンド)，第三類＝輸入信用状マージン(米ドルおよび英ポンド)の3種類に区分された．第一類は枠の制限はなく，第二類，第三類は実情を勘案した各行別の枠が決められた．[8] とくに，第三類に関しては，輸入金融引締めの趣旨から，従来の預入実績を実質的に2割下回る線で預金枠を設定した．[9]

外貨預金制度の対象銀行は本邦甲種為銀12行であったが，昭和29年8月に東京銀行が外国為替専門銀行となり，東京銀行には外国銀行と同様にMOF勘定が設けられることになったため，東京銀行への外貨預金制度の適用は廃止された.[10]

昭和29年11月に邦銀ユーザンスが認められ，他方，同年末に外国銀行が邦銀に対する輸入信用状のマージン・マネーを撤廃すると，第三類預金の意味が変化したので，昭和30年4月から第一類・第二類・第三類の区別が廃止された.この時から，資金の用途にも原則として制限が付けられなくなった.[11]

昭和31年11月には，MOF勘定の英ポンド不足により，英ポンド外貨預金2000万ポンドのうち半額の1000万ポンドを引き揚げ，翌32年5月にはさらに大部分を回収し，残高はわずか240万ポンドとなった.最終的には，英ポンド外貨預金は，昭和40年4月に大蔵省が，為替リスク回避策の一環として英ポンド預金240万ポンドを引き揚げ，かわりにドル外貨預金695万ドルを設定することによって廃止された.[12]

表 1-11　外貨預託(預金)残高の推移

(単位：100万ドル，100万ポンド)

年月末	ドル(うち東銀分)	ポンド(うち東銀分)
昭和27.12	11.6(3.9)	0
28. 3	26.3(7.6)	10.1(1.4)
28. 9	45.7(12.0)	8.3(1.5)
29. 3	42.2(10.9)	8.0(1.7)
29. 8	36.6(11.9)	5.2(0.9)
29. 9	25.0	4.3
30. 4	47.0	13.2
30. 8	47.5	20.0
30.12	70.3	20.0
31.11	47.5	10.0
32. 6	23.7	2.4
40. 5	30.7	0
40.12	30.7	0

(注)　本計数は日本銀行外国局作成「対為銀MOF預金制度の変遷」による．なお，昭和30年12月の米ドル預託の残高が一時的に大幅に増加しているのは余剰農産物取引に関する預託による.
(出所)　日本銀行資料.

米ドル外貨預金は，昭和32年5月～6月に金融引締め措置の一環として，米ドル外貨預金4750万ドルの半分の2375万ドルが引き揚げられた．金融緩和後も，米ドル預金は増額されず，英ポンド預金からの振替額を加えた3070万ドルに維持され，昭和49年10月に最終的に廃止された.[13]

表1-11の外貨預託(預金)残高の推移に明らかなように，本制度は本邦為銀が自立しつつあった昭和20年代後半から昭和30年代初頭の時期に大きな役割を果たしたといえよう.

〔注〕

1)　古川汎慶(大蔵省為替局企画課長)「LUA廃止の考え方」(『財経詳報』第33号，昭和31年6月4日，4-5ページ).
2)　法令上は，LUA制度は，外国為替会計法第5条第3項の，「大蔵大臣は外国為替等の売買及びこれに伴う取引上必要があると認めるときは，この会計の負担において，(中略)外国為替公認銀行等の外国為替等に係る債務の保証(中略)をすることができる」の規定に根拠を持っていた(同上，5ページ).
3)　川口嘉一(大蔵省為替局企画課)「LUAの適用制限について」(『財経詳報』第7号，昭和30年12月19日，169-71ページ).
4)　川口嘉一(大蔵省為替局企画課)「LUAの撤廃について」(『外国為替』第142号，昭和31年6月1日，7-10ページ).
5)　大蔵省為替局企画課「LUAの廃止について」(『外国為替貿易　法令速報』第32号，昭和31年6月25日).
6)　日本銀行資料.
7)　「わが国の終戦後における貿易再開の経緯と外国為替公認銀行の歴史について」(昭和29年11月為替局企画課)，104-5ページ.
8)　尾崎英二(大蔵省財務調査官)「10年間の為替・貿易管理(II)」(『外国為替』第232号，昭和35年5月，7ページ).
9)　日本銀行資料.
10)　日本銀行資料.
11)　前掲，尾崎英二「10年間の為替・貿易管理(II)」，9ページ.
12)　日本銀行資料.
13)　昭和46年3月9日には，輸入外貨預託制度という新たな外貨預託制度が発足した．この制度は，ドル・シフトに伴う輸入ユーザンス金融の海外依存の是正と，外貨準備の活用を目的とした措置であった(大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第12巻「国際金融・対外関係事項(2)」，平成4年，東洋経済新報社，360-61ページ参照).

4　指定通貨と外国為替相場

(1)　指　定　通　貨

「外国為替及び外国貿易管理法」第8条は，「この法律により認められる取引は，大蔵大臣の指定する通貨により行わなければならない」と規定しており，同法の規定にもとづき大蔵大臣が指定した通貨を指定通貨とよぶ．

同法の施行当初は米ドルと英ポンドが指定通貨であったが，その後，指定通貨の範囲は拡大された(表1-12)．円は，昭和35年7月1日に指定通貨に加わった．指定通貨には，集中を義務づけられている集中指定通貨(米ドルと英ポンド)と，それ以外の非集中指定通貨の2種類に区分される．[1)]

その後，昭和37年1月16日に，外国からの支払の際に受領する通貨の種類のみを指定し，支払に用いる通貨の種類は問わない指定受領通貨制度に移行した．[2)]

(2)　外国為替相場

外国為替相場は，昭和24年12月から34年9月まで，為銀の自由な建値を認めない固定ドル相場制度が実施された．すなわち，為銀の売買相場は，MOF売買相場の一定幅のところで固定されていたのである．こうした公定相場は，為替自由化措置の一環として，昭和34年9月に，一定の範囲内でドル相場の変動が認められるまで約10年間続いた．

表 1-12　指定通貨一覧

種　　類	指定年月日	種　　類	指定年月日
米ドル	昭和24.12. 1	ベルギー・フラン	昭和33. 5.10
英ポンド	24.12. 1	オーストリア・シリング	34. 4.10
カナダ・ドル	29. 7. 1	デンマーク・クローネ	34. 4.10
スイス・フラン	29. 8. 2	イタリア・リラ	34. 4.10
ドイツ・マルク	30.10. 1	ノルウェー・クローネ	34. 4.10
スウェーデン・クローネ	31. 4.15	ポルトガル・エスクード	34. 4.10
フランス・フラン	32. 1. 1	日本・円	35. 7. 1
オランダ・ギルダー	32. 6. 1		

MOF相場(昭和27年8月1日発足)は，基準相場(1ドル360円)の上下35銭に定められ，昭和34年9月まで変更はなかった．為銀のマージンは当初70銭であったが，昭和28年1月に45銭に縮小され，昭和34年9月までこのマージンが維持された．

米ドル以外では，昭和29年7月1日に，非集中指定通貨(米ドル，英ポンド以外の指定通貨)の先物相場が自由化され，昭和31年9月10日には非集中指定通貨の直物相場も自由化された(裁定相場の上下1％の範囲内)．英ポンドは，昭和32年9月25日に先物相場が，同年12月9日に直物相場が自由化された(裁定相場の上下1％の範囲内)．[3)]

〔注〕
1)　日本銀行資料．
2)　日本経済調査協議会編『日本の為替・貿易金融』(昭和40年，至誠堂)，188-90ページ．
3)　前掲，日本経済調査協議会編『日本の為替・貿易金融』，201-5ページ．柏木雄介(大蔵省為替局企画課長)「英ポンド先物相場の自由化」(『外国為替』第174号，昭和32年10月，2-4ページ)．

5　外貨予算制度

(1)　外貨予算制度の枠組み

外国為替予算(通常，外貨予算の略称でよばれたので，略称を用いる)とは，一定期間内における外貨の支出計画を予算化したものである．外貨不足により債務不履行等の事態が発生することを防ぎ，外貨の効率的な運用を図るために，昭和25年1月から39年3月まで実施されたもので，この時期の輸入管理制度の中心をなした．

外貨予算の作成の責任は，内閣に設置された閣僚審議会がもった(「外国為替及び外国貿易管理法」第3条)．閣僚審議会は，昭和24年の発足当時は，内閣総理大臣を会長とし，大蔵，農林，通産，運輸の各大臣および経済安定本部総務長官によって構成され，審議会の事務は経済安定本部貿易局が処理することとなっていたが(「閣僚審議会令」昭和24年12月1日政令第376号)，[1)] 昭和27年8月1日の行政機構の改革により，審議会の構成は，外務，大蔵，農林，通産，運輸，

表 1-13　外国為替予算の構成

1．総括表(外国為替収支見込表と総括表の二つの表よりなる)
2．輸入貨物外貨予算表(外貨割当品目，自動承認品目，通常予備費の3項目に分けて記載される)
3．貿易外支払予算表—本表
—別表第1(仲介貿易，前受金の返済など通り抜け項目)
—別表第2(外貨建ての保証)

経済審議庁長官(経済企画庁長官)に変更され，事務は大蔵省為替局が担当することとなった．これらの委員のほか，諮問委員1が置かれた．諮問委員は，昭和24年の外為法では外国為替管理委員会委員長をもって充てることとされたが，同委員会の廃止とともに，日本銀行総裁をもって充てることになった．

実際に，外貨予算の検討の事務を担当したのは，審議会の下部機関として設けられた，上記各省庁および日本銀行の局長級からなる幹事会であった．幹事会は，原則として毎週1回，開かれることになっていた．

外貨予算の期間については，法令上の規定は存在しないが，第1回目の昭和25年1～3月期から，昭和27年1～3月期までは四半期ごとに外貨予算が作成され，その後昭和39年3月までは6カ月ごとに作成された．

外貨予算は，総括表，輸入貨物外貨予算表，貿易外支払予算表の三つの部分から構成される(表1-13)．「閣僚審議会令」は，外貨予算案は次の方式で作成しなければならないと定めていた．

① 輸入貨物は品目別，仕入地域別に区分し，貿易外支払は用途別に区分する．

② 通貨の単位別に区分する(ドル，ポンド，オープン勘定の3区分)．

③ 外貨資金の割当を行う品目，輸入承認が自動的になされる品目を区別する．

輸入貨物外貨予算案は通産省通商局が作成し，貿易外支払予算案については，貿易に係わる貨物運賃，保険料，貿易付帯経費等は通産省通商局が，それ以外は大蔵省為替局が作成した．

(2)　外貨予算の編成手順

外貨予算編成作業の手順については，『昭和財政史—終戦から講和まで』第15巻「国際金融・貿易」に詳述されているので，要点だけを述べておくこととする．

① 当期中外貨受取額(輸出，特需，一般貿易外)を推定する．

② 当期中貿易外支払額を推定する．

③ 当期実質収支尻(黒字額ないし赤字額)を見積もる．これは，保有外貨，経済状況などを勘案して，政策的に決められる．

④ 差引当期中輸入可能額(①－②－③)を算出する．

⑤ 繰越債務(前期以前の輸入貨物予算による支払額)を推定する

⑥ 当期予算による支払可能額(④－⑤)を算出する．

⑦ 支払可能額(⑥)に当期落率(当期中の輸入総額のうち，当期中に決済される比率)等を勘案して，当期予算額を決める．

⑧ これとは別個に，物資の需給の面から行われる輸入額推定作業がある．この作業は，物資ごとの必要輸入量を積み上げて，推定輸入額を算出する作業である．

⑨ 使用可能な外貨の規模(⑦)と，物資需給面からの指定輸入額(⑧)を，すり合わせて，調整を行う．

外貨予算の編成作業は，予算期の約2カ月前から行われ，幹事会等において各省庁の間の調整が行われる．

〔注〕

1) 占領期には，外貨予算は，閣僚審議会における決定の前に，GHQ/SCAPの承認を必要とした．

第3節　対日援助と防衛問題

1　MSA協定

(1)　アメリカの対外援助政策と「相互安全保障法」

アメリカの対外援助においては，軍事，経済，技術のそれぞれの対外援助が，別個の法律にもとづいて，異なる担当機関によって実施されてきたが，1951年に軍事，経済，技術の三つの分野の援助を総合した「相互安全保障法」(Mutual Security Act)が制定され，対外援助計画の統一的な調整が図られることとなった．

すなわち，経済援助については，マーシャル・プラン発足の際に制定された経済協力法(Economic Cooperation Act, 1948年)が，軍事援助については，相互防衛援助法(Mutual Defence Assistance Act, 1949年)が，低開発地域の技術協力については，ポイント・フォア計画(Point Four)にそって制定された国際開発法(International Development Act, 1950年)が存在したが，これらの法律は廃止されることなく，対外援助全体を体系づける「相互安全保障法」が新たに制定されたのである．

MSA援助の機構としては，「相互安全保障法」の制定直後は，相互安全保障庁(Mutual Security Agency, MSA: MSA援助とECA援助を担当)と，技術協力庁(Technical Cooperation Administration, TCA: TCA援助を担当)の二つに分かれていたが，その後，1953年に対外業務庁(Foreign Operation Administration, FOA)に統合された．

アメリカの対外援助政策は，朝鮮戦争を機に，経済援助中心から軍事援助中心に転換して行ったが，「相互安全保障法」の成立は，まさにその転換を画するものであった．「相互安全保障法」が，援助の三つの目的として，①自由世界の防衛を強化すること，②アメリカの友好諸国の安全と独立，アメリカの利益のために友好諸国の資源を開発すること，③アメリカの友好諸国を，国際連合の集団的安全保障体制へ参加させることを掲げた点にも，軍事援助中心の発想が端的に示されている．

(2)　MSA交渉の開始

日本に対するMSA援助供与は，1954米会計年度の対外援助計画にはじめて盛り込まれた．ダレス国務長官は，1953年上下両院の外交委員会で，1954年度の相互援助計画に，日本の国内の保安と国土防衛のための武器に要する費用を計上していると証言した．[1] アメリカ政府が提供する用意があるとしたのは，「相互安全保障法」に含まれる上記の援助の種類のうち，軍事援助であった．

昭和28年6月12日にアリソン駐日大使は，日米協会における演説でMSA援助について触れ，次のように述べた．[2]

MSA援助はアメリカ政府による「提供を本質とするもので，この計画に参加するしないを決定するのは日本政府と日本国民なのである．もし日本が参加することに決定するとすれば援助は日本に対しても他のすべての国に対すると同じ様なやり方で適用されるであろう．これらの諸国の中どの一国といえども武器を受取ることを強制されたものはない．またどの一国といえどもその経済状態が許す以上の協力を求められたものはないのである」．

これは，日本国内に，再軍備について否定的な世論が強かったことに配慮した発言であった．

日本政府は，昭和28年6月24日に，MSA援助についての質問書をアメリカ政府に送り，26日にアメリカ側から回答を得た．

日本政府がとくに懸念したのは，MSA協定によって，日本の経済力を超える防衛能力が要請されることと，日米安全保障条約によってすでに引き受けている以上の軍事的義務を課せられることであった．

アメリカ側は，回答書のなかで，被援助国は一般的な経済条件および能力の許容する限度内で寄与すればよく，援助を受領するための条件とされている軍事的義務の履行は，日米安全保障条約において日本がすでに引き受けている義務の履行をもって足りる旨を明らかにした．[3]

外務省は6月30日にMSA交渉を開始したいとアメリカ大使館に申し入れ，7月15日から交渉が始まった．この交渉において明らかになった日米間の齟齬はつぎの点にあった．すなわち，日本側は，日本にとって当面，最大の関心事

である経済安定優先を条文中に掲げ，さらには，MSA援助の範囲内で，最大限，実質的な経済援助を受けたいと考えた．これに対して，アメリカ側は，MSA援助は，本来軍事援助なのだから，経済安定優先を強調することは朝鮮戦争後の政策と背馳し，MSA本来の目的に反するとしたのである．[4]

この点に関連して，岡崎外務大臣は，昭和28年8月6日と7日に国会において行った「MSA協定に関する日米交渉経過中間報告」において，次のように述べている．[5]

> われわれといたしましては，このいわゆる軍事援助の内容は完成兵器のみに限られるか，また完成兵器である場合どの程度わが国に発注することが可能であるかなどの点につき，充分アメリカ側の意向を質すとともに，日本の経済への貢献をなしうる援助であるよう話し合いを進めて行きたいと考えております．
>
> また初年度においていわゆる軍事援助以外に，防衛支持援助，すなわち経済援助なるものがわが国にも可能であるかどうか，もし初年度不可能にしても次年度以降可能であるかどうかについても充分話合を行う積りであります．
>
> なお，今後アメリカの日本に対する特需，域外買付などは今回の対日援助と深い関係をもって日本の経済に影響するわけでありますから今回の交渉においても出来るだけこれ等の点を明確にして，それによって日本の経済が当面する貿易の不均衡に対処する方途を講ずるとともに将来の健全なる発達に資したいと考えている次第であります．

こうした意図から，日本側はMSA協定中に経済援助に関する条項を盛り込もうとした．これに対して，アメリカ側は，経済援助に関する言及が本文第1条，付属文書B「援助の範囲」，付属文書C「域外調達」，付属文書D「基礎物資計画と経済・技術援助」にあるのは，MSA協定の性格からしてバランスを失するとして，日本案にある付属文書B，C，Dの削除を求めた(昭和28年8月19日，第7回会合)．[6]

経済界は，かねてから，MSA協定により経済援助が実現することに強い期待を寄せていたが，[7] 経団連は，8月27日，緒方竹虎副総理，木村篤太郎保安庁長官を招いて，経済援助が期待できなくなった理由を聞くとともに，域外調達，兵器産業への設備融資等の交渉をアメリカ側と行うことを要請した．[8]

その後，9月末まで続けられた交渉で，協定全文がほぼ固まり，付属文書については，付属文書B，C，Dを，付属文書A「援助の範囲」に纏めることでほぼ決着がついた．最終的に決定した付属文書Aでは，①日本およびその他の国の使用に供する需品および装備を，可能な場合には日本国内で調達すること，②日本の防衛生産の諸工業に情報を提供し，技術者の訓練を促進することをアメリカ政府が考慮すると規定された．日本側は結局，域外調達への配慮をアメリカ側に約束させるにとどまり，経済援助の供与を明記させるまでにはいたらなかった．

外交交渉は，昭和28年9月30日の第12回会合以後中断し，翌29年3月8日に再開された．その間に，残された重要な問題である日本の防衛計画について交渉するため，吉田首相の特使池田勇人自由党政調会長が渡米し，ロバートソン国務次官補らアメリカ政府首脳と話合いを行った．いわゆる池田=ロバートソン会談である．

(3)　池田=ロバートソン会談

池田=ロバートソン会談は，昭和28年10月5日から10月28日までワシントンにおいて行われ，10月30日に共同声明が発表された．この間，10回の会談がもたれた．

この会談の議題は，①日本の防衛問題およびアメリカの援助，②東南アジアとの経済交流および賠償問題，③中共貿易，④ガリオア問題，⑤外資導入および借款，⑥その他日本の国内問題であったが，主たる目的は「防衛計画」についての協議であった．[9]

10月8日の第2回会談において，ナッシュ国務次官補から，日本の最小限の軍事力として32万5000人が必要とのアメリカ側の見解が示された．[10] 10月13日に，日本側は池田特使の個人的な見解の形で「防衛5カ年計画池田私案」を提出し，対案として，陸上兵力18万人(3年間で達成)，海上兵力は船舶210隻(5年間で達成)，航空兵力は航空機518機(5年間で達成)を示した．その経費は，9011億，うち日本政府が6211億円負担し，アメリカ政府が2800億円を負担するものとした．[11]

10月15日の第5回会談においては，アメリカ側から，航空機・船舶・完成兵器による軍事援助以外に，域外買付の方法で日本の産業育成の援助を与えるつもりであること，MSA550条にもとづく余剰農産物の処分についても，日本に

対して1500万ドルを予定していることが明らかにされた.[12]

その後,「10月19日付池田特使覚書」,「10月21日付合衆国政府覚書」において,日本側とアメリカ側の主張が文書の形で提出された.

「10月19日付池田特使覚書」は,防衛力の規模については直接には触れずに,防衛力増強に対する日本側の制約条件をクリアーするために,アメリカからの経済援助が必要であることを強調する内容となっている.[13] 随員の宮沢喜一は,「『防衛』は一番最後」に回して,「その前に経済問題に入ってゆくように先方を誘い込む」戦術であったと述べている.[14]

この覚書は,日本の防衛力の増強にとって,憲法上,政治上,経済上などさまざまな制約を列挙し,そうした制約にもかかわらず防衛力を増強するには,①かなりの額の軍事援助が与えられること,②MSA法中の「防衛支持援助」(MSA法では経済援助のことをこのようによんだ)が日本に対して認められること,③東南アジア諸国との賠償問題の解決にアメリカ政府が手を貸し,さらには,日本の東南アジア開発計画をアメリカが援助すること,④アメリカ政府が民間の対日投資を促進することなどが求められるとした.

これに対して,「10月21日付合衆国政府覚書」は,32万5000から35万の陸上部隊の建設という目標を日本側が受諾することが援助の条件であると述べ,とりあえず,現会計年度に2万4000,次会計年度に4万6000を増強し,地上部隊を18万にすることが必要であるとした.[15] 経済援助については,MSA法の「防衛支持援助」を日本が受ける可能性はないこと,しかし,アメリカ側は,1億ドルの域外買付,5000万ドルの余剰農産物売却を考慮していることを表明した.

日米間の意見の相違は埋まらなかったが,昭和28年10月30日に,一応の共通の了解事項を共同声明として発表した.その概要は次の通りである.[16]

① 日本の防衛力を強化する必要があることについて意見の一致をみた.ただし,憲法上,経済上,予算上の制約から,ただちに日本が十分な自衛力の増強ができないことが認められた.

② アメリカは日本に対して軍事援助を提供することを申し出,近く両国の代表が東京において協議を行う(MSA協定).

③ 日本の防衛力の増強にともない,アメリカは在日米軍支持のための日本側負担を軽減するよう考慮する(防衛分担金の削減).

④ アメリカは,相互安全保障法第550号にもとづく5000万ドルを目途とする物資援助を行い,その売上代金の円貨は,海外買付または投資の形で日本の防衛生産および工業力増強に使用される(余剰農産物援助).

⑤ 朝鮮における政治的解決がつくまでは対中共貿易の統制を維持することで一致した.

⑥ ガリオア援助の処理のために,近い将来,東京において日米会合をもつ.

11月5日,新木駐米大使は,池田=ロバートソン会談の共同声明に日本政府が同意する旨国務省に通告し,この声明は日米政府間の正式了解事項となった.

(4) MSA協定の締結

池田=ロバートソン会談の後,交渉の舞台は再び東京に移された.

昭和28年11月15日,余剰農産物交渉が,外務省と在日アメリカ大使館の間で始まった.MSA法第550条にもとづく余剰農産物の買入れは,池田=ロバートソン会談においてアメリカ政府から約束を取り付けることができた唯一の経済援助であった.

余剰農産物の友好諸国への売却は,MSA法第550条の改正(1953年)により,1954米会計年度から新たに設けられた制度であった.その仕組みは以下の通りである.[17]

① アメリカ政府は,MSA予算のうち1億ドル以上2億5000万以下を,余剰農産物またはその製品の購入に充てなければならない.

② アメリカ政府は,買い上げた余剰農産物を,MSA協定締結国に,当該国の通貨を対価として売却輸出する.

③ アメリカ政府は,売却によって得た当該国の通貨を,1)当該国等に対する軍事援助,2)物資・サービスの購入,3)不足物資購入のための貸付け,4)新市場の開発,5)当該国の国内需要のための増産奨励金に使用することができる.

この制度の意図は,MSA援助予算を用いて,アメリカの余剰農産物の処理を行うことにあった.余剰農産物を買い入れる国にとってのメリットは,当時世界的に不足していたドルを用いずに農産物を購入できること,農産物の購入

代金が国内における米軍の物資・サービスの購入に充てられるので，購入代金が国内産業に環流すること，また，購入代金の一部が経済援助として贈与される可能性があることであった．

昭和28年12月10日，日本政府は総額5000万ドルの農産物購入を国務省に申し入れた．その後，日米双方が協定案を提示して，交渉を進めた結果，昭和29年2月15日までに，「余剰農産物の購入に関する協定案」，「経済的措置に関する協定案」が固まった．また，「投資保証協定案」も2月15日に纏まった．

「日米相互防衛援助協定案」(MSA協定案)は，昭和29年に入ってから交渉が進み，2月22日に協定案ができあがった．最後に残った軍事顧問団についての交渉も3月2日までに終了した．[18]

昭和29年3月5日にMSA関係4協定要綱が閣議決定され，3月8日にMSA協定の調印が行われ，5月1日に協定は発効した．

(5) MSA協定の概要

MSA協定とは，「日米相互防衛援助協定」，「農産物の購入に関する協定」，「経済的措置に関する協定」，「投資の保証に関する協定」の4協定の総称である．

「日米相互防衛援助協定」は，防衛援助に関する協定であり，MSA 4協定の中核部分をなす．この協定は，援助の原則，援助物資の取扱い(第三国への譲渡の禁止，秘密の維持など)，軍事顧問団の受入れなどについて規定しているが，援助の総額，内容については具体的には規定していない．

政府は，「日米相互防衛援助協定」にもとづく援助について，次のように説明している．

① 援助は無償であるが，将来は有償形式の援助も考えられる．

② 援助額は，アメリカの軍事援助予算のうち，アジア地域に対する予算のうちから支出される予定となっており，その確定額はアメリカ政府は発表していない．[19]

③ 援助の内容は，完成兵器が主たるものであり，その他，情報，役務等も含まれるが，その細目はアメリカ政府も発表しないことになっている．

この協定には，A～Gまでの七つの付属文書が付せられている．

このうち付属文書Aには，前述の通り，アメリカ政府が日本において需品・装備を調達すること(いわゆる「域外買付」)に配慮することがうたわれている．域外買付の額については，明記されていないが，池田特使の衆議院での答弁(昭和28年12月3日)によれば，日本側は，MSA小麦買付額のうちから4000万ドルと，その他の買付け5500万ドルの合計1億ドル程度を目標としていた．[20]

「農産物の購入に関する協定」は，MSA550条にもとづいて，1954米会計年度(1953年7月～54年6月)において，総額5000万ドルの農産物取引を行うよう両国政府が努力することを定めている．この農産物の購入に必要な米ドルを支出し，日本政府は，その等価の日本円を日本銀行に積み立てることとされた(第4条)．また，この農産物購入が，日本とアメリカないしアメリカの友好国との通常の市場取引を排除してはならないという条項が盛り込まれているが(第3条)，これは，大麦，小麦の主たる購入先であったカナダからの買付けが，この農産物購入によって阻害されないように配慮した条項である．[21]

取引の品目や条件等の詳細は別個に両国政府間で取り決めることとなっており，条文中には書かれていない．

5000万ドルの内訳は，小麦50万トン，大麦10万トンが予定されており，残りの金額は協定締結時には未定であった．国際小麦協定により，1953年8月から3カ年，毎年度100万トンの買付保証を日本が行っていたこととの関連は，今年度はすでに約100万トンを買付済みであり，しかも，昭和28年の不作による影響があるので，MSA550条による追加購入は国際小麦協定に影響を与えないと説明された．[22]

価格については，MSA550条が，余剰農産物を世界最高市場価格で売却しなければならないと定めており，市場価格よりも高くなるのではないかとの懸念が，ジャーナリズム等から出された．[23]

「経済的措置に関する協定」は，上記の農産物購入の結果として生じる5000万ドル相当の円貨の使途について定めたものである．5000万ドルのうち20%の1000万ドル(36億円)が日本政府に贈与され，残りの4000万ドルはアメリカ政府の軍事援助計画にもとづく日本における域外買付に使用されることとされた．

「農産物の購入に関する協定」と別にこの協定を作ったのは，日本政府が，MSA協定の対日経済援助的な側面を最大限に強調したかったからであろう．

2本建てにする提案は，日本側から出されたものである.[24]

「投資の保証に関する協定」は，アメリカ国民の日本の事業に対する私的投資を促進するために締結されたもので，アメリカ国民の投資が損失を蒙った場合に，アメリカ政府がこれを肩代りするという趣旨である．投資の元本収益の送金の停止，投資物件の没収などの事態に対処することを目的としている．この保証に関して，なぜ日本政府と協定を結ぶ必要があるのかといえば，アメリカ政府が保証を実施するような事態が生じた際に，投資家の権利をアメリカ政府が引き継ぐことができる旨を，あらかじめ日本政府に認めてもらわなければならないからである．

投資保証制度のアメリカにおける根拠法は，1948年「経済協力法」第111条であり，内容的にも制度的にもほとんどMSA援助とは無関係であり，便宜的に，MSA協定の一環として締結されたものである.[25]

(6) MSA余剰農産物資金の運用

MSA経済援助資金36億円(1000万ドル)の運用方針については，経済審議庁を中心として検討が行われ，昭和29年9月3日にアメリカ政府に下記の要請を行った.[26]

① 防衛庁またはアメリカ側からの発注確実な防衛産業で，この発注に応じるために設備拡充を必要とするものの設備資金に充当するものとすること.

② 防衛産業の素材部門に対し，その設備能力の増加のための設備に充当する.

③ アメリカ側からの発注不確実な防衛産業については，その能力整備に応じる特需発注を要請し，発注について確約を得たものについて融資すること.

④ 資金は，日本開発銀行を通じて融資するものとし，金利はおおむね年利6.5%，償還期限は5年を基準とすること.

これに対して，アメリカ側から若干の異論が出されたようであるが，ほぼこの線に沿って決着し，昭和29年9月に「経済援助資金の運用に関する政令」が定められた．日本開発銀行は，昭和30年度に34億円の融資承諾を行ったが，その半ば以上は，航空機2社25億円(ジェットエンジン・オーバーホール，T-33Aおよび F-86F 組立設備)が占めた.[27]

〔注〕

1) 吉澤清次郎監修『日本外交史』第29巻(昭和48年，鹿島研究所出版会)，10-11ページ.
2) 大嶽秀夫編『戦後日本防衛問題資料集』第3巻(平成5年，三一書房)，353-54ページ.
3) 前掲，吉澤清次郎監修『日本外交史』第29巻，11-13ページ.
4) 安原洋子「経済援助をめぐるMSA交渉」(『アメリカ研究』22，昭和63年).
5) 「MSA協定に関する日米交渉経過中間報告—昭和28年8月6日衆議院本会議，昭和28年8月7日参議院本会議における岡崎外務大臣報告要旨」(大蔵省資料).
6) 「MSA協定交渉第7回会合について」(昭和28年8月19日欧米局第一課)(大蔵省資料).
7) 経済団体連合会経済協力懇談会「MSA受入れに関する一般的要望意見」(『経団連月報』1953年8月号).
8) 「日米相互防衛援助協定交渉経過録」(『立命館法学』第7号，昭和29年)，52ページ.
9) 宮沢喜一『東京-ワシントンの密談』(昭和31年，実業之日本社)，203-4ページ.
10) 「十月八日会談」(大蔵省資料).
11) "A Result of Mr. Hayato Ikeda's Personal Study on Japan's Defence Program" (Oct. 13) (大蔵省資料).
12) 「十月十五日会談」(大蔵省資料).
13) 「十月十九日付池田特使覚書」(大蔵省資料).
14) 前掲，宮澤喜一『東京-ワシントンの密談』，224ページ.
15) 「一九五三年十月二十一日付合衆国覚書」(大蔵省資料).
16) 「共同新聞発表」(大蔵省資料).
17) 「MSA援助の制度と運営」(『財政金融統計月報』第41号，昭和28年12月，5ページ).
18) 前掲，「日米相互防衛援助協定交渉経過録」，64-66ページ.
19) 1950～59年度のアメリカの対日軍事援助引渡し額は5億657万ドルと発表された(『防衛年鑑』昭和36年版，558ページ).
20) 「日米相互防衛援助協定及び関係取極に関する疑問疑答」(昭和29年3月外務省)(大蔵省資料Z522-100).
21) 「『農産物の購入に関する協定』及び『経済的措置に関する協定』に関する疑問疑答」(昭和29年3月外務省)(大蔵省資料Z522-100).
22) 同上資料.
23) 「MSA小麦旋風のあとをさぐる」(『金融財政事情』昭和28年11月30日号，13ページ).
24) 「MSA調印までの顛末記」(『金融財政事情』昭和29年3月8日号，13ページ).
25) MSA援助との関係について日本政府は次のように説明していた.「米国はMSAによって自由国家群の軍事力，経済力の強化のために対外援助を与えているが，更に民間の対外投資でかかる目的に役立つものがあれば，これを促進するための措置をとることが，MSAの目的たる当該投資受入国の経済力・防衛力の強化に役立つという意

味でMSAと投資保証は関連を持っている.」(「国会説明資料　投資保証協定」(大蔵省資料Z522-100), 6ページ).

26) 「経済援助資金36億円の運用について」(昭和29年経済審議庁)(大蔵省資料Z522-120).

27) 日本開発銀行十年史編纂委員会編『日本開発銀行十年史』(昭和38年, 日本開発銀行), 119ページ.

2　余剰農産物協定

アメリカからの余剰農産物受入に関する余剰農産物協定は2次にわたって締結された. 第1次余剰農産物協定は, 昭和30年5月31日に調印され, 第2次余剰農産物協定は, 昭和31年2月10日に調印された.

余剰農産物処理に関するアメリカ側の根拠法は, 1954年7月10日成立の「余剰農産物処理法」(Agricultural Trade Development and Assistance Act of 1954)であった. この法律は, 1955～57の3会計年度に, 10億ドルの余剰農産物を外国への売却ないし贈与を通じて処理しようとするものであった. 内訳は, 外国通貨を対価とする売却7億ドル, 緊急援助計画にもとづく贈与3億ドルであった. MSA法にもとづく農産物援助と異なり, アメリカの抱える余剰農産物の処理が主たる目的であり, 軍事計画との結びつきは弱かった.

余剰農産物処理のための外国通貨による売却授権額は, 当初の7億ドルから, 1955米会計年度には15億ドルに引き上げられ, さらに1957米会計年度には30億ドル, 1958米会計年度には40億ドルに引き上げられた.[1)]

(1)　第1次余剰農産物協定

政府は, 昭和29年5月に, 近く成立する予定の「余剰農産物処理法」にもとづいて, アメリカから余剰農産物を受け入れ, 売却代金の円貨をインパクト・ローンとして調達する方針を内定し, 吉田首相の訪米の際に, アメリカ政府と交渉を行うことになった. 政府が計画していた農業開発, 炭坑の竪坑開鑿, 「弾丸道路」建設には, 外貨は必要なかったので, 世銀借款よりも, 余剰農産物受入の方が好ましいと考えられたからであった. 余剰農産物の受入規模は, 3年間毎年1億ドル程度を見込み, 贈与円貨の割合はMSA法第550条の場合の20%よりも大きいことが望ましいとしていた.[2)]

昭和29年6月に, 向井大蔵大臣等が訪米した際に, アメリカ政府に対し余剰農産物購入を申し入れたが, まだ「余剰農産物処理法」が成立していない時期であったために, 具体的な交渉には入らなかった.

10月18日, 愛知通産大臣らが訪米し, 交渉が開始された. 日本側は1億3300万ドルの割当てを要請し, その売却積立円の全部を日本の投資計画に用いることを希望していた.[3)] 折衝の結果, アメリカ政府は, 日本に対して1億ドルを割り当てた. 初年度4億ドルの枠に対して, 17カ国から要請があり, 日本は他の申請国と比べて, 優遇されたといえる.[4)] 日本政府の関心は, 円貨で農産物を購入することよりも, 売却代金のうちどれだけ多くを日本の産業資金として借り入れ, 利用できるかにあった. 財務官の鈴木源吾は, アメリカ政府が農産物を「諸外国通貨で売ること自体が, 一種の経済的援助であるかの如き錯覚をもった人達があるようであるが, 問題はその外国通貨を米国側の用途に当てるか外国側の用途にあてるかによって, 諸外国に対する援助になるかの岐れ途となる」と述べている.[5)]

11月になり, ①日本政府は1954～55会計年度において8500万ドルの余剰農産物を購入する, ②その対価の70%を日本政府は借り入れて使用し, 30%はアメリカ側が使用する, ③これとは別に, アメリカは1500万ドルの余剰農産物を贈与として提供する, という骨子が決まった.[6)]

しかしその後, 円資金の使途, 返済の条件等をめぐり, 交渉は難航し, ようやく翌30年3月に妥結に至った.[7)] 日本政府が借り入れる214億2000万円(5950万ドル)の使途については, 日本側は自主使用を主張し, 使用目的・金額について発言権を確保しようとするアメリカ側と対立したが, 結局, 両国によって合意した目的の範囲内で日本側が自主的に使用できることとなった. また, 借款条件では, 金利は日本側は年利2.5%を希望していたが, アメリカ側の要求するドル返済の場合3%(円返済の場合4%)になった. するどく対立したのは返済をドルで行うか円で行うかのいわゆる「ドル・クローズ」問題であったが, 原則としてドル返済だが, 日本側が希望すれば円返済も可能とすることで決着を見た.

昭和30年5月31日に成立, 6月25日に発効した第1次協定(正式名称は「農産

物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定)の内容は以下の通りである.

① 受入額は，総額1億ドルとする.

円貨による購入		8500万ドル
内訳	小麦	2250万ドル
	大麦	350万ドル
	米	1500万ドル
	綿花	3500万ドル
	タバコ	500万ドル
	海上輸送費用	400万ドル
贈与		1500万ドル
内訳	小麦および脱脂粉乳	1200万ドル
	綿花	300万ドル

② 円貨による購入8500万ドルの円対価306億円は，その30%にあたる91億8000万円(2550万ドル)をアメリカ側が使用し，70%にあたる214億2000万円(5950万ドル)を日本側が借り入れて使用する.

アメリカ側使用額		91億8000万円(2550万ドル)
内訳	1) 共同防衛のための軍事上の装備，資材，施設および役務の調達	61億2000万円(1700万ドル)
	2) 第三国のための物品購入および役務の調達	19億8000万円(550万ドル)
	3) 両国の利益となる米国農産物の新市場の発展助長	7億2000万円(200万ドル)
	4) 国際教育交換活動	2億7000万円(75万ドル)
	5) 日本におけるアメリカの債務支払	9000万円(25万ドル)
日本側使用額		214億2000万円(5950万ドル)

次の目的のために使用する(配分額は日本側で自主的に決める).

1) 電力資源の開発

2) かんがい，排水，開拓およびこれらに関連する事業

3) 日本国の経済の生産性の増進

③ 5950万ドル(214億2000万円)の借款の条件

期間　40年間(据置3年)

通貨　原則としてドルで返済するが，日本政府の選択により円貨とすることもできる.

金利　ドルの場合3%，円の場合4%

余剰農産物資金は，昭和30年7月30日に設置された余剰農産物資金特別会計法において受け入れられた.

(2) 第2次余剰農産物協定

第2次余剰農産物交渉のための準備作業は，昭和30年7月から開始された.1956米会計年度における余剰農産物の受入れについては，大蔵省は財政投融資資金確保の点から第1次と同程度の受入れを希望しており，農林省も農業開発資金の確保のためにやはり受入れを希望していた.これに対して，通産省はアメリカ綿花が割高となり，綿糸生産も過剰気味なので綿花受入れは必要なく，米の受入れも東南アジア貿易を阻害するので望ましくないとしていた.外務省も，米の受入れが東南アジア貿易に与える悪影響を懸念していた.[8)]

そこで，第2次余剰農産物受入れに関する日本政府の方針を次のように決めた.[9)]

① 余剰農産物受入れの前提となるアメリカからの通常輸入の保証については，アメリカ産品の価格が国際価格よりも高い場合には，通常輸入量の確保は保証できないことを了解してもらう.

② 米の受入れは見合わせる.

③ 積立円の日本側使用比率は80%以上とする.

④ 余剰農産物の海上輸送については，アメリカ船舶50%使用条項の全廃ないし緩和を要請する.

交渉は，7月末に東京において非公式に開始されたが，9月に河野一郎農林大臣がワシントンで交渉をまとめ，10月1日に仮調印を行った.買入金額は，第1次協定よりも約2割少ない6580万ドルとなった.余剰農産物の大宗である

綿花は，数量にして，第1次の17万5000俵から10万俵に4割も削減された．米は，日本側の要求通り，削除された．[10]

昭和31年2月10日に成立し，5月29日に発効した第2次米国農産物受入協定の内容は以下の通りである．

① 受入額は，総額1億ドル(ただし，贈与については交換公文で規定)．

円貨による購入		6580万ドル
内訳	小麦	2730万ドル
	大麦	350万ドル
	綿花	1870万ドル
	タバコ	270万ドル
	とうもろこしその他飼料	640万ドル
	海上輸送費用	590万ドル
贈与[11]		1125万ドル

② 円貨による購入6580万ドルの円対価237億円は，その25%にあたる59億2200万円(1645万ドル)をアメリカ側が使用し，75%にあたる177億6600万円(4935万ドル)を日本側が借り入れて使用する．

アメリカ側使用額	59億2200万円(1645万ドル)
内訳	
共同防衛の米国軍人軍属のための宿舎建設	29億0400万円(807万ドル)
1) 第三国向域外調達	19億5400万円(543万ドル)
2) 米国農産物の市場開拓	4億7400万円(132万ドル)
3) 国際教育交換活動	4億7400万円(132万ドル)
4) 日本における米国の債務支払	1億1800万円(33万ドル)
日本側使用額	177億6600万円(4935万ドル)

次の目的のために使用する(配分額は日本側で自主的に決める)

1) かんがい，排水，開拓及びこれらに関連する事業
2) 森林，畜産及び畜産品，港及び貯蔵の施設，国内用肥料ならびに国内てんさい糖工業の発展
3) 電力資源の開発

4) 日本国の経済の生産性の増進
5) 相互に合意される目的の範囲のその他の経済開発計画

③ 4935万ドル(177億6600万円)の借款の条件(第1次と同じ)

期間　40年間(据置期間3年)
通貨　原則としてドルで返済するが，日本政府の選択により円貨とすることもできる．
金利　ドルの場合3%，円の場合4%

(3) 第3次，第4次余剰農産物受入れの取止め

第3次余剰農産物受入れについては，鳩山内閣がいったんは受入れの方針を決めたが，石橋内閣がこれを白紙に戻して再検討し，取り止めとなった．昭和31年11月から開始された日豪通商会談によって，オーストラリアから小麦を輸入することになったこと，財政投融資の原資も調達の目途が立ったこと，などの理由から，大蔵，通産，外務の各省が受入れに消極的になったためである．[12]

第4次余剰農産物受入れについては，日本政府は昭和32年9月10日に4735万ドルを受け入れる方針を決定したが，アメリカ政府との交渉がまとまらず，受入れには至らなかった．東南アジア諸国等からの多数の申入れがあり，アメリカ政府が日本の要求に応じられなかったこと，また，日本側も条件がこれまでよりも良くなければ受け入れる意志がなかったことによるものである．[13]

〔注〕

1) 澄田智・鈴木秀雄『財政投融資』(昭和32年，財務出版)，486-87ページ．
2) 『金融財政事情』昭和29年5月24日号，7ページ．
3) 鈴木源吾(大蔵省財務参事官)「余剰農産物見返円問題の折衝経緯と今後の問題点」(『金融財政事情』昭和29年12月13日号，26ページ)．
4) 東畑四郎(前農林次官)「余剰農産物処理問題に使して—対米交渉報告」(『国際食糧農業』昭和30年2月号，30ページ)．鈴木源吾，前掲稿では，申込み25カ国となっているが，どちらが正確か，確認できなかった．
5) 前掲，鈴木源吾「余剰農産物見返円問題の折衝経緯と今後の問題点」，28ページ．
6) 日本銀行資料．
7) 前掲，澄田智・鈴木秀雄『財政投融資』，490-91ページ．
8) 『金融財政事情』昭和30年7月18日号，10ページ．

9) 前掲，澄田智・鈴木秀雄『財政投融資』，495-96ページ．
10) 今泉一郎(大蔵省為替局企画課)「第二次余剰農産物買付協定について」(『外国為替』第145号，昭和31年7月15日)．
11) なお，第2次協定では，贈与分は交換書簡で定められた．
12) 『金融財政事情』昭和32年1月14日号，10ページ．
13) 『金融財政事情』昭和32年9月16日号，10ページ，同10月21日号，9ページ，同11月4日号，10ページ．

3　防衛支出金・日米行政協定

防衛分担金とは，日米行政協定にもとづいて，日本政府が負担する在日米軍経費のことである．[1] 経費は，内容別につぎの三つに区分できる．

① 防衛分担金：アメリカが，輸送その他の必要な役務および需品を日本で調達するのに充てるために日本政府が支出する年額1億5000万ドル相当の円貨(558億円)(行政協定第25条第2項)．
② 施設提供費：日米安全保障条約にもとづいてアメリカが使用する施設，区域，路線を提供するのに要する費用．
③ 軍事顧問団経費：日米相互防衛援助協定(MSA協定)にもとづいて日本に派遣されるアメリカ軍事顧問団の経費(MSA協定第7条第2項)．

日米行政協定の公式議事録に，日本側の防衛力増強にともない経費が増加する場合には，防衛分担金の減額をアメリカ政府が考慮すると明記され，防衛費増と防衛分担金削減とは結びつけられることになった．[2]

昭和28年度予算では，保安隊を増員しなかったので，日本側は防衛分担金の削減は要求せず，558億円全額を計上した．[3]

昭和28年10月に行われた池田=ロバートソン会談での合意にもとづいて，昭和29年度予算においては，陸上兵力を11万人から13万人へ増員した．その結果，防衛庁費は813億円になると見込まれた．そこで，日本政府はアメリカ側に防衛分担金50億円の削減を要請した．アメリカ側は，25億円の削減を認め，残りの25億円については自衛隊に物資(ジープ等の車輌)で援助することとなった．[4] すなわち，防衛分担金532億8000万円，防衛庁費788億円(当初案の813億円から25億円を減じた額)で日米間の合意が成立した．

ところが，予算成立後の昭和29年6月1日の閣議で，物件費，施設費等の一律10%削減の方針が決まり，6月29日の閣議で，防衛庁費は45億円を削減し，743億円とすることが決定した．これについて，アメリカ側は異議を唱え，減額分45億円は防衛力増強に充てるべきだと主張した(10月22日)．[5] 結局，アメリカ側の了解が得られないまま，11月23日に昭和29年度一般会計補正予算が閣議決定され，防衛庁費45億円の縮小を含むこの案は，12月6日に国会を通過した．

昭和30年度予算編成に際しては，アメリカ側から機先を制して昭和30年2月2日にアリソン駐日大使から外務大臣宛にメモが手交された(「アリソン・メモ」)．アリソン・メモは，その強硬な内容で日本政府を驚かせた．すなわち，防衛庁の予算要求額952億円について，「これは増強完了の部隊を維持するために辛うじて充分なものであり，万一防衛庁の使用し得る金額が少しでも減額されるならば，予定された兵力の増強をなし得るかどうかは疑問である」と述べ，防衛分担金の減額については，防衛庁費が900億円を超えた場合のみ，要請に応じるとした．大蔵省は，財政当局が査定する以前の予算要求額を外交交渉の対象にしようとするアメリカ政府の姿勢は著しく妥当性を欠くという意見を，2月17日に外務次官宛に提出した．[6]

昭和30年度防衛分担金に関する日米正式交渉に先立ち，昭和29年3月23日に外務大臣，大蔵大臣，防衛庁長官は，防衛庁経費800億円，防衛分担金330億円，施設提供費85億円，計1215億円の線で交渉に望むことを決めた．3月25日に交渉は開始し，日本側は，本年度は経済安定の成否を決する重要な時期であるので，防衛費予算の総枠を前年度の1327億円の枠内にとどめたいと述べ，日本の防衛力増強に対応した最大限の分担金削減を要請した．アメリカ側は，総枠1327億円は認めたが，防衛庁経費800億円に対してその増額を主張して譲らず，結局，防衛庁経費は前年度を125億円も上回る868億円となった．他方，防衛分担金も大幅(178億円)に削減され，380億円となった．[7]

昭和30年8月29～31日に，ワシントンにおいて重光外務大臣とダレス国務長官との会談が行われ，「在日アメリカ軍の支持のための日本の財政的寄与の問題に関しては，今後数年間にわたる漸減に関する一般方式を設定することが望ましい」との点で意見の一致をみた．[8] 昭和29年度，30年度のように，防衛分

担金交渉が政治問題化することを防ぐために，日本政府は日米間に防衛分担金算定方式を定めたいと考え，9月初旬から慎重な準備を始めた．

11月21日から日米交渉が開始され，日本側は，次のような防衛分担金削減方式を提案した．

イ）　昭和31年度以降の防衛分担金の額は，前年度防衛分担金額から防衛費の対前年比増加額の1/2を減額した額とする（したがって，昭和31年度については，前年度の380億円が基礎となる）．

ロ）　削減額の決定にあたっては，防衛庁経費，施設提供費以外の他の防衛目的のための経費の増加，MSA援助の減少等を考慮に入れる．

ハ）　米軍の撤退その他の理由により米軍のドル支払が，上記により計算された防衛分担金額と施設提供等諸費の合計額より少なくなるときは，両国政府の財政負担を均等化ならしめるよう必要な措置をとる．

これに対して，12月2日にアメリカ側から示された対案は次の通りであった．

イ）　減額の基礎を行政協定に定められている1億5500万ドル(558億円)とする．ただし，昭和32年度以降は，全年度額を基礎とする．

ロ）　防衛庁経費の増加額のみを折半負担する．

ハ）　防衛庁試案の長期計画の数字を超える額は全額アメリカ側の負担とする．

昭和31年度の防衛庁経費については，日本政府の964億円という提案に対して，アメリカ側は当初1030億円を主張し，12月30日の提案でも1002億円はゆずれないとした．そこで，昭和31年1月10日の防衛関係閣僚懇談会において，防衛庁経費1002億円，施設提供等諸費105億円，防衛分担金300億円，計1407億円を日本側の案として決定し，1月24日にアメリカ側もこの案を受け入れた．[9] あわせて，1月30日の共同声明は，「防衛庁費と，施設提供費の予算の合計額の増加分を，日米均衡に負担することを約す，かくして窮極においては，日本側の防衛分担金をゼロにならしめるようにするものである」と，表明した．[10]

以上のように，昭和31年度までの防衛分担金交渉においては，一般算定方式が決まっていなかったために，アメリカ政府が日本の財政主権を侵すような事態が生じ，これが日米間の摩擦を引き起こしたのである．一般算定方式決定後は，この問題については大きな紛争は起きなかった．

表 1-14　防衛支出金の推移と内訳　（単位：100万円）

年　度	防衛分担金	施設提供費	軍事顧問団費	計(防衛支出金)
昭和27	50,673	14,372	—	65,045
28	55,800	6,200	—	62,000
29	53,280	4,850	350	58,480
30	38,000	7,374	590	45,964
31	30,000	9,955	610	40,565
32	29,600	9,955	610	40,165
33	18,600	7,005	500	26,105
34	11,100	6,045	480	17,625

（注）『国の予算』各年度版および34年度予算案．
（出所）朝日新聞調査研究室編『日本の安全保障をめぐる諸問題』下（昭和34年，朝日新聞社），141ページ．

昭和32年度は，防衛庁費，施設提供費，軍事顧問団費の合計が前年度より8億円しか増額されなかったので，防衛分担金は4億円の減額にとどまった．昭和33年度予算では，一般算定方式による80億円の減額に加えて，アメリカ軍の撤退にともなう特別減額30億円が認められ，防衛分担金は全年度110億円減の186億円となった．昭和34年度は，基礎とする金額を前年度の186億円とするか，前年度の特別減額分を加えた216億円とするかで日米間の意見の対立があった．結局，アメリカ側が日本の主張を受け入れ，防衛分担金は，186億円を基礎とし，一般方式で算定した111億円で決着した（表1-14）．[11]

日米安全保障条約改定にともない，行政協定も改訂され，防衛分担金は廃止された．昭和35年度の防衛分担金については，新協定が昭和35会計年度に入ってから3カ月足らずの6月23日に発効したため，負担額も小額であったので，アメリカ側はこれを放棄した．[12]

〔注〕

1）　防衛支出金の前身である終戦処理費と，防衛分担金創設の経緯については，大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第5巻「歳計(1)」（昭和57年，東洋経済新報社）の「終戦処理費」を参照．

2）　北島武雄「防衛分担金交渉経過について」（昭和36年4月27日），7ページ．

3）　昭和27年度の防衛分担金の予算が506億7300万円であるのは，講和条約の発効（4月28日）までの約1カ月分を控除したためである．

4）　防衛分担金の削減は，日米交換公文により，昭和29年度1年限りの措置として行わ

れた.

5), 6), 7)　大蔵省資料Z27-379.

8)　鹿島平和研究所編『日本外交史』第29巻(昭和48年，鹿島研究所出版会)，26ページ.

9)　大蔵省資料Z27-379.

10)　前掲，北島武雄「防衛分担金交渉経過について」，36ページ.

11)　朝日新聞調査研究室編『日本の安全保障をめぐる諸問題』下(昭和34年，朝日新聞社)，140-42ページ.

12)　「昭和35年度防衛分担金の米側放棄について」(昭和35年7月19日外務事務次官)(大蔵省資料Z18-744).

第4節　外　資　導　入

1　外資導入の概況

第2次大戦により中断していた外資導入は，昭和24年から再開された．占領終結後，外資導入は増大の一途をたどり，昭和31年度には年間1億ドル(許認可ベース)に乗り，33年には年間2億7300万ドル(許認可ベース)に達した(表1-15)．戦後，外資導入がもっとも活発であったのは昭和30年代後半であり，昭和39年度には年間9億1300万ドル(許認可ベース)に達した．絶対額では昭和43年に，39年水準を突破して，以後，外資導入は増大していくが，この時期になると日本は資本輸出国に転換しているので，経済復興，経済成長への寄与という外資の役割はすでに終わっていた.

このように概観すれば，当該期(昭和27～33年度)を，日本が国際社会に復帰するとともに，資本流入が本格化しはじめた時期と位置づけることができよう.

表 1-15　外資導入総括表(許認可ベース)(昭和24～34年)

(単位：1000ドル)

年度	技術援助(件数)	資金外資								
		株式持分				受益証券取得	社債取得	貸付金債権	外貨債	合計
		市場経由(旧)	経営参加	その他	計					
昭和25	27	—	2,752	578	3,150	—	—	—	—	3,150
26	101	1,560	11,646	119	13,326	—	—	4,026	—	17,352
27	133	2,106	7,166	851	10,123	146	25	34,457	—	44,926
28	103	1,205	2,637	1,110	5,002	562	—	49,362	—	54,926
29	82	1,268	2,467	235	3,970	58	—	15,279	—	19,307
30	72	1,527	2,309	1,265	5,101	52	7	47,054	—	52,214
31	144	3,155	5,360	1,005	9,520	115	15	93,652	—	103,302
32	118	3,297	7,283	911	11,490	128	—	123,979	—	135,597
33	90	5,133	3,698	2,519	11,350	116	28	231,473	30,000	272,967
34	153	9,550	14,561	2,920	27,031	214	30	127,615	—	154,890

(注)　昭和25年は，昭和24年も含む.

(出所)　『財政金融統計月報』第119号(昭和36年7月)より作成.

図 1-6　外資導入形態別(昭和24～33年累計)

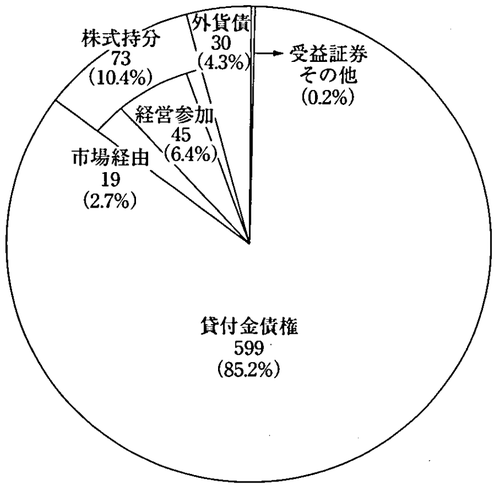

(注)　1.　単位は100万ドル.
　　2.　(　)は構成比.

この時期の外資導入は，次のような特徴をもっていた.

①　形態別に見ると，貸付金債権(外貨借入れ)が圧倒的に大きく，85.2%までを占めた(図1-6)．株式持ち分の取得がそれに次ぐが，10.4%にすぎない．外貨債は，昭和33年度までは皆無であり，昭和33年度に産投国債が発行されたことにより，ようやく民間の外債発行の環境も整った.

②　貸付金債権では，世銀・ワシントン輸出入銀行からの借入れが約2/3を占めた．それに対して，民間銀行からの借入れは，絶対額，1件当りの金額ともに小さく，貸付金債権全体の約14%を占めたにすぎない(表1-16).

③　外貨借入は，昭和28～32年度まではタイド・ローンがインパクト・ローンを凌駕していたが，昭和33年度以降，インパクト・ローンがタイド・ローンを上回るようになる(図1-7)

④　技術導入件数は，昭和26年度以降増大し，高度経済成長に大きな役割を果した．昭和29～30年，昭和33年に件数が一時的に落ち込んでいるのは，国際収支の悪化の影響である(前掲，表1-1).

なお，当該期の外資導入において比重の大きかった世銀借款については，第1部において，詳しく述べたので本節では省略する.

表 1-16　外貨借入の借入先別推移(昭和26～40年度)

(単位：1000ドル)

年　度	世　銀	米輸銀	市　銀	親会社	取引先等	合　計
昭和26	0	0	0	3,818	207	4,026
27	0	0	10,000	24,357	100	34,457
28	40,200	0	7,105	1,807	250	49,362
29	0	0	4,000	405	10,874	15,279
30	13,400	0	9,639	3,472	20,543	47,054
31	24,300	25,928	14,200	24,623	4,600	93,652
32	15,000	80,050	6,600	14,341	7,991	123,979
33	166,000	28,230	31,510	1,525	4,208	231,473
34	84,000	20,186	7,200	3,500	12,728	127,615
35	25,000	21,300	39,364	280	41,188	127,132
36	120,000	98,335	93,402	11,605	64,262	387,605
37	0	131,690	83,492	40,567	102,670	358,419
38	75,000	39,339	307,315	16,775	65,516	503,945
39	100,000	54,342	398,340	17,986	80,092	650,760
40	100,000	59,952	165,787	15,639	38,173	379,551

(出所)　日本銀行資料.

図 1-7　外貨借入のインパクト，タイド別の推移(昭和26～40年度)

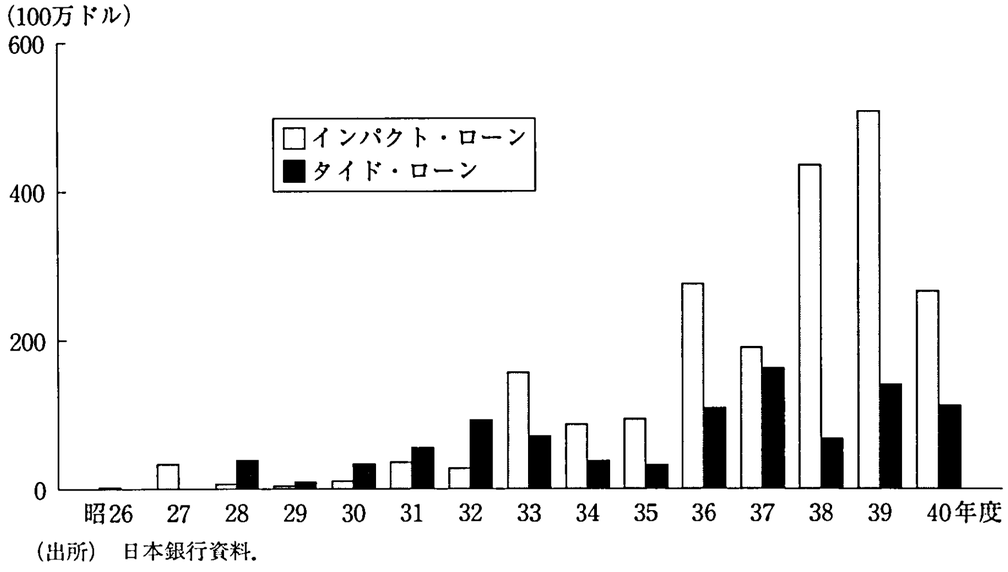

(出所)　日本銀行資料.

2 間接投資

(1) ワシントン輸出入銀行借款

ワシントン輸出入銀行(Export-Import Bank)は，1934年に対ソ貿易の円滑化等のための特殊金融機関として設立され，1945年に輸出入銀行法にもとづく連邦政府の独立機関となった．その目的は，アメリカ合衆国の輸出入金融を援助し，輸出入貿易を促進することにある．同行は民間資本を補塡し，強化するために存在し，民間資本と競合することは禁止されている．1968年にアメリカ輸出入銀行(Export-Import Bank of the United States, EXIM)と改称された．

綿花借款　昭和26年以降昭和35年まで，10次にわたって，日本銀行とワシントン輸出入銀行との間に綿花借款契約が締結され，第11次以降は，日本側の契約者は東京銀行に移管された．この借款は，占領期に行われた，輸出入回転基金を引当てとする6000万ドルの対日綿花借款，1億5000万ドルの天然繊維回転基金と同様，アメリカからの綿花輸入に対するアメリカの銀行の信用供与である．占領期との違いは，ワシントン輸出入銀行と日銀が介在してはいるが，融資はアメリカの民間銀行が行い(第3次以降)，紡績会社には本邦為銀が貸し付けるという，基本的に民間ベースで行われたことである．

綿花借款は日本側の要請にもとづいて実現したのではなく，過剰綿花を抱えるアメリカ側からの勧奨にもとづいて実施された．戦後数年間は綿花需給がいちじるしく逼迫していたが，1949/50年度から需給関係が逆転し，アメリカでは慢性的な綿花過剰生産に陥った.[1] こうした事情から，アメリカ政府によるさまざまな綿花輸出促進策が講じられるようになったのである．

昭和26年8月29日，GHQ/SCAPに所属する米国対日政治顧問団事務所は，ワシントン輸出入銀行が，綿花信用枠を設けたことを，外務省宛に通知してきた．日本側としては，紡績業者の資金繰り改善や，外貨不足の緩和というメリットはあったものの，必ずしも，歓迎する雰囲気ではなかった．それは，アメリカ綿が他の地域の綿花に比べて割高であること，アメリカからの輸入が増えても，当時累積していたポンドやオープン債権の減少には役立たないことなど，の理由からであった．しかし，日米間の政治的な関係も考慮して，同年9月26日の閣僚幹事会は，4000万ドルの綿花借款をワシントン輸出入銀行に申し入れることを決定した.[2]

しかし，その後綿花借款は活用され，紡績業界に根付いた．日本紡績協会の資料は，「この借款は個々の紡績会社にとっても金利が国内円資金よりも安く，かつ長期にわたって原料金融を受けることができる点において金融上甚だ望ましいことであった」と，その役割を高く評価している.[3]

借款金額は第1次(昭和26年12月)～第2次(昭和28年5月)が各4000万ドル，第3次(昭和28年12月)～第8次(昭和33年8月)は各6000万ドル，第9次(昭和34年7月)が3000万ドル，第10次(昭和35年8月)が4000万ドルとなっている．昭和32年に，この綿花借款とは別に行われた，ワシントン輸出入銀行からの5000万ドルの借款にもとづく綿花輸入や，日本の紡績業の操業短縮の結果，綿花在庫が過剰になったこと，さらにラテン・アメリカ，アフリカの綿花の割安感が強まったことなどから，第8次の利用率は68%にとどまった．そこで，第9次，第10次の借款限度額は縮小された.[4]

なお，第1次～第10次の綿花借款の概要を表1-17に掲げておく．

長期借款　長期借款をめぐるワシントン輸出入銀行との接触は，すでに昭和26年から始まっていたが，ワシントン輸出入銀行との最初の長期借款契約が成立したのは，昭和31年8月のことであった．このように，長期借款が実現するまでに長期間を要したのは，その間，1953(昭和28)年にアメリカ政府のワシントン輸出入銀行に対する政策が変更され，輸銀の活動は短期クレジットに限定されるようになったためである．その結果，後述するように，ほぼ纏まっていた火力発電借款は，世銀に移されることとなった．

しかし，アメリカ政府のこの政策は，アメリカの輸出企業の反発などの理由から，1年間ほどで変更され，ワシントン輸出入銀行は再び長期借款を供与できることとなった．輸銀の長期信用供与再開により，日本の輸銀からの借款は昭和31年以降活発化した．昭和30年8月にはブランド輸銀理事が来日して，設備金融にも積極的に対応する旨の意思表示もした.[5]

ワシントン輸出入銀行からの借入れは，政府の保証を必要とせず，貸出審査等も簡単であり，輸銀との交渉はアメリカのメーカーが行ってくれるなど，世銀借款と比べて便利な点が多かった．ただし，輸銀の借款はアメリカ製品のタ

表 1-17　綿花借款契約一覧(昭和26～35年)

		第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次
契約締結年月日		26.12.21	28. 5. 8	28.12. 3	29. 8.30	30. 8. 4	31. 9. 5	32. 9.27	33. 8.29	34. 7.29	35. 8.23
対外取決め	借款金額(100万ドル)	40	40	60	60	60	60	60	60	30	40
	金利(%)	2.75	3.5	3.5	3.0	3.125	3.75	4.5	3.75	4.75	4.25
	借入期間(月)	15	15	15	12	12	12	12	12	12	12
融資銀行		ワシントン輸銀	同左	米市銀(14行)	同左(18行)	同左(21行)	同左	同左	同左(23行)	同左	同左
国内取決め	日銀手数料(%)	1.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	為銀手数料(%)	1.0	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.85	0.7	0.7	0.65
	業者負担金利(%)	4.75	4.75	4.75	4.25	4.375	5.0	5.85	4.95	5.95	5.4
	業者借入期間(月)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
備考	買入綿花量(千俵)	179	213	320	314	339	398	401	326	261	312
	利用率(%)	99.75	99.88	99.78	99.83	99.80	99.86	99.96	68.27	99.79	99.93

(注)　利用率＝利用実績÷借款契約額
(出所)　日本銀行調査局『戦後わが国の貿易金融の推移と現状』(昭和39年8月)，ほかより作成。

表 1-18　ワシントン輸出入銀行長期借款一覧

(昭和43年12月現在)

認可日	借入業種	借入企業	借入対象事業	工期(年-年)	借入認可額(千ドル)
31. 8.21	電力	関西電力	大阪火力1号機	31-34	8,927
31.12. 4		九州電力	刈出火力2号機	31-34	8,500
32. 3.19		中部電力	新名古屋火力1号機	31-34	8,500
32. 5.21		東京電力	千葉火力3号機	31-34	8,000
32. 7. 2		関西電力	大阪火力2号機	31-34	4,250
32. 9. 4		東北電力	仙台火力1号機	31-34	7,300
32.11. 5		東京電力	千葉火力4号機	31-34	4,800
32.12.17		九州電力	刈出火力3号機	32-34	5,000
33. 1.21		中部電力	新名古屋火力2号機	31-34	6,700
33. 8.19		東京電力	横須賀火力1号機	32-34	11,000
33. 8.19		関西電力	大阪火力3号機	32-34	4,830
36.11.20		〃	姫路火力2号機	35-39	15,100
37. 3.22		東京電力	五井火力1号機	36-39	5,300
38. 2.28		〃	横須賀火力3，4号機	36-39	37,100
38. 3. 7		中部電力	尾鷲火力1，2号機	36-39	37,890
39. 7. 1		関西電力	姫路火力4号機	39-42	19,182
40. 4. 1		東京電力	姉崎火力1号機	39-42	24,550
40.10.26		中部電力	知多火力3号機	39-43	9,525
41.11.22		日本原子力発電	敦賀原子力発電所	41-44	35,210
42. 3. 9		関西電力	美浜原子力発電所	41-45	31,029
42.11. 6		東京電力	福島原子力1号機	42-45	44,617
	小計				337,310
32.11. 9	鉄鋼	富士製鉄	広畑工場圧延設備	31-35	10,300
33. 3.29		八幡製鉄	戸畑工場圧延設備	31-35	26,000
33. 8.12		東洋鋼板	圧延及び電気メッキ設備	31-36	7,100
35. 3.22		〃	〃	35-36	3,000
36.11. 4		日本鋼管	水江製鉄所錫メッキ設備	35-40	6,500
36.11.29		富士製鉄	広畑製鉄所電気ブリキ設備	36-40	15,600
37. 5. 7		住友金属工業	和歌山工場コールド・ストリップ・ミル	36-39	8,100
37. 8.23		八幡製鉄	戸畑，堺，千葉製鉄所設備		26,000
37.10.31		川崎製鉄	千葉製鉄所コールド・ストリップ・ミル		18,500
40. 2.15		日本鋼管	福山ホット及びコールド・ストリップ・ミル等	40-42	15,000
40. 4.20		富士製鉄	戸畑捲取機械	40	600
	小計				136,700

表 1-18　ワシントン輸出入銀行長期借款一覧(つづき)

(昭和43年12月現在)

認可日	借入業種	借入企業	借入対象事業	工期(年-年)	借入認可額(千ドル)
32. 9.17	航空	日本航空	ダグラス DC-7C	32-33	7,700
34. 9.15		〃	ダグラス DC-8C	35	17,186
36. 6.15		〃	ダグラス1機	36	4,702
36. 6.15		〃	コンベア3機	36	14,333
39.10.28		全日本空輸	ボーイング727　3機	40	15,160
41.12.26		日本航空	DC-8　3機	41-42	15,846
42. 2. 6		〃	ボーイング727　2機	41	6,570
42.11.29		〃	ボーイング727　2機		3,422
43. 3.26		〃	DC-8　10機	43	31,465
43. 8.30		〃	ボーイング747　6機	43-44	42,037
43.12. 3		〃	ボーイング727　1機	44	1,800
	小計				160,221
34. 3. 3	自動車	日産自動車	自動車増産設備	32-34	3,000
35. 4.23		トヨタ自動車	自動車増産設備	35-37	12,000
35.12.15		いすゞ自動車	自動車増産設備	35-37	9,300
36.12.20		日産自動車	自動車増産設備	35-40	11,000
37. 6.13		プリンス自動車	高級乗用車製造機械	37-38	4,100
39.11.20		日産自動車	自動車増産，合理化機械	39-40	5,000
40. 4.14		トヨタ自動車	自動車増産化機械	40-41	11,000
41. 1.11		東洋工業	自動車製造・設備近代化機械	41	3,327
43. 1.25		日産自動車	自動車製造機械	42-43	16,200
43.10.21		トヨタ自動車	自動車製造設備・機械	43-45	6,300
	小計				81,227
33.11. 4	化学	日本瓦斯化学	肥料工場設備	33-34	2,300
37. 3.13		〃	ガス・コンプレッサー装置	36-37	800
39. 1.31		宇部興産	高圧ポリエチレン製造機械	38-40	3,100
40. 4.13		〃	高圧ポリエチレン製造機械	39-42	2,200
40. 6.30		住友化学工業	エチレン・ポリエチレン・アンモニア設備	40-41	6,400
41. 3.15		〃	千葉地区エチレン・ポリエチレン設備	41-42	2,350
41. 8.25		宇部興産	堺工場のアンモニア製造設備	40-42	2,000
42. 2. 8		日本石油化学	高圧ポリエチレン製造装置	41-42	2,500
	小計				21,650
36. 4. 7	その他	日本興業銀行	中小企業向		25,000
38. 7.18		〃	中小企業向		15,000
42. 4.18		図書印刷	製版印刷製本機械	41-44	3,000
43. 8.27		日本興業銀行			5,000
	小計				48,000
	合計				785,108

(出所)　『財政金融統計月報』第210号(昭和44年5月).

イド・ローンに限られたので，インパクト・ローンは不可能であった．

なお，昭和43年までのワシントン輸出入銀行からの借款は表1-18の通りである．

(2)　市中銀行からの借入れ

世界銀行，ワシントン輸出入銀行からの借入れ以外に，海外の市中銀行からの借入れも行われた．しかし，昭和26～33年度の合計額は8300万ドルにすぎず，

表 1-19　米国民間銀行からの借入一覧表(昭和27～34年)

会社名	外国投資家	認可年月日	金額	期間	金利
			千ドル	年月	%
三井船舶	BOA	昭27. 7. 1	2,800	1-6	5
〃	BOA	28. 3. 7	2,800	3	5
日東商船	BOA	27.12.23	2,000	3	5
飯野海運	BOA	28. 3. 7	2,400	3	5
電源開発	BOA	28. 6.26	7,000	3	4.5
〃	BOA	29. 5. 4	2,000	2-3	4.5
大協石油	FNCB	30. 1.18	2,000	3	4
帝国石油	FNCB	30. 8.16	777	3	4.5
丸善石油	BOA	30. 9.19	3,000	3	4.5
東京タンカー	FNCB	30.11.22	4,000	3-3	4
出光興産	BOA	31. 1.17	10,000	3	4.5
丸善石油	BOA	31. 1.17	1,200	3	4.5
海外移住	BOA,FNCB,CMB	31. 3.20	1,500	3	4.5
菱光アセテート	FNCB	32. 2. 5	1,500	3	5
海外移住	BOA,FNCB,CMB	32. 3.19	1,500	3	4.75
川崎汽船	ハノーバー	32. 7.16	2,000	5	5.5
日本郵船	BOA	32. 8. 6	4,600	6-2	5.5
石油資源	CMB	33. 4.15	1,670	3	5.25
日邦汽船	BOA	33. 5. 6	2,340	5	5.25
大協石油	FNCB	33. 6. 3	3,000	5	5.25
丸善石油	BOA	33. 6. 3	3,000	5	5.25
三井船舶	BOA	33. 6.17	3,000	5	5.25
日産汽船	BOA	33. 8. 5	2,000	5	5.25
東京タンカー	FNCB	33. 9. 2	5,000	5	5.25
大同海運	BOA	34. 2.17	4,500	5	5.75
山下田村駒	BOA	34. 2.17	5,000	5	5.5
東京タンカー	CMB	34. 6. 2	5,000	5	5.25

(注)　BOAはバンク・オブ・アメリカ，FNCBはファースト・ナショナル・シティー・バンク，CMBはチェース・マンハッタン・バンクの略．

(出所)　大蔵省資料Z18-181.

外貨借入全体の13.9%を占めるにとどまった.

借り入れた企業は，石油会社，海運会社が大部分であった(表1-19)．また，借入先の海外銀行は，圧倒的にアメリカの市中銀行で，チェース・マンハッタン銀行，バンク・オブ・アメリカ，ファースト・ナショナル・シティー・バンク，モルガンなどが上位行であった.

〔注〕
1)　日本綿花協会編『綿花百年』下(昭和44年，日本綿花協会)，467-71ページ.
2)　日本銀行資料.
3)　日本紡績協会『戦後紡績史』(昭和37年，日本紡績協会)，261ページ.
4)　日本銀行資料.
5)　渡辺武(駐米公使)「世界銀行と輸出入銀行との関係について」(昭和31年3月28日)(大蔵省資料Z522-172).

3　直接投資の動向と「外資法」の整備

(1)　昭和27年の「外資法」改正

昭和27年7月に「外資法」が大幅改正された.[1] その要点は，以下の通りである.

①　社債，貸付金債権を「外資法」の対象とした．それまでは，技術援助と結びついた社債，貸付金債権だけが「外資法」の対象であった．社債は，取得の日から償還までが1年以上のものだけが対象となった.

②　株式または持分の売却代金も送金保証が認められた．これまでは，配当だけが送金を保証されていたが，元本の送金も可能となったわけである．ただし，元本の回収金の送金には，2年据置き，その後5年分割送金という条件が付された.

③　株式の乗換えが認められた．外国投資家がある銘柄の株式を売却し，その代金で，他の銘柄の株式を購入することが認められた.

(2)　円ベース株式自由取得制度の創設

昭和28年4月2日に日米通商航海条約が調印された(昭和28年10月30日発効)．昭和26年7月のアメリカ側からの申入れによって，講和条約の発効を待たずに，

昭和27年2月下旬から交渉が始まり，翌年3月に妥結にいたったものである．この条約は日本が戦後最初に締結した通商航海条約であった.[2]

この条約の第9条第3項は，「事業活動の内国民待遇」を謳い，第9条第2項は，「いずれの一方の締約国の国民及び会社も，他方の締約国の領域内において，すべての種類の動産(無体財産を含む.)を購入，賃借その他の方法によって取得し，所有し，及び占有することに関して，内国民待遇及び最恵国待遇を与えられる」と規定していた.

この条項は，外国投資家が配当の送金を希望しない場合でも，円貨で旧株を取得することを許可しないという，それまでの「外資法」の運用と抵触した．そこで，外務省から原案が示された段階で，大蔵省や経団連は修正を要請した．昭和28年2月7日の臨時閣議で，第3次資産再評価が終わり日本経済が安定するまでの2～3年間は，制限を継続するという基本方針が決定し，この条項については日米間で再調整を行うことになった.[3] 交渉の結果，付属の「議定書」において，昭和31年10月29日までに限り，これまでの禁止措置の継続が認められた.

議定書の失効を前に，昭和31年7月24日の閣議において，条約に抵触しないように禁止規定を改正することが了承された.[4] 同年10月27日に「外資に関する法律の規定に基く認可基準の特例等に関する政令」が改正され，10月30日から，特定の外国投資家については，特定の範囲で日本法人の発行済株式を取得できることとなった．この制度を，円ベース株式自由取得制度(略して円ベース制度)とよぶ.

「外資法」，「外為法」のもとでは，元本および果実の送金にいくつかの制限が設けられていることから，外国投資家が日本国内に保有する円貨(これを「蓄積円」とよんだ)が累積する傾向にあった．この蓄積円を用いて外国投資家が日本企業を支配することに対する懸念が存在した.[5]

そこで，円ベース制度においても，適用される範囲をできるだけ制限する措置がとられた．すなわち，適用される国は，動産取得または事業活動についての内国民待遇が条約で規定されている国に限定した(これを「指定国」とよんだ)．また，特定の産業については円ベース投資を制限した(これを「制限業種」とよんだ)．制限業種は，水道業，電気事業，ガス事業，地方鉄道業，軌道業，道

表 1-20　経営参加的株式業種別年度別認可状況(昭和24～38年度)

(単位：1000ドル)

昭和・年度	24・25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	累計
(構成比%)	(16.1)	(1.9)	(21.0)	(44.3)	(5.6)	(24.3)	(23.2)	(38.3)	(39.5)	(44.6)	(8.3)	(11.3)	(28.8)	(17.9)	(18.9)
機械	412	227	1,502	1,191	139	562	1,247	2,788	1,461	6,495	2,631	4,540	6,512	7,621	37,327
(構成比%)			(29.2)		(5.1)				(0.2)	(11.6)	(4.4)	(16.0)	(0.2)	(3.0)	(6.6)
金属	—		2,094		125				6	1,695	1,381	6,414	56	1,277	13,046
(構成比%)	(20.1)	(15.6)	(12.2)	(12.9)	(5.5)	(40.8)	(18.8)	(24.9)	(57.3)	(4.4)	(59.7)	(8.3)	(37.5)	(26.1)	(26.4)
化学	518	1,817	876	346	135	943	1,006	1,813	2,118	644	18,855	3,353	8,473	11,137	52,034
(構成比%)	(44.4)	(64.1)	(32.9)	(26.6)	(67.6)	(34.8)	(19.6)	(16.6)		(38.0)	(7.0)	(54.0)	(24.6)	(42.7)	(35.4)
石油	1,142	7,460	2,361	715	1,667	804	1,049	1,207		5,556	2,207	21,687	5,555	18,236	69,646
(構成比%)	(38)	(6.2)	(0.4)					(13.3)			(20.1)	(8.0)	(7.9)	(1.6)	(7.0)
ゴム・皮革	97	719	31					972	6		6,347	3,210	1,794	667	13,839
(構成比%)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
その他とも計	2,572	11,646	7,166	2,687	2,467	2,309	5,360	7,282	3,698	14,561	31,593	40,170	22,619	42,656	196,786
前年比		+9,074	−4,480	−4,479	−220	−158	+3,051	+1,922	−3,584	+10,863	+17,032	+8,577	−17,551	+20,037	

(出所)　日本銀行外国局外資課『外資導入ならびに対外投融資の実績と評価』(昭和39年12月)，84-85ページ．

表 1-21　経営参加的株式の認可推移(投資家の国籍別状況)
(昭和24～38年度)

国籍・地域	昭和24～25年度		昭和26年度		昭和27年度		昭和28年度	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
アメリカ	2,295	89	9,171	79	2,455	34	2,265	84
カナダ			3	0	2,067	29		
イギリス	178	7	2,339	20	1,622	23	89	3
欧州大陸	17	1			800	11	111	4
その他	82	3	133	1	222	3	222	8
合計	2,502	100	11,646	100	7,166	100	2,687	100

国籍・地域	昭和29年度		昭和30年度		昭和31年度		昭和32年度	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
アメリカ	2,284	93	1,934	84	3,936	73	5,882	81
カナダ								
イギリス	83	3			735	14	250	3
欧州大陸	100	4	375	16	272	5	943	13
その他					417	8	207	3
合計	2,467	100	2,309	100	5,360	100	7,282	100

国籍・地域	昭和33年度		昭和34年度		昭和35年度		昭和36年度	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
アメリカ	3,242	88	13,861	95	28,620	91	16,768	42
カナダ	6	0					4,553	11
イギリス	250	7	250	2	1,344	4	1,147	3
欧州大陸	200	5	398	3	1,111	4	1,127	3
その他			55	0	518	1	16,575	41
合計	3,698	100	14,565	100	31,593	100	40,170	100

国籍・地域	昭和37年度		昭和38年度		合計	
	金額	%	金額	%	金額	%
アメリカ	13,011	58	32,611	76	138,335	70
カナダ			14	0	6,643	3
イギリス	7,313	32	2,361	6	17,961	9
欧州大陸	1,994	9	7,072	17	14,520	7
その他	301	1	597	1	19,327	10
合計	22,619	100	42,656	100	196,786	100

(出所)　日本銀行外国局外資課『外資導入ならびに対外投融資の実績と評価』(昭和39年12月)，86-87ページ．

表 1-22　技術導入契約件数の業種別内訳(昭和24～33年度)

昭和・年度	24・25	26	27	28	29	30	31	32	33	累計
機械製造業(電気輸送用以外)	9	33	38	19	14	16	20	25	23	197
電気機械製造業	5	11	24	43	22	17	20	29	26	197
化学工業	8	23	16	14	22	17	46	30	11	187
金属及び金属製品製造業	1	9	16	8	4	7	18	11	12	86
輸送用機械製造業	1	6	8	6	7	8	12	2	6	56
計 (a)	24	82	102	90	69	65	116	97	78	723
全業種総計 (b)	27	101	133	103	82	72	144	118	90	870
a/b (%)	89	81	77	87	84	90	81	82	87	83

(出所)　日本銀行外国局外資課『外資導入ならびに対外投融資の実績と評価』(昭和39年12月), 104-5ページ.

路運送事業，通運事業，海上運送事業，港湾運送事業，航空運送事業，造船業，銀行業，相互銀行，長期信用銀行，外国為替銀行，信託業，放送事業，漁業，鉱業の19業種であった.

(3)　直接投資・技術導入の動向

対日直接投資(経営参加株式取得)は，昭和26年度1164万ドル，昭和27年度716万ドルと，増大するかにみえたが，その後昭和33年度まできわめて低調であった．昭和26～27年度の増加は，戦前の提携関係の復活や，石油企業の進出による一時的なものであった．それは，日本の産業の発展に寄与することを条件とし，技術導入をともなうものを優先する政府の外資導入方針の結果であった.

形態別では，昭和24～34年度の累計で，子会社設立(持株比率100%ないしこれに近いもの)10件，合弁会社53件，資本参加(既存会社の旧株取得ないし第三者割当による新株取得)59件となっており，子会社設立が非常に少ないことが特徴である.[6)]

直接投資(経営参加株式取得)を業種別にみると，石油，化学，機械の3業種が圧倒的に大きいことがわかる(表1-20)．また，国籍別では，アメリカが8割以上を占めている(表1-21).

技術導入についても，業種別，国籍別内訳を掲げておく(表1-22，表1-23).

表 1-23　技術導入契約件数の国籍別内訳(昭和24～33年度)

昭和・年度	24・25	26	27	28	29	30	31	32	33
	%	%	%	%	%	%	%	%	%
北米	78	74	72	74	72	64	61	53	74
(うちアメリカ)	(78)	(74)	(66)	(70)	(71)	(61)	(59)	(52)	(70)
欧州	22	25	27	25	27	30	35	42	26
その他		2	1	1	1	6	4	5	2
計	100	100	100	100	100	100	100	100	100

(出所)　日本銀行外国局外資課『外資導入ならびに対外投融資の実績と評価』(昭和39年12月), 105ページ.

業種別では，機械，電気機械，化学がもっとも多く，金属，輸送用機械がそれにつぐ．国籍別では，アメリカが6割から7割を占めていた.

〔注〕

1)　昭和26年4月に第1回目の改正が行われており，昭和27年の改正は第2回改正である．その後は，昭和39年4月まで改正は行われていない.

2)　萩原徹監修『日本外交史』第30巻(昭和47年，鹿島研究所出版会)，206-7ページ.

3)　『金融財政事情』昭和28年2月16日号，12ページ.

4)　飯田頼之(大蔵省為替局外資課)「外国投資家の株式等取得に関する制限の緩和について」(『外国為替』153号，昭和31年11月15日，2ページ).

5)　『金融財政事情』昭和28年4月6日号，4ページ.

6)　日本銀行外国局外資課『外資導入ならびに対外投融資の実績と評価』(昭和39年12月)，76ページ.

第5節　対外経済協力・賠償・対外債務返済

1　対外経済協力

(1)　対外投資の再開

日本は敗戦により在外資産を失い，講和とともに，対外投資はゼロから再出発することとなった．占領期にすでに，中国に代わる貿易・投資の市場としての東南アジアへの期待が高まり，昭和26～27年の日米経済協力構想において東南アジアとの経済協力が重視されたことはすでにみた通りである(序章第4節参照)．

しかし，外貨不足のこの時期において，対外投資は無制限に認められたわけではなく，原料資源の開発など，経済復興に役立つ投資が優先された．

講和条約が発効した1952年当時，大蔵省為替局は，対外投資について，国内的に資本蓄積も不足しているので慎重であるべきだが，国民経済に必要な原料を取得し，機械設備等の輸出に貢献し，国際収支の改善に寄与するものは容認できるという方針であった.[1] 当該期においては，直接投資のみが認められ，間接投資は認められなかった.[2] その結果，当該期の対外投資は，国際金融機関に対する政府出資を除けば，すべて民間直接投資であった．

また，対外投資に関しては，「外資法」に相当する統括法令は存在しないので，「外国為替管理令」，「外貨証券，在外不動産等の管理に関する大蔵省省令」などにもとづいて管理されていた.[3]

東南アジアとの経済協力が強調され，政府・民間の調査団が現地に赴いて交渉を行ったにもかかわらず，昭和31年以前には，実現にいたるケースは少なかった．その理由としては，賠償問題の未解決や，反日感情やナショナリズムの存在などが指摘されていた．昭和28年5月の閣議において，吉田首相は「貿易振興と東南アジア開発」についてとくに発言し，関係省庁による委員会を設置するなどして，総合的政策を立てるよう指示した.[4]

大蔵省の見解もこれと軌を一にするものであり，一文書は，「各国それぞれ多少事情は異るが，ナショナリズムによる外国資本の警戒或いは日本の技術に対する低評価が程度の差こそあれうかがわれ，更に戦争被害国にあっては賠償の未解決が大きな障害となっている．この対策としてはやはり賠償問題の速やかな解決と入国，居住，営業上の制限の緩和或いは除去について交渉を進めることである．更に，外国資本の警戒に対しては経済協力に主眼を置き日本のための資源開発を第一義とするような印象を与えないことである」と述べている.[5]

表 1-24　対外直接投資の推移(昭和26～40年度)

(単位：件，100万ドル)

年度	証券(取得)		債権(金銭貸付)		支店(設置・拡張)		不動産(取得)		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
昭和26	14	0	1	1	…	…	…	…	15	1
27	10	2	—	—	…	…	…	…	10	2
28	22	1	4	1	…	…	…	…	26	2
29	20	5	—	—	…	…	…	…	20	5
30	39	7	3	2	…	…	—	—	42	8
31	52	12	17	6	…	…	2	1	71	19
32	37	18	15	15	…	…	4	0	56	33
33	38	24	24	29	…	…	3	11	66	64
34	62	21	26	17	…	…	2	9	90	48
35	91	32	25	21	160	9	5	37	281	99
36	75	47	29	38	12	1	1	78	117	164
37	108	39	33	31	27	4	4	25	172	98
38	147	63	34	23	29	3	4	37	213	126
39	130	67	36	39	17	1	1	12	184	119
40	141	74	39	73	11	1	5	12	196	159

(出所)　昭和26～29年度は，上月重雄「我国の海外投資に関する一考察」(『財経詳報』第67号，昭和31年12月17日，2ページ)，昭和30年度以降は，大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第19巻「統計」．

こうした努力にもかかわらず，対外投資が曲がりなりにも軌道に乗るのは，昭和31年頃からであった(表1-24)．

昭和31年9月末現在の対外投資現在高は2870万ドルにすぎない(表1-25)．地域別件数では金額では東南アジアがもっとも多額であるが，北米，中南米とほとんどならんでいる．また，件数では北米が，東南アジアをはるかに凌駕している．これは，昭和31年以前の対外投資の主体が，子会社の形態によるニュー

表 1-25　対外直接投資現在高(地域別)(昭和31年9月末現在)

(単位：件，1000ドル)

地域別＼形態別	証券取得		債権取得		計	技術援助
	件数	金額	件数	金額	(金額)	(件数)
北米(USAおよびカナダ)	60	8,356	2	155	8,511	4
中南米	28	9,230	2	395	9,625	5
東南アジア	36	3,042	8	(注)7,276	10,318	49
中近東(イランおよびエジプト)	5	183	—	—	183	—
欧州および濠州	8	111	—	—	111	3
計	137	20,922	12	7,826	28,748	61

(注)　債権回収済(1件)1000千ドルを含む．
(出所)　上月重雄「我国の海外投資に関する一考察」(『財経詳報』第67号，昭和31年12月17日，2ページ)．

ヨークなどへの商社，企業の活動拠点の設置にあったことを示している．また，ブラジルを中心とする中南米への投資が，戦後の早い時期に行われたことが注目される．

対外投資政策に関しては，長期的な政治・経済効果を第一義とし，当面の商業採算，資金の回転等は二義的に考える通産省と，長期的視点に立つことの必要性を認めつつも，商業採算，資金の回転等も重視すべきだとする大蔵省との間にニュアンスの違いがあったといわれる．[6]

大蔵省の選別的な対外投資方針を示す資料として，昭和33年3月に為替局が作成した試案を挙げておこう．この資料は，次のようにのべている．[7]

> 対外投資は，採算，安全性，緊要度(重要原材料の供給源の確保又は輸出市場の開拓)，外交的見地等から，それぞれ具体的に判断されなければならないが，この内，特に経済的に重要な見地は，採算及び安全性の問題である．この点に関連し現在の対外投資は，投資保険乃至は輸出保険と日本輸出入銀行の融資により，制度的に手厚い保護を受け得る立場にある．従ってややもすれば企業が安易な態度で対外投資を計画する事例が多く，今後はこのような過去の経験にかんがみ，この制度を再検討するとともに，企業の責任態勢を確立するよう，運用上慎重を期することが必要である．

(2)　東南アジア経済開発基金構想

昭和31年から32年に，東南アジア開発のための国際金融機関を設けようという構想が生まれた．日本の諸官庁や経済界には，「日米経済協力」の頃から東南アジアとの関係を緊密にしようとする動きはあったが，この新たな構想には，「日米経済協力」構想よりも，日本の主体性が前面に出ていた．

スターリンの死後，ソ連は方針を転換し，1954年から，アジア，アフリカ諸国への経済援助攻勢を強めるようになった．これに対応して，アメリカも「後進国」への経済援助に本格的に取り組むようになった．1954年に，フェアレス委員会，ジョンストン委員会はソフト・ローン政策を打ち出し，1957年に「開発借款基金」(DFL)として実現した．[8]

経済企画庁は，昭和31年2月に，米ソだけでなく西ドイツ，イギリスも経済協力を計画的に始めているのに，日本は将来の重要な市場である東南アジアに対する援助政策をもっていないと指摘した．[9] 賠償問題は，昭和29年11月にビルマとの協定が成立したのを皮切りに，フィリピンとの交渉も進み(昭和31年5月，フィリピンとの協定成立)，東南アジアへの投資の条件は徐々に整ってきた．

こうしたなかで，昭和31年初めにアメリカ国際開発顧問団のジョンストン団長が，アジア開発のための開発公社をアジア諸国との共同出資により設立する構想を発表したのに触発されて，日本側でも東南アジア投資機関構想が立てられた．

昭和31年3月の「アジア開発金融機関設立要綱」は，この問題について日本側が作成したはじめての具体的な構想であった．

この構想は，①アジア諸国のナショナリズムに配慮する必要があること，②急速な近代化政策は統制主義に陥る危険があること，③経済援助にあたってアジアに対する理解がこれまで十分でなかったことに留意して，次のようなアジア開発金融機関を設置すべきだとした．[10]

目　的：アジア諸国の資源の開発を促進し，貿易の拡大と均衡，雇用水準および生活水準の向上に資する．

資本金：最低1億ドル

割　当：参加国に割り当てる(たとえば，アメリカ5000万ドル，日本1000万ドル，その他諸国2000万ドル)．

出資通貨：ドル，ポンドもしくは自国通貨．

業　務：①融資(経済開発のために必要な資金の低利，長期の融資)，②融資斡旋，③債務保証，④技術援助

資金調達：資本増加および債券の発行による．

事務所：主たる事務所はアジアに置く．

昭和31年4月に，一万田蔵相は「東南アジア経済開発金融公社」構想[11]をアメリカ側に示した．これに対するアメリカ側の反応は，参加国が多数にわたる開発機関の設置は時期尚早であり，とりあえず可能なのは，日本の賠償と組み合わせる形でアメリカ政府が東南アジア諸国に対して経済援助を与えるという3国間経済援助の形態であるというものであった．[12]

東南アジア投資機関については，アメリカ側だけでなく，日本側にも時期尚早論が強かった．高碕経済企画庁長官は，海外投資機関の設置については，民族感情のうえで好ましくないのでしばらく時期を待った方がよいとの見解を示した．[13]

また，渡辺武駐米公使は，「アジア諸国の開発に関して数多くの構想が発表され，討議されていることは結構なことであるが，構想の雄大さ或は着眼の新奇さを競う前に，より基本的な考え方を検討する必要がある」として，東南アジア投資機関の構想にはつぎのような問題点があると指摘した．[14]

① アジア諸国は，反植民地主義では一致しても，諸国間の利害は一致しておらず，ヨーロッパのような超国家機関は実現しにくい．

② 日本の資本蓄積はまだ不十分であり，多額の民間の対外投資は期待できず，政府資金も未解決の対外債務(賠償，ガリオア債務等)を抱えているために大規模な投資は困難である．

③ アメリカの資金についても，民間資金はリスクの大きい部面には向かわないので，期待はできない．政府資金は，具体的な開発計画が示されなければ支出しにくい．

昭和32年2月に発足した岸内閣は，東南アジアとの経済関係の強化に強い関心を示した．岸首相は，昭和32年5～6月と，同年11～12月に東南アジア諸国を歴訪した．また，6月には，アメリカを訪れている．その際，各国に対して「アジア開発基金構想」(「東南アジア開発基金構想」)を示した．

岸首相の構想は，長期資金を融資する「東南アジア開発基金」，中期資金のための「東南アジア向け中期輸出手形の再割引機関」，短期資金を供給する「東南アジア貿易基金」の三つの金融機関から成り立っている．[15]

「東南アジア開発基金」はこの構想の中心に位置した．基金は，通常の金利では収支償わぬ政府の公共事業，ならびに低利資金を必要とする建設創業期間中における開発事業，および生産的事業を対象とするものであった．アメリカの対外援助資金のうち，東南アジア諸国に対する総合的開発基金をイヤーマークして開発基金を作り，その運用については東南アジア諸国にも参加させ，また，アメリカ以外の諸国にも基金参加の途を開くというのが，この構想の根本にある考え方であった．

この構想は，2国間援助を基本にするアメリカの対東アジア援助政策と相容れなかったために，アメリカ側の反応は否定的であった．[16] また，東南アジア諸国の反応も，必ずしも好意的ではなかった．この種の金融機関は，とかく，二，三の少数の国が牛耳るおそれがある，援助を受けるアジア諸国の中で資金分配をめぐって競争が起きるので日本やアメリカとの直接の話合いで資金を得る方が好ましい，などといった意見が東南アジア諸国から出された．[17]

(3) 三大投資

昭和30年代前半の対外投資の拡大の最大の要因であったのは，「三大投資」とよばれる大型プロジェクトであった．具体的には，アラスカパルプ，ミナス製鉄所，アラビア石油である．これらのプロジェクトよりもやや時期的に遅れた北スマトラ石油を含めて「四大投資」とよばれることもある．いずれも政府が計画をバックアップし，日本輸出入銀行が融資や保証を行った点で共通している．

アラスカパルプは，昭和26年1月に関係業者により設けられた森林資源総合対策協議会が，アラスカの森林開発について，GHQ/SCAPや米大使館と交渉を始めたことが発端であった．太平洋戦争の時期に森林が過伐されたことと，樺太などの植民地を失ったことから，戦後は木材供給が不足し，パルプ業界，

化繊業界からの原木確保の要請が強まった．交渉を始めたところ，アメリカ側が，原木のままでの輸入は認めない，日本人労働者の使用は認めないという方針であることが明らかとなった．パルプ輸入を行えば，日本国内のパルプ業界と競合することになるので，パルプ業界はこの計画に消極的となった．

そこで，化繊業界を中心にこの企画が進められることとなり，米国法人への出資と米国法人の製品の一手販売を目的に，昭和28年8月に日本法人のアラスカパルプ株式会社(APC)が設立された．[18] 同社は，アラスカに設立された米国法人 Alaska Lumber and Pulp Co.(ALP，資本金1500万ドル)に出資し，米国法人がパルプ製造，製材，チップ生産にあたることとなった．日本政府は，このプロジェクトを，資源開発を目的とした重要な投資とみなし，昭和31年2月にその推進を図ることを閣議了解事項とした．日本輸出入銀行は，昭和32年7月以降，このプロジェクトに対して融資を行った．パルプ工場は昭和34年12月から本格的に操業を開始したが，海外パルプ市場の競争激化により，困難な経営を強いられることとなった．

ミナス製鉄所は，ブラジル政府からの要請により実現したプロジェクトであるが，日本側にとっては製鉄プラント輸出の拡大の面でメリットがあった．[19] 昭和30年11月にブラジル側から製鉄所建設計画への協力要請があった．当初は，パウリスタ製鉄会社(サンパウロ州)を合弁で設立する案であったが，昭和31年には日伯合弁のミナス・ジェライス製鉄所(ミナス州)案に変更された．この合弁計画には経団連が熱意を示し，昭和31年10月には，現地に調査団(団長　進来要太平工業社長)が派遣されるにいたった．

政府は，昭和32年2月に「ミナス製鉄所の建設計画の推進について」を閣議了解し，このプロジェクトを支援することとなった．昭和32年6月に合弁協定(「日伯合弁製鉄会社設立に関する協定」)が締結され，同年12月に，投資のための日本法人である日本ウジミナス株式会社が設立された．この協定にもとづき，日本ウジミナス(株)は，昭和33年1月に日本側出資比率40%に相当する1.28億クルゼイロ(約5億円)の出資を行った．製鉄所は，昭和33年8月に着工されたものの，現地のインフレーションにより建設が難航したが，ようやく，昭和37年10月に鋼塊年産50万トンの製鉄所が操業開始の運びとなった．

アラビア石油は，国際石油資本によって支配されていた中近東の石油開発に

表 1-26　海外投資大口20社(昭和34年末までに許可取得分出資額200千ドル以上)の収益状況等

(単位：1000ドル)

国別	会社名	出資額(持株比率%)	純益または純損(△)		完上高		昭38営業年度末借入金残高	業種	38年度末現在* 経営状況
			36年度	37年度	36年度	37年度	38年度		
アメリカ	日本冶蔵	250(7)	△83	168	112	18,825	14,002	缶詰及び冷凍品	経営不振(配当37年度7%)
メキシコ	武田薬品	320(100)	38	△3	328	450	528	医薬品製造販売	〃
エルサルバドル	呉羽紡商事 伊藤忠商事	3,615(90)	304	360	212	3,693	2,753	綿紡績	配当9%(37年度7%)
ブラジル	東洋紡	5,119(100)	29	142	22	1,839	1,906	〃	黒字計上
〃	ヤンマーディーゼル	2,404(95)	29	31	60	796	1,106	エンジン製造販売	〃
〃	トヨタ自動車	8,400(100)	△101	△210	45	16	1,134	自動車製造	〃
〃	石川島播磨重工	8,800(86)	△233	5	485	109	3,368	船舶機械	配当12%(37年度7%)
〃	パイロット万年筆	543(94)	36	25	n.a.	712	632	万年筆，インキ製造販売	黒字見込
〃	日本特殊陶業	475(100)	65	17	22	801	533	自動車部品，タイル	黒字計上
〃	新潟鉄工所	306(50)	5	1	4	83	16	船舶，エンジン製造	〃
アルゼンチン	大洋漁業	779(100)	△7	n.a.	n.a.	298	n.a.	漁業	経営不振
〃	日本毛織	3,744(99)	82	54	△91	3,425	2,932	梳毛紡績業	〃
インド	旭硝子	1,723(54)	60	36	n.a.	2,759	3,600	普通板硝子製造	黒字見込
シンガポール	小野田セメント 三井物産	784(66)	100	39	29	2,071	2,442	セメント包装出荷	配当20%(37年度6%)
タイ	三井金属	443(49)	△9	△8	n.a.	245	102	鉱業	経営不振
〃	木下産商	421(49)	107	345	n.a.	5,117	6,703	亜鉛鉄板製造	配当—%(37年度30%)
台湾	日本電気	378(80)	3	△44	11	396	344	電話機製造	黒字計上
琉球	十条製紙	333(80)	△30	△83	△31	95	164	林業，木材業	経営不振
フィリピン	三井金属鉱業	296(2)	2	1	n.a.	5,075	n.a.	鉱業	配当10%(37年度20%)
インド	岸本商店	507(2)	19	n.a.	19	135	n.a.	製鉄業	配当—%(37年度16%)

(注)　＊　20社経営状態概要(38年度末現在)．—印は不明．配当実行38年度6社(37年度7社)，黒字計上6社，黒字見込2社，経営不振6社．

(出所)　日本銀行外国局外資課「外資導入ならびに対外投融資の実績と評価」(昭和39年12月)，154-55ページ．

日本が乗り出して成功したケースとして有名である.[20] 昭和32年12月に山下太郎は，サウジアラビアからアラビア・クウェート中立地帯沖の海底油田の石油利権を獲得し，さらに，昭和33年７月にクウェート政府とも利権契約を締結した．これに先立って，日本政府は，昭和32年６月の閣議了解で，この事業を援助することを決定した．昭和33年２月にアラビア石油株式会社が設立され，昭和35年１月に一号井が完成し，日産1000キロリットルの産油が始まった．

昭和34年までに行われた４大投資以外の大口投資は表1-26の通りである．

一般的に，昭和30年代前半までの対外直接投資は，収益率が低く，初期の効果をあげえない状況にあった．その原因としては，需要の見込みが過大であったこと，探鉱調査が不十分であったこと，合弁の相手方が適当でなかったことなどが指摘できるが，大蔵省為替局の言葉を用いれば，「不馴れな外国での事業を行うにしては事前の調査及び手配に慎重と確実を欠いたことが，失敗の大きな原因」であった.[21]

(4) 政府借款

昭和34年までに決定した政府借款は，対インド第１次円借款(昭和33年)，対パラグアイ借款の２件だけである．このうち，対インド第１次円借款5000万ドルは，昭和39年度の第４次円借款まで，合計２億7000万ドルに上る借款の発端として重要な意味をもった．

対インド第１次円借款は，昭和32年秋にネール首相が来日した際に発表された岸=ネール両首相共同コミニュケ(昭和32年10月13日)にもとづいて，昭和33年２月４日に両国間の合意が成立したものである．

借款契約の概要は以下の通りである.[22]

金　額　180億円(昭和33年４月１日から36年３月21日までの３カ年間に供与する．初年度は50億円.)

貸付機関　日本輸出入銀行

借入者　プラントの使用者としてのインド政府およびインド政府の推薦する者

金　利　世界銀行の金利を基礎に，個々の貸出しについて定める．

期　間　最長10年間(３年間据置)

借款対象事業　イ)鉄道設備　ロ)電力設備　ハ)鉱山設備　ニ)船舶　ホ)港湾設備　ヘ)産業機械　ト)工作機械　チ)その他日印両国間で合意した品目

償　還　償還時の日本の為替管理法令によって標準決済通貨とされているポンドその他の外貨を，日本における公認為替銀行に売却した円貨をもって償還する．

この円借款は，第２次５カ年計画実施過程において外貨危機に陥ったインドにとって有意義であると同時に，経済自立５カ年計画によれば，機械輸出を中心に東南アジア向け輸出を拡大する必要があった日本にとっても効果が期待された．

〔注〕

1) 大蔵省資料Z27-379.

2) 対外投資の形態には，①証券取得(子会社・合弁会社の新設，既存法人への参加のために新株応募または旧株取得を行う)，②債権取得(外貨債権取得のうち，対外投資とみなされる１年以上の長期の貸付)，③技術援助(１年以上の長期にわたる技術知識の提供)，④不動産取得(事業活動を目的として在外不動産またはそれに関する権利を取得する)があるが，証券取得も，債権取得も，直接投資の場合のみ認められた．

3) 上月重雄(大蔵省為替局外資課)「我国の海外投資に関する一考察」(『財経詳報』第67号，昭和31年12月17日，２ページ).

4) 『朝日新聞』昭和28年５月８日(夕刊).

5) 「東南アジア投資の隘路について」(昭和28年８月27日理財局経済課)(大蔵省資料Z522-178).

6) 井出慎三「対外投融資の問題をめぐって」(『財経詳報』273号，昭和34年11月４日，16ページ).

7) 「対外投資の基本方針試案」(昭和33年３月１日為替局外資課)(大蔵省資料Z18-441).「対外投資に関する基本方針(案)」(昭和33年３月１日為替局外資課)(大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第18巻「資料(6)国際金融・対外関係事項」，平成10年，東洋経済新報社，467ページ)も参照.

8) 川口融『アメリカの対外援助政策』(昭和55年，アジア経済研究所)，42-45ページ．このような動きの中で，大蔵省は民間の対外投資が安易に走ることを警戒した．

9) 『日本経済新聞』昭和31年２月25日.

10) 「アジア開発のための金融機関設立の構想について」(昭和31年３月２日)(大蔵省資料Z522-178).

11) 「アジア開発金融機関」と「東南アジア経済開発金融公社」とは同一の構想と思われ

る.

12)「東南アジア経済開発等に関する大蔵大臣の米大使館員との会見記録」(昭和31年4月7日財務参事官室)(大蔵省資料Z522-178).
13)『日本経済新聞』昭和31年6月5日.
14) 渡辺武「アジア諸国開発に関する諸構想について」(昭和31年7月25日)(大蔵省資料Z522-178).
15)「東南アジア経済開発基金の問題と米国経済開発援助資金について(案)」(昭和32年6月1日,外務省)(大蔵省資料Z538-495).
16) 樋渡由美「岸外交における東南アジアとアメリカ」(『年報　近代日本研究』11,平成元年,224ページ).
17)「経済協力及び通商問題に関する岸総理と各国首脳との会談概要」(大蔵省資料Z538-495).
18) アラスカパルプについては,日本輸出入銀行『十年の歩み』(昭和38年,日本輸出入銀行),103-4ページ,同『三十年の歩み』(昭和58年,日本輸出入銀行),90-91ページ,「アラスカ森林開発について」(昭28年7月27日為替局外資課)(大蔵省資料Z522-180)による.
19) ミナス製鉄所については,日本ウジミナス株式会社『十年史』(昭和44年,日本ウジミナス株式会社),前掲,日本輸出入銀行『十年の歩み』,104-5ページ,同『三十年の歩み』,91-92ページによる.
20) アラビア石油については,前掲,日本輸出入銀行『十年の歩み』,105ページ,同『三十年の歩み』,92ページによる.
21) 大蔵省資料Z27-379.
22)「対印円借款の供与について」(『外国為替』第182号,昭和33年3月,9-10ページ).

2 賠　　償

(1) サンフランシスコ平和条約と賠償の基本方針

連合国の対日賠償政策を終始リードしたのはアメリカであった.この問題に関するアメリカ政府の政策は,占領初期にポーレー報告が求めた厳しい水準が,占領の推移とともに緩和され,最終的には,昭和24年5月の極東委員会におけるマッコイ代表の中間賠償取立停止の声明の無賠償方針にいたった.こうした方針に沿って,昭和25年4月に国務省顧問に任命され,対日講和条約を担当したダレスは,講和条約において,連合国の請求権の放棄を盛り込むことを方針として掲げた.しかし,アメリカ政府の無賠償方針に対して,アジア,オセアニア諸国は強い反発を示した.結局,サンフランシスコ平和条約には,日本の

原則的賠償支払義務が盛り込まれ,賠償の具体的内容は日本と求償国との個別交渉に委ねられることとなった.[1)]

こうして,講和後の賠償問題は,平和条約第14条から出発することとなった.平和条約第14条の前半の部分は次のように記されている.

> 第14条　(a)　日本国は,戦争中に生じさせた損害及び苦痛に対して,連合国に賠償を支払うべきことが承認される.しかし,また,存立可能な経済を維持すべきものとすれば,日本国の資源は日本国がすべての前記の損害及び苦痛に対して完全な賠償を行い且つ同時に他の債務を履行するためには現在充分ではないことが承認される.
>
> よって,1　日本国は,現在の領域が日本国軍隊によって占領され,且つ,日本国によって損害を与えられた連合国が希望するときは,生産,沈船引揚げその他の作業における日本人の役務を当該連合国の利用に供することによって,与えた損害を修復する費用をこれらの国に補償することに資するために,当該連合国とすみやかに交渉を開始するものとする.その取極は他の連合国に追加負担を課することを避けなければならない.また,原材料からの製造が必要とされる場合には,外国為替上の負担を日本国に課さないために,原材料は当該連合国が供給しなければならない.

この条項の特徴を,やや立ち入って分析しておきたい.

まず,賠償の方式が,金銭賠償(第1次大戦の後のヴェルサイユ条約はこのケース)でも,生産物賠償(イタリアの第2次大戦後の賠償がこのケース)でもなく,役務賠償に限定されている点に対日賠償の顕著な特徴を見出すことができる.ここには,ドイツに対する多額の金銭賠償が第1次大戦後の世界経済を混乱に陥れたことへの反省と,さらには,原料資源の貧弱な日本の負担への配慮が窺われる.

さらに,日本経済の自立を脅かさないように,さまざまな歯止めが条文に規定されている.すなわち,①役務の提供が日本の財政経済の負担能力を超えないこと,②当該役務について日本に余力があること,③役務の提供にあたって日本がなんら外国為替上の負担をしないこと,④他の連合国に追加負担とならないこと,などである.

このように,無賠償方針は撤回されたものの,日本に対しては,かなり限定された範囲でしか賠償を課すことができないような規定になっている.こうし

た配慮は，冷戦が本格化するなかでアメリカが日本の復興を重視したこと，賠償支払いの負担をアメリカが対日援助の形で負担せざるをえなくなる事態を避けたかったことなどの理由によるものである．

具体的な個別交渉に入る際に，平和条約のこうした規定を前提にできることは，日本にとって非常に有利であった．

関係当局は，賠償打合会において，昭和26年11月7日に「賠償に関する基本方針」を，昭和27年12月9日に「賠償に関する基本問題」，「賠償問題処理に関する根本方針」を策定した.[2] これが，賠償政策の基本方針となった．

この方針は，平和条約に則しつつ，具体的に賠償の基準等を規定した．

賠償の種類は，平和条約に定めてある通り，役務賠償に限定することを方針とした．ただし，役務賠償の遂行に必要な燃料，動力，技術者派遣費用などの一部を日本側で負担することもあるとして，役務提供の解釈には幅をもたせた．

役務以外に，クレジットの提供などを求めてきた場合には，平和条約第14条に規定された役務の提供以外に義務はないとの立場に立ちつつ，先方の希望する事業が日本にとって望ましいものである場合には，経済協力として，民間投資等の資金調達を斡旋することとした．

役務賠償には，技術提供と，原料の製品への加工との二つの形態があるが，それぞれ，次のような基準を設けた．

技術提供の場合には，①日本が輸入を希望する鉱産物，農林産物等の増産に役立つもの，②技術提供の結果，日本の輸出が将来伸びる可能性が高いものを優先する．

加工の場合には，①日本の生産能力が圧迫されないこと，②日本の求償国に対する輸出が阻害されないこと，③第三国への再輸出が困難なこと，などの基準が設けられ，こうした基準を満たすのは主として機械設備等の生産財であるとされた．

さらに，賠償は，わが国の財政経済の負担能力の範囲内で賄えるように決定されなければならないとされた．また，賠償と戦争損害額との関係については，相手国の損害修復の一部に資し，相手国の再建計画推進の助けになることを主眼とし，戦争被害の細目や総額の問題には極力立ち入らないこととした．

このようにサンフランシスコ平和条約の締結・発効当初の日本政府の賠償方針は，当時の日本の経済状態も反映して，できるだけ賠償の範囲，支出額を限定しようとするものであったが，こうした方針は，まもなく見直されていくことになる．

昭和28年6月に吉田首相は第16特別国会において次のような発言を行い，今後は，役務賠償だけでなく，現物賠償も考慮する意思を表明した.[3]

> 役務賠償以外に現物賠償までも考えるのならば，私は結構なことである，また考えたいと思いますが，これは相手方においてはたしてどういう現物賠償を要求するか，希望するか，これは先方の希望もあり，また，要求，必要も考えなければならぬのでいかにしても東南アジアと日本の間は，東南アジアの発展を助け，その復興のためにあくまでも協力いたしたいと考えるのであります．条約上は役務賠償を原則といたしておりますが，話のぐあいによっては，現物賠償まで進むことはもちろんのこと日本の財力が許すならばそれ以上のこともいたしたいと考えておるのであります．

こうした方針転換により，日本と求償国との交渉が以前よりも円滑に進みはじめたが，当時の日本政府は，依然として，財政負担力の面での制約を強く意識していた．昭和30年度に行われた一試算では，賠償は直接の外貨負担ではないが，実質的に国民経済の負担となる点では同様に考えるべきとの立場から，賠償負担額とガリオア債務返済額の合計は年間8000万ドル程度に収める必要があるとした．ガリオア債務返済額を年間2000万ドル(総額5億5000万ドル)と見込めば，フィリピン，インドネシア，ビルマへの賠償額はそれぞれ2000万ドル以内に抑える必要があると見ていた.[4]

平和条約第14条の対象となる連合国は，フィリピン，インドネシア，ビルマ，ヴィエトナム，ラオス，カンボジアの6カ国であった．このうち，ラオス，カンボジアはのちに，請求権を放棄した.[5]

昭和27年12月9日の「賠償問題処理に関する根本方針」では，国別交渉はフィリピンから開始することとし，政情不安のインドネシアは，場合によっては，ビルマ賠償よりも後にならざるをえないと見ていた．

実際に賠償交渉が協定が成立したのは，ビルマ(昭和29年11月)，フィリピン(昭和31年5月)，インドネシア(昭和33年1月)，ヴィエトナム(昭和34年5月)の順となった．賠償はヴィエトナム賠償で終結したが，請求権を放棄した国等に

表 1-27　賠償・準賠償一覧

区分	相手国	協定名	署名日	署名場所	発効日	協定義務額 米ドル (1000ドル)	協定義務額 日本円 (100万円)
賠償	ビルマ	日本国とビルマ連邦との間の賠償及び経済協力に関する協定	昭和29.11.5	ラングーン	昭和30. 4.16	200,000	72,000
	フィリピン	日本国とフィリピン共和国との間の賠償協定	31. 5. 9	マニラ	31. 7.23	550,000	190,203
	インドネシア	日本国とインドネシア共和国との間の賠償協定	33. 1.20	ジャカルタ	33. 4.15	223,080	80,308.8
	ヴィエトナム	日本国とヴィエトナム共和国との間の賠償協定	34. 5.13	サイゴン	35. 1.12	39,000	14,040
経済技術協力協定等無償援助	ラオス	日本・ラオス経済技術協力協定	33.10.15	東京	34. 1.23	2,777.8	1,000
	カンボジア	日本・カンボジア経済技術協力協定	34. 3. 2	プノンペン	34. 3.27	4,166.7	1,500
	タイ	特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定	37. 1.31	バンコック	37. 5. 9	26,666.7	9,600
	ビルマ	日本国とビルマ連邦との間の経済及び技術強力に関する協定	38. 3.29	ラングーン	38.10.25	140,000	47,335.6
	韓国	財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定	40. 6.22	東京	40.12.18	300,000	102,093.3
	マレーシア	日本国とマレーシアとの間の1967年9月21日の協定	42. 9.21	クアラルンプール	43. 5. 7	8,166.7	2,940
	シンガポール	日本国とシンガポール共和国との間の1967年9月21日の協定	42. 9.21	シンガポール	43. 5. 7	8,166.7	2,940
	ミクロネシア	太平洋諸島信託統治地域に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定	44. 4.18	東京	44. 7. 7	5,844.2	1,800
	モンゴル	経済協力に関する日本国とモンゴル人民共和国との間の協定	52. 3.17	ウランバートル	52. 8.25	—	5,000

（出所）　経済協力局経済協力第2課『賠償・準賠償関係統計』（昭和52年5月）より作成。

対する準賠償はその後もあいついで実施され，昭和52年3月締結の対モンゴル経済協力まで9件の準賠償が実施された(表1-27).[6]

(2)　対ビルマ賠償

交渉開始は，対フィリピン賠償，対インドネシア賠償の方が早かったが，最初に賠償協定の調印にこぎ着けたのは対ビルマ賠償であった．昭和29年9月に「日本国とビルマ連邦との間の賠償及び経済協力に関する協定」がラングーンで調印され，昭和30年4月16日にこの協定は発効した．

協定は，2億ドルの価値を有する日本人の役務および日本国の生産物を10年間にわたり，年平均2000万ドルずつ賠償として供与すること，また，これとは別に，経済協力として5000万ドルの価値を有する日本人の役務と日本国の生産物を供与することを定めていた．

(3)　対フィリピン賠償

対フィリピン賠償交渉は，平和条約の発効以前，昭和27年1月の賠償使節団(団長　津島寿一)のマニラ派遣に始まるが，昭和31年5月に最終的な決着をみた．約4年半の年月を要したことになる.[7]

昭和27年津島=エリサルデ会談においては，平和条約第14条に規定された役務賠償に限定する立場の日本と，80億ドルの賠償支払い，中間賠償の早期実現を求めるフィリピン側との主張に開きが大きく，昭和28年半ばまで交渉の進捗ははかばかしくなかった．とりあえず，昭和28年3月12日には，「沈没船舶引揚に関する中間賠償協定」が調印された．この協定にもとづく引揚作業は昭和30年8月～32年3月に実施された．

賠償交渉は昭和28年秋以降，進展しはじめ，昭和29年4月15日に大野=ガルシア覚書が成立した．日本がフィリピンに対し，4億ドルに上る資本財と役務を20年間にわたり供給するという内容であった．しかし，この覚書についてはフィリピン国内の反対が強く，交渉は振出しに戻ってしまった．

そこで，賠償総額を決めずに，積上げ方式で賠償品目のリストを作成すべく，昭和30年3～5月に日比賠償専門委員会が開かれた．この作業がほぼ終わる段階で，昭和30年5月6日に大統領顧問ネリ大使が来日し，鳩山首相ら日本側首

脳と賠償総額の交渉に入った．ネリ大使の示した最終案(賠償総額8億ドル，20年払い)に対して，5月31日に鳩山首相は，マグサイサイ大統領の決済を経た正式提案として提示されれば，その際改めて協議しようと述べた．8月12日にマグサイサイ大統領から，資本財5億ドル，現金(ペソ貨)2000万ドル，役務3000万ドル，経済協力(長期開発借款)2億5000万ドルの正式提案があった．

賠償額が過大であるという自由党の批判が公表された(自由党外交調査会「比島賠償案に関する所見」昭和30年10月5日)が，昭和30年11月26日に，重光外相，一万田蔵相，高碕国務相は，「日比賠償解決要領」に署名し，速やかに本交渉に入ることとした．

ト部在外事務所長代理とネリ特使との交渉を経て，昭和31年3月に首相特使の藤山愛一郎がマニラに派遣され，交渉は詰めの段階に入った．こうして，「日本国とフィリピン共和国との間の賠償協定」は，昭和31年5月9日に調印の運びに至った．内容は，賠償5億5000万ドル(20年払い)，経済開発借款2億5000万ドル(20年間)であった．

(4)　対インドネシア賠償

インドネシア政府との間の交渉は，平和条約発効以前の昭和26年12月に東京において，インドネシア政府使節団(首席代表　交通相ジュアンダ)と日本側代表団(代表　津島寿一外務省顧問)との間で始まった．[8] 昭和27年1月18日に「中間賠償協定案」(津島・ジュアンダ交換文書)に仮調印がなされた．この「中間賠償協定案」では，賠償総額，戦争被害等については意見が一致せず，討議の継続が合意されただけであったが，賠償の形態については，役務賠償に限定し，賠償額については日本経済の存立可能性を考慮するという日本側の主張が認められた．

しかし，1952(昭和27)年2月にスキマン内閣が瓦解し，そのあとを襲ったウイポロ内閣はサンフランシスコ平和条約批准，「中間賠償協定案」承認の無期棚上げを決定したために，賠償交渉は中断することとなった．

1953年7月末に成立したアリ・サストロアミジョヨ内閣は，サンフランシスコ平和条約に替えて，賠償支払および漁業関係取極を含む2国間条約を締結し，国交を正常化する方針を明らかにした．昭和28年12月16日に，ソダルノ調査団と日本政府との間で，沈船引揚中間賠償協定が調印された．昭和29年1月に日本政府は倭島特使をインドネシアに常駐させて，賠償交渉にあたらせることとなったが，昭和29～30年においては，賠償交渉は進捗を見なかった．インドネシア側の強硬な姿勢に加えて，中間賠償の対象としてアサハン河発電計画がインドネシア側から提起されたり，オープン勘定の貿易尻債権問題(インドネシア側に多額の債務が存在)が発生したりした結果，賠償交渉が複雑になったことが，進捗しない原因であった．

1956(昭和31)年に入ると，インドネシア政府は賠償問題の決着に積極的姿勢に転じ，昭和32年2月に成立した岸内閣のもとで，賠償問題は一気に解決の方向へ向かった．昭和32年7月にジュアンダ首相は，賠償4億ドル，経済協力4億ドル(オープン勘定債権を含む)案を日本政府に示した．同年11月にインドネシアを訪問した岸首相とスカルノ大統領の会談において，賠償2億3000万ドル，貿易債権1億7000万ドル棒引き，経済借款4億ドルで決着し，翌昭和33年1月20日に「日本国とインドネシア共和国との間の賠償協定」の調印が行われた．

(5)　対ヴィエトナム賠償

ヴィエトナムは，サンフランシスコ平和条約締結の際に，対日賠償を請求する意思表明を行っていた．1951(昭和26)年9月18日，ヴィエトナム首相は同国の受けた損害額は20億ドルに達すると言明した．日本側(外務省)は，インドシナ(ヴィエトナム，ラオス，カンボジア)における日本軍の軍事行動は，日仏間の協定にもとづく平和進駐であり，インドシナが蒙った損害は軽微だという見解に立っていた．[9]

昭和28年9月16日に沈船引揚協定(225万ドル)の仮調印が行われ，昭和31年にいたり，ようやくヴィエトナム共和国ゴ・ディン・ディエム内閣との間に，本格的な賠償協定交渉が始まった．[10] 昭和31年1月にヴィエトナム政府が示した要求額は2億5000万ドルであった．日本の外務省は，昭和31年6月に，植村経団連副会長に対して側面援助を要請し，ヴィエトナム側との交渉にあたらせた．昭和32年11月には岸首相がサイゴンを訪問した際，岸首相は賠償問題の早期解決の意思表明を行った．同年12月に植村特使がサイゴンで交渉にあたった際には，日本側の案(植村試案)が5560万ドル(賠償3900万ドル，経済協力1660万ド

ル)であったのに対して，ヴィエトナムの案は5810万ドル(賠償4650万ドル，経済協力1160万ドル)と，両者の間の開きは小さく，翌33年3月にヴィエトナム側は植村試案の受諾を通告してきた．

こうして，昭和34年5月13日に「日本国とヴィエトナム共和国との間の賠償協定」，「日本国とヴィエトナム共和国との間の借款に関する協定」等に調印が行われた．総額は，5560万ドルで，その内訳は，賠償3900万ドル(5年間支払)，政治借款750万ドル(3年間支払)，経済借款910万ドルであった．

(6) 特別円問題

特別円とは，太平洋戦争中にタイおよびフランスとの間に開設された円建ての清算勘定の借越残高のことである．前者をタイ特別円，後者を仏印特別円とよぶ．日本は，この清算勘定を通じて物資の輸入や，現地での軍の需要をまかなうのに必要な現地通貨の調達を行っていた．

タイとの特別円勘定は，「日本国外務省及びタイ国大蔵省了解事項」(昭和17年4月締結)および「特別円決済に関する日本銀行及びタイ国大蔵省間協定」にもとづいて，昭和17年7月に開設された．[11]

昭和20年11月20日現在で，この勘定の残高は，日本銀行の帳簿では約15億円であった．昭和17年5月2日の両国大蔵省間の覚書では，特別円は必要に応じて純金1グラムにつき4円80銭の割合で金に振り替るというゴールド・クローズが定められていた．

昭和27年8月に，タイ政府は日本政府に対して，特別円問題の交渉を要求してきた．日本側は，太田大使の私案として15億ドルならば，支払う意思がある旨を回答したが，タイ側はまったく取り合わなかった．その後，昭和29年9月27日から10月8日まで特別円問題に関する日本とタイ双方のメンバーよりなる専門家会議が開催され，昭和29年11月以降，政治折衝に移行した．

昭和30年3月28日にタイのナラディップ外相が来日し，交渉を行った結果，同年4月9日，次のような内容で，合意に達した(昭和30年4月15日閣議了解)．[12]

1　54億円を現金払い(ポンド貨)とする(支払年限5年)．

2　別に経済協力として96億円を限度として投資またはクレジットを供与する．右投資またはクレジットは，資本財又は役務の提供に使用される．

3　期限，方法および対象等については，いっさい今後の交渉によるものとする．

引き続き，協定締結交渉が進められ，昭和30年7月9日にバンコックにおいて，ナランディップ外相と太田大使との間で協定に署名が行われた(8月5日発効)．

ところが，その後，協定第2条の経済援助の実施をめぐって日本とタイとの間に見解の違いが生じた．タイ側は，経済援助の96億円を現物による無償供与と解釈し，クレジットおよび投資とする日本側と対立した．

昭和36年に，日本側はタイ側の要求に応じることとし，昭和37年1月31日に「特別円問題の解決に関する日タイ協定のある規定に代わる協定」が締結され，日本政府は昭和37年から8年間に96億円を支払うこととなった．

インドシナでは，昭和15年9月の北部仏印進駐，昭和16年8月の南部仏印進駐にともない，「日本，仏印間関税制度及びその決済様式に関する協定」(昭和16年5月6日締結)，「日本，仏印間決済の様式に関する交換公文」(昭和18年1月20日)などが結ばれ，これらの取極にもとづいて，横浜正金銀行とインドシナ銀行との間に清算勘定が設けられた．[13]

第2次大戦の終結当時，この取極にもとづく日本側の債務勘定は，イヤーマークされた金33トン，米ドル勘定約48万ドル，特別円勘定13億円余であった．このうち金33トンは，フランス側の請求により，昭和25年にフランスに引き渡された．占領後に残ったのは，米ドル勘定と特別円勘定であった．平和条約締結後，フランスはその支払を要求してきたので，日仏間で交渉が重ねられ，昭和31年3月27日に日仏間に「『インドシナ銀行名義で横浜正金銀行に開設された諸勘定』に関する問題の解決に関する議定書」が調印され，日本政府は米ドル約48億ドルと，15億円相当の英ポンドを支払うことで決着をみた．

(7) 日韓交渉

日韓会談は，昭和26年10月10日の予備交渉に始まり，昭和40年6月22日の「日韓基本条約」および「大韓民国との財産および請求権に関する問題の解決ならびに経済協力に関する協定」の調印まで，7次にわたって会談が行われた．

アメリカ軍政府は，1945年12月6日「朝鮮内にある日本人財産取得に関する

件」(法令第33号)により，同年9月25日付で，日本政府および日本国民の財産はアメリカ軍政府の所有に帰したことを明らかにした．その後，1948年8月15日に大韓民国が成立すると，アメリカ軍政府は，法令第33号によってアメリカ軍政府が取得した日本の財産を韓国政府に移譲した(「米韓財政及び財産に関する協定」1948年9月11日)．昭和24(1949)年4月23日には，「占領下日本と韓国の貿易協定」および「占領下日本と韓国の金融協定」が締結され，翌25年4月から両国間のオープン・アカウント取引が始まった．

昭和26年のサンフランシスコ講和会議に際しては，韓国政府はアメリカ政府に対して，韓国の講和会議への参加を認めるように求めた．しかし，韓国は日本と戦争状態になかったという理由から会議には招請されず，両国間の問題の処理は両国間の直接交渉に委ねられることとなった．

GHQ/SCAP シーボルト外交局長の斡旋により，昭和26年10月20日から予備交渉が始まった．日本側は議題を朝鮮人の法的地位問題に限定したいとし，「日韓間に存在する一切の懸案に関する二国間交渉のための議題の作成と交渉方法の検討」を議題の対象とすることを主張した韓国側との間に意見の相違があったが，国交関係の樹立，在日韓国人の国籍および処遇，請求権，漁業，海底電線，通商航海条約を議題とすることで意見の一致をみた．

第1次会談(昭和27年2月15日～4月25日)は，請求権および漁業問題に関する日韓双方の主張が根本的に対立したために，暗礁に乗り上げた．韓国側は，日清戦争の時から日本の国際法蹂躙によって非常な損害を蒙っているから，当然賠償要求の請求権はあるとの立場に立って，「韓日間財産及び請求権協定要綱」(いわゆる「対日請求8項目」)を提出した．これに対して日本側は，在韓日本財産は米国政府から韓国政府に現実に移転されたが，韓国政府はたんにこれらの財産を管理する立場に置かれたにすぎないとし，在韓日本人の財産については日本側の請求権が存在すると主張した(いわゆる「逆請求権」)．

第2次会談(昭和28年4月15日～7月23日)は，とくに対立のあった請求権問題について，平和条約の解釈を棚上げにして討議をしたが，ほとんど成果をあげないまま終了した．

第3次会談(昭和28年10月6日～10月21日)では，対日請求権をめぐっての対立が激しく，会談は「久保田発言」で紛糾し，決裂した．問題の発言は，10月15日の第2回請求権部会においてなされたものであった．韓国側が「日本が権力機構の庇護の下に造成した36年間の蓄積である財産に対しあくまで請求権を主張するならば，韓国としては，水原の虐殺事件，併合直後における各地の虐殺，支配期間中における治安維持法その他による独立運動者の投獄及び死亡に対する賠償，あるいは国際市場価格より安価に韓国産米を買い上げ日本に移入したことに対し，36年間の被害を賠償せよといわざるをえない」と発言したのに対して，久保田代表が，「韓国がそのような提案を行うとすれば，日本側としては，韓国に於て禿山を緑にしたこと，鉄道の敷設，港湾の建設，米田の造成，また多年多額の補充金を持ち出して韓国経済を培養したことを対案として，韓国側のかかる賠償要求と相殺する」と応酬したものである．「久保田発言」は，韓国側の強い反発を招き，韓国側は「久保田発言」の撤回を要求し，日本側がこれを拒否すると，会談は決裂した．

第3次会談後，日韓関係は極度に悪化し，李ライン付近で拿捕される日本漁船は激増した．昭和32年2月に首相に就任した岸信介は，対韓交渉の打開を図った．そして，「久保田発言」の撤回，対韓財産請求権の放棄，抑留者相互釈放の覚書について合意に達し，昭和32年12月31日に「日韓共同コミニュケ」が発表された．

こうして，第4次会談(昭和33年4月15日～12月19日)が実現することとなったが，この会談も，在日朝鮮人の北朝鮮帰還問題をめぐって日韓関係が悪化したために，中断に追い込まれた．

第5次会談(昭和35年10月25日～昭和36年5月16日)は，1960年8月23日に発足した張勉内閣のもとで行われた．この会談において，はじめて，請求権の内容について立ち入った検討が行われた．また，昭和36年4月22日には「日韓オープン勘定に関する交換公文」に署名が行われ，①オープン勘定残高が4572万ドルであることを双方が確認し，その早期決済に考慮を払うこと，②なるべく早期にオープン勘定を廃止して，現金決済制度に移行することなどの点が合意された．第5次会談自体は比較的順調に進んだが，1961年5月16日に起きた軍事クーデターのために中断されることとなった．

第6次会談(昭和36年10月20日～昭和39年4月6日)は，軍事クーデターで成立した朴正熙政権のもとで進められた．池田首相は，第5次会談の沢田廉三首席

代表の後任として，民間から杉道助(日本貿易振興会理事長)を起用した．昭和37年3月，小坂外相と崔徳新外務長官との会談が行われた．これは，最初の政治折衝であった．この会談において，非公式に，韓国側は7億ドル，日本側は7000万ドルを提示した．

昭和37年8月21日の予備交渉において，はじめて経済協力方式が提案された．この交渉の席で杉代表は，「請求権の解決ということではどうしても数千万ドルしか支払えないが，請求権の解決とは離れ，韓国の独立を祝い韓国の民生の安定と経済発展に寄与するための無償あるいは有償の経済援助という形でならば相当の金額も供与しよう」と述べた．日本側が，従来の積み重ね方式から経済援助という名目での総額方式に転換した理由は，法的根拠があり，しかも十分に立証されたものについてのみ支払を認めるという方針に拘泥し，いたずらに日韓国交正常化を遅らせるのは好ましくないこと，経済協力にすることで，平和条約の請求権の問題も解決できることにあった．8月24日に，韓国側から純請求権支払3億ドル，無償援助支払3億ドルの2本建ての提示があり，それに対し，日本側からは，無償援助1億ドルと有償援助相当額の提示がなされた．

昭和37年10月20日に，第1回大平=金鐘泌会談が行われた．大平外相から，「細かく請求権の内容を議論しても意味がないので，韓国の独立に対する祝い金及び旧宗主国の新独立国に対する経済自立のための協力という意味」で3億ドルの経済援助を提供したいと申し出たのに対して，金中央情報部部長は，無償供与3億ドルにプラスアルファして，できるだけ6億ドルに近づけることはできないかと述べた．

昭和37年10月10～13日に第2回大平=金会談が行われた，請求権問題の大綱で合意が成立した(「大平・金メモ」)．その内容は次の通りであった．

無償経済援助　3億ドル(期間10年間，オープン勘定返済を含む)
有償経済援助　2億ドル(期間10年間，年利3.5%，据置7年，20年償還)
民間借款　1億ドル以上(日本輸出入銀行借款)

なお，大平=金合意に至る外交交渉では，外務省が中心となり，大蔵省はほとんど関与する機会がなかったといわれる．

第7次会談(昭和39年12月3日～昭和40年4月3日)では，第6次会談の基本的合意にもとづいて，細部の詰めが行われた．この交渉の中で，日本側は，民間

信用供与額を引き上げて3億ドル以上にすること，拿捕漁船請求権を放棄すること，オープン勘定債権の返済期間を10年間返済，無利子とすることの3点で韓国側に譲歩を行った．

最終的な合意の骨子は以下の通りである．

無償供与　3億ドル(10年間均等)
長期低利借款　2億ドル(年利3.5%，7年据置，20年間償還)
民間信用供与　3億ドル以上(漁業協力9000万ドル，船舶協力3000万ドルを含む)
日韓オープン勘定残高　4573万ドル(10年間均分払い，金利なし)

こうして，昭和40年6月22日に，日韓基本条約，関係協定，議定書への調印が行われる運びとなった．[14)]

〔注〕

1) 占領期の賠償問題の経緯については，大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第1巻「総説，賠償・終戦処理」(昭和59年，東洋経済新報社)を参照．
2) 大蔵省資料Z522-142.
3) 「日本インドネシア賠償交渉の経緯」(昭和30年3月〔外務省〕アジア局第三課)，21-22ページ．
4) 「対外債務負担限度について」(昭和30年〔推定〕作成者不明)(大蔵省資料Z503-15)．
5) ビルマは講和会議に参加せず，インドネシアはサンフランシスコ平和条約を批准しなかったので，平和条約第14条にもとづいて日本に対して賠償を求めたのはフィリピンとヴィエトナムだけである．また，中国(台湾)は，昭和24年10月17日に，オーストラリアは昭和25年11月6日に請求権を放棄していた．
6) 個別賠償協定については，前掲，『昭和財政史—終戦から講和まで』第1巻「総説，賠償・終戦処理」，外務省賠償部監修『日本の賠償』(昭和38年，世界ジャーナル社)，萩原徹監修『日本外交史』30「講和後の外交(II)」(昭和47年，鹿島研究所出版会)，岡野鑑記『日本賠償論』(昭和33年，東洋経済新報社)を参照．
7) フィリピン賠償に関しては，吉川洋子『日比賠償外交交渉の研究』(平成3年，勁草書房)がもっとも包括的に記述しており，有益である．
8) インドネシア賠償に関しては，注7)に掲げた文献のほか，「インドネシア賠償交渉の経緯」(昭和30年3月〔外務省〕アジア局第三課)などの資料による．
9) 「インドシナ賠償の要点」(昭和27年3月18日〔外務省〕アジア局第三課)(大蔵省資料Z526-7-20)．
10) 以下の賠償交渉の経緯は，主として，「ヴィエトナム賠償協定について(改訂版)」(昭和34年10月27日外務省)(大蔵省資料Z538-501)による．
11) 「タイ特別円問題に関する日タイ交渉記録」(昭和31年2月外務省アジア局第四課)．

12)「タイ特別円問題処理要領に関する閣議了解」(昭和30年4月15日外務省)(大蔵省資料Z522-147).

13)「ヴィエトナム賠償と仏印特別円」(『時の法令』第276号，昭和33年4月13日，33-35ページ).

14)　日韓会談については，前掲，『昭和財政史—終戦から講和まで』第1巻「総説，賠償・終戦処理」，517-24ページ，吉澤清次郎監修『日本外交史』第28巻(昭和48年，鹿島研究所出版会)，7-147ページ，李元徳「日韓請求権交渉過程(1951-1962)の分析」(『法学志林』第93巻第1号，1995年11月)，高崎宗司『検証日韓会談』(1996年，岩波書店)，を参照した.

3　ガリオア問題

占領中に日本がアメリカから受けたガリオア援助等の経済援助の処理問題のことを，ガリオア問題とよぶ.

昭和29年5月から日米間の公式の交渉が始まった．昭和37年1月9日に，小坂外務大臣とライシャワー駐日大使の間で「日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」に署名がなされ，同協定は国会の承認を得たうえで，昭和37年9月11日に発効した．こうして，この問題は最終的に解決をみた.

(1)　ガリオア援助の概要

ガリオア債務問題の対象となった占領期の対日援助は，次の4種類に区分できる.

①　プレ・ガリオア援助：ガリオア予算が組まれる以前に，1945年10月～1946年6月に米陸軍省予算で実施された援助．民間供給計画(Civilian Supply Program)ともよばれる.

②　ガリオア援助(Government and Relief in Occupied Areas)：1947年米会計年度から1952年米会計年度まで実施された，占領地における飢餓疫病，社会不安防止が目的．なお，1949米会計年度から1951年米会計年度まで，経済復興のためのエロア援助(Economic Rehabilitation in Occupied Areas)が実施されたが，予算的には独立したものではなく，ガリオア援助に含まれる.

③　米軍払下物資(Quartermaster Goods)：1946年3月～1951年8月に，日本各地の米軍部隊から払い下げられた物資.

④　余剰報奨物資(Surplus Incentive Materials)：衣料品，医薬品その他消費者用雑品類で，1947年12月～1950年8月に輸入され，主として日本国内の重要産業労務者に対して，報奨用に配給された.

これらのアメリカの対日援助額の総額については，資料の散逸等により，日米間に最後まで一致をみなかった．昭和36年に日本政府が算出し，国会に提出した数字は以下の通りであった.[1] なお，以下の表では，プレ・ガリオアは，ガリオアに含められている.

アメリカの対日援助額

1　総援助額	1,795,095千ドル
ガリオア物資	1,716,925
見返資金積立以前	847,276
見返資金積立以後	869,648
米軍払下物資	43,823
余剰報奨物資	34,345
2　控除額	48,928
ガリオア物資	24,317
贈与分	16,339
返済分	669
琉球向再輸出分	887
石油運賃減額分	6,421
米軍払下物資	8,953
返済分	683
スクラップ類	8,060
英連邦軍物資対米引渡分	209
余剰報奨物資返済分	15,657
3　純援助額	
ガリオア物資	1,692,607

見返資金積立以前	845,532
見返資金積立以後	847,072
米軍払下物資	34,870
余剰報奨物資	18,688

日本側が，アメリカ側に対し，純援助額から差し引くことを要請した対米債権(反対債権)には次のようなものがあった.[2)]

①米軍諸計画(米軍住宅建設等)のための見返資金の支出	27,600千ドル
②韓国・琉球向建設資材費	55,800
③船舶運営会による米軍の人員物資輸送費	26,500
④日韓貿易清算勘定残高	47,100
⑤日琉貿易清算勘定残高	1,600

これらの諸項目については，日米間の見解の隔たりも大きく，意見の一致をみなかったが，これらの点も斟酌されて，最終的な返済額が決まったとみることができる.

このうち，日韓清算勘定残高と日琉貿易清算勘定残高については，とくに協定中に，日本政府が今後，請求権を提起しないことが明記された．日韓請求権とは，戦後昭和24年頃まで，GHQ/SCAPの管理下で，韓国との間に行われた貿易のうち，約4700万ドルの輸出超過分が未払いとなっていたものである．日本政府は，韓国への輸出はアメリカの対日援助物資の払下代金から支払われたこと，昭和27年4月19日に，マーカットGHQ/SCAP経済科学局長が，日韓貿易清算勘定残高は，ガリオア債務の清算の際に処理されると述べたことを根拠として，純援助額からの控除を求めた.[3)]

(2)　池田=ロバートソン会談

昭和27年10月23日，マーフィー駐日大使は岡崎外務大臣宛に，ガリオア問題に関する交渉を申し入れた.[4)] この書簡は，ガリオア援助等を含むアメリカの戦後対日援助から生じるいっさいの債務に関して，早急に日米間の交渉が開始されることを求めるものであった．これに対して日本側は，昭和28年1月21日に，交渉開始を了解する旨の回答を行った.[5)]

昭和28年10月に，ワシントンにおいて，池田勇人自由党政務調査会長とロバートソン国務次官補との間でいわゆる「池田=ロバートソン会談」が行われた．同会談の主たる目的は，防衛問題やMSA協定であったが，ガリオア問題についても話合いが行われた.

池田特使は，10月5日の第1回会談における質疑応答のなかで，「総理は議会の答弁に於て『ガリオアは債務と心得る』旨の答弁をされ，返すべきものであるとの態度で終始一貫しておられるが国民の大多数は貰ったものだと考えている．私はガリオアの問題を討議することが今回の訪米の一使命と考えている．ガリオアはできる丈返したいと思うが日本の経済は脆弱であるし，賠償，外債，東南アジア開発等の問題があるので，米政府は同情的態度をとってもらいたい」と述べた.[6)] これに対し，ロバートソン次官補は，アメリカ政府が議会からこの問題が未解決であることについて非難されているので，早急に交渉を行いたい，もし池田特使に権限が与えられているのならば，今回の会談で話を取り決めたいと述べた(10月15日第5回会談).[7)]

このように，問題解決を急ぐアメリカ側と，賠償などの諸問題の解決と関連させながら，慎重にこの問題の決着を図りたいとする日本側との姿勢の違いは大きかった.

昭和28年10月19日の「日本側覚書」でも，日本側は「この問題は，防衛費を含み，日本が現在及び将来において対内的及び対外的債務，並びに支出の一つであり，従ってこの問題解決は他の問題との関連においてのみ可能である」という理由から，「この問題を早期に解決するためこの問題一つだけを取上げることはできない旨を強調した」.[8)]

これに対し，10月21日の「合衆国覚書」で，アメリカ側は，「1954年1月に議会が開催される以前に，約二十億ドルに達するガリオア請求権問題の解決が公表されることが最も重要」だとし，具体的な条件を含む提案を行った．その条件とは，返済総額7億5000万ドル，利率年2.5%，35年賦(ただし，そのうち4300万ドルについては余剰農産物の処理条件，すなわち年利2⅜%，25年賦)であった.[9)]

10月30日に発表された共同声明では，ガリオア問題については，「アメリカ側会議出席者はガリオア援助の早期解決の重要性を強調した．本件の処理に関する合意に到達することを目途として東京において近い将来日米両国代表が会

合することに意見の一致をみた」と触れられるにとどまった.[10]

(3) 公式交渉の開始

昭和29年5月4日に，日米共同声明により，ガリオア交渉の開始が公表された．同共同声明は，「戦後困難な事態に直面した日本に対する」「多大の経済援助」について，日本政府および日本国民の感謝の念を表明し，同年5月11日から交渉を開始する旨を述べている.[11]

こうして，昭和29年5月11日～同年10月12日まで，5回にわたって日米公式会談が外務省において開催された．この会談において，アメリカ側は純援助額を18億7500万ドルと見積もり，西ドイツのガリオア債務返済協定において適用された返済率を適用して，返済額を7億317万ドル，利率2.5%，5年据置き，30年の半年賦の元利払いを提案した.[12] これに対し，日本側は，昭和29年8月12日に岡崎外務大臣がアリソン駐日大使に対して，総額5億ドル，無利子，20年賦を提案した．この提案には，毎年の返済額を日本円の形で国内に留保して，産業開発，賠償支払，東南アジア開発資金などに充てたいという日本側の要望も含まれていた．この提案に対するアメリカ側の反応は，無利子5億ドルは，2.5%の利子を付けたとして換算すれば4億ドルにすぎず，西ドイツの返済協定との間の均衡を失するというものであった．そこで，日本側は，西ドイツ方式の利子2.5%，5年据置き，30年賦の案を改めて再提案した．返済額については，明示しなかったが，5億5000万ドル程度を考えている旨を，外務大臣がアメリカ側にほのめかした.[13]

同年9月16日にアリソン大使は，岡崎外相に書簡を送り，5億5000万ドルという額は，この問題について決定権を有するNAC(National Advisory Council on International Monetary and Financial Problems, 対外通貨金融問題に関する諮問委員会)の定めた金額を下回るので受け入れがたいこと，円貨支払とその利用は西ドイツに対する処理との均衡を著しく失することを述べ，返済総額6億4394万ドルの再提案を行った．

以上のように，昭和29年5月から正式の交渉が始まったのだが，昭和29年12月に吉田内閣が更迭され，交渉はいったん中断した.[14]

(4) 交渉の再開

その後も，アメリカ側からは早期解決の要請が繰り返された．

昭和30年8月に重光葵外務大臣が訪米した時の「日米共同声明」(8月31日公表)においても，早期妥結についての努力をすることが謳われたが，日本側の姿勢は，賠償問題の解決をまって交渉を再開したいというものであった.[15]

昭和34年8月18日，アンダーソン財務長官は佐藤栄作大蔵大臣宛に書簡を送り，GARIOA援助終了からすでに8年を経，その間に日本は目覚ましい経済発展を遂げ，もはや日本には支払能力上の障害は存在しないので，本件を早期に解決したいとの希望を述べ，IMF総会出席のため佐藤大蔵大臣が訪米する際に会談を持ちたいと申し入れた．これに対し，佐藤大蔵大臣は同年9月21日付書簡において，アンダーソン財務長官に対し，会談を持つことを了承するとともに，西ドイツとの国力の違いや，日本国民のデリケートな感情への配慮を求めた.[16]

昭和34年10月2日に，ワシントンにおいて佐藤大蔵大臣とアンダーソン財務長官との会談が行われた．アンダーソン財務長官は，ヴィエトナム賠償解決後6カ月も経過しているのに，本件につき日本側からなんら回答がないのは遺憾であると述べ，昭和30年5月のアリソン提案6億4300万ドルと，昭和29年8月の岡崎提案5億5000万ドルの間で返済額を詰めることを提案した．佐藤大蔵大臣は，本問題を遷延させる意図はないが，アメリカ側から一方的に押しつけられた形での処理は適当でなく，また，岡崎提案は非公式の数字であり交渉の基礎とはならないと回答した.[17] さらに，昭和35年1月に岸総理，藤山外務大臣が日米安保条約調印のために訪米した際に，アイゼンハワー大統領は6億4000万ドルと5億5000万ドルの間で解決したいと述べた.[18]

マッカーサー駐日大使の要請により，昭和35年3～7月に，大隈=トレザイス非公式会談が開催された．この会談は，日本側は大隈審議官(代表)，西原理財局長ら，アメリカ側はトレザイス参事官が出席して，13回に及ぶ会談が行われたが，交渉は進展しなかった.[19]

昭和35年9月29日，水田大蔵大臣がIMF総会出席のため訪米した際に，アンダーソン財務長官との会談が行われ，席上，水田大蔵大臣は，アメリカ側に

押しつけられたという形ではなく，日本側のイニシアティブをもってこの問題を解決したいと述べ，アンダーソン長官もこれを了承した.[20]

日本側では，昭和36年初頭から約3カ月をかけて，通産省が援助総額の算出作業を行い，援助総額17億6800万ドルという数字を得た.

こうして，昭和36年4月26日から最終処理交渉が始まり，6月10日に小坂外務大臣とライシャワー駐日大使との間で基本的な合意に達し，覚書に調印が行われた．その経緯と，覚書の内容は以下の通りである.[21]

4月26日	第1次日本側提案	4億3000万ドル
5月10日	第1次米側反対提案	5億8000万ドル
5月19日	第2次日本側提案	4億7500万ドル
5月25日	第2次米側反対提案	5億ドル(支払期間10年，利子2.5%)
5月27日	第3次日本側提案	4億9000万ドル(支払期間15年)
5月30日	第3次米側反対提案	4億9000万ドル(支払期間12年)
6月10日	合意	4億9000万ドル(支払期間15年〔4億4000万ドルを12年間，5000万ドルをその後3年間〕，利子年2.5%)

(5) 協定の概要

昭和37年1月9日に，外務省において署名された協定の内容は次の通りである.

支払額	4億9000万ドル
支払期間	15年(4億4000万ドルを12年間，5000万ドルをその後3年間で返済)
利子	年2.5%
使途	①返済額のうち2500万ドルを限度として，日米教育文化交換計画に充てる.[22] ②残額の大部分は，米国内の立法措置を経ることを条件として，低開発国の開発援助に充てる.
円貨払い	支払は原則として米ドルによって行われるが，合衆国が希望する場合には，総額2500万ドルを限度として，日本国政府に対して円貨払いを要請できる.[23]

協定は，昭和37年5月4日に国会の承認を得たが，同協定による賦払金支払の授限法である産業投資特別会計法改正法案が第40通常国会において不成立となったために，同協定の交付・発効は，産業投資特別会計法改正法の成立(9月1日)後の9月11日となった.

なお，ガリオア債務の返済は，繰上げ償還により，昭和48年5月に完了した.

〔注〕

1), 2)　大蔵省資料.

3)　大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第18巻「資料(6)国際金融・対外関係事項」(平成10年，東洋経済新報社)所収資料.

4)　非公式な形では，すでに占領終結直前の，昭和27年4月23日付連合国総司令部内米国対日政治顧問局(Office of the U. S. Political Adviser for Japan)の外務省宛非公式覚書において，対日援助から生じる債務についての交渉開始の申入れがなされていた(大蔵省理財局『ガリオア問題交渉の概要』，1-3ページ).

5)　前掲，『ガリオア問題交渉の概要』，3-4ページ.

6)　「第一回会談記録」(大蔵省資料).

7)　「第二回会談記録」(大蔵省資料).

8)　「10月19日付池田特使覚書」(大蔵省資料).

9)　「10月21日付合衆国覚書」(大蔵省資料).

10)　前掲，『ガリオア問題交渉の概要』，10ページ.

11)　前掲，『ガリオア問題交渉の概要』，11-12ページ.

12)　前掲，『ガリオア問題交渉の概要』，12-15ページ.

13)　前掲，『ガリオア問題交渉の概要』，15-16ページ.

14)　吉田総理は，ガリオア債務返済に関しては，日本政府内でとりわけ積極的な意見をもっていたといわれる(宮沢喜一『東京-ワシントンの密談』，昭和31年，実業之日本社，211-12ページ).

15)　前掲，『ガリオア問題交渉の概要』，46ページ，大蔵省資料．ただし，返済額算定の基礎作業は，この間も引き続き行われた.

16)　前掲，『ガリオア問題交渉の概要』，60-61ページ.

17)　前掲，『ガリオア問題交渉の概要』，62-63ページ.

18)　前掲，『ガリオア問題交渉の概要』，63ページ.

19)　前掲，『ガリオア問題交渉の概要』，68-71ページ．交渉が進展しなかったのは，日本側が，国会での説明のために対日援助額の内訳に関する正確な資料を要請したのに対して，アメリカ側が，十分な資料を提示できなかったことに原因があった．アメリカ側は，援助額の全額の返済を要求しているわけではないのだから，正確な数字は必ずしも必要ではないとの考えであった.

20)　前掲，『ガリオア問題交渉の概要』，102ページ.

21)　前掲，『ガリオア問題交渉の概要』，108-21ページ．日本側の第1次提案の算出方法は次の通りであった.

①援助総額は，日本側の算出した数字を基礎とする．
②援助総額から，各種控除項目(贈与分，既返済分等)を差し引き，純援助額16億4300万ドルと算出．
③返済率については，日本が西ドイツと比べて経済力においていちじるしく劣っている点を考慮して，西ドイツ(33.178%)よりも低い30%を適用する．返済額は4億9320万ドルとなる．
④さらにこれから，対韓債権等の商業債権(5540万ドル)をネットで控除し，返済額4億3780万ドルと得る．

22)　協定に付された「支払金の使途に関する交換公文」による．
23)　協定に付された「支払金の一部円貨支払に関する交換公文」による．

第6節　貿易金融制度の充実

1　輸入貿易金融

貿易取引の決済には，ユーザンス手形(usance bill, 期限付為替手形)が一般的に用いられる．戦前の日本の貿易取引においても，ユーザンス手形が広く普及していた．ところが，戦後は，日本の貿易業者の信用が低下したため，しばらくの間，一覧払手形(sight bill)で決済されることが一般的であった．そこで，ユーザンス期間が認められないために起きる貿易取引上の不便を解消すべく，日本銀行外国為替貸付制度，輸入貿易手形の優遇などの政策的な手段(制度金融)が設けられた．しかし，こうした措置は，貿易が正常化し，ユーザンス手形による決済が一般化するまでの，あくまでも過渡的な措置とされた．

ただし，昭和20年代後半に重視された輸入貿易に関する制度金融は，たんに，ユーザンス制度の欠如を補うという補完的な役割を期待されただけではなく，より積極的な政策的な意義が賦与されていた．朝鮮戦争を機に生じた世界的な物資需給の逼迫，「特需」による外貨の累積がインフレにつながることへの懸念といった事情を背景にして，1950年代初めには輸入の促進が図られたのであるが，輸入優先主義の旗印の下に，輸入金融へのいちじるしい優遇政策がとられた．

輸入金融をとくに優遇したのは昭和25年から28年の時期であり，昭和28～29年の金融引き締めの際に大幅に整理された．

(1)　日本銀行外国為替貸付制度の発足まで

全面的な民間貿易への移行が実施された昭和25年1月から，翌26年にかけて，部分的にはユーザンス手形が利用されることもあったが，これは，本格的なユーザンス制度の復活には結びつくようなものではなかった．この点について，まず，具体的にみておきたい．

昭和25年1月の民間貿易輸入の再開とともに，同月から一部の外銀の自己資

金によるユーザンスが実施された．すなわち，同年1月，外国為替管理委員会は，鉄鋼原料，食糧等の特定品目につき米系3行に対して，一覧後30～120日のクレジット・ファシリティの供与を許可した.[1] しかし，これは在日外銀が本邦為銀に対して一覧払輸入手形決済に必要な外貨を貸し付けたものであり，手形自体が期限付きのユーザンス手形であったわけではなかった.[2]

外銀ユーザンスの利用は活発であったが，日本銀行外国為替貸付制度が実施されることになったために，昭和25年9月25日以降，ドル・ユーザンスは原則として廃止された.[3] 外銀が邦銀にファシリティを供与するのは，外国為替管理委員会勘定の外貨が外銀に預入されているからであった．つまり，日本政府の外貨預託の見合いとして，外銀はファシリティを供与していたのである．それならば，外国為替管理委員会自体が直接ないし日銀を介して輸入ユーザンスを実施する方が好ましいのではないかという意見が強まった．こうして，昭和25年9月に日本銀行外国為替貸付制度が発足した．

ポンドの場合は若干，事情が異なった．昭和25年8月に開始されたポンドの外銀ユーザンスは，ドル・ユーザンスと同じく，在日外銀支店からの外貨預託見合いのファシリティ供与であった．しかし，その後昭和26年1月23日に，外国為替管理委員会勘定をロンドンに保有する10の外国銀行から邦銀が受けたクレジット・ファシリティは，見合いとする政府保有のポンド資金が季節的に不足するなかで，輸入の遂行を円滑に行うために実施されたものであった.[4] これは，外銀からの純粋の信用に依拠したという点では，本来的な意味でのユーザンスに近かった．しかしこの制度は，利用者が殺到し，外銀の設定したクレジット・ラインの上限に達したために，昭和26年4月26日以降，停止された.[5]

このように輸入ユーザンス手形の復活はごく部分的なものにとどまったので，輸入業者は，ユーザンス相当期間の信用を供与する制度の創設を強く望んだ．そこで日本銀行は，昭和25年1月25日，輸入手形決済資金調達のために輸入業者が振り出した手形について貿易手形制度を準用し，割引適格貿易手形として扱うこととした.[6] 輸入手形決済資金関係手形を，便宜上，輸入貿易手形(昭和28年2月2日以降は輸入決済手形と改称)と名付け，この制度を輸入貿易手形制度(昭和28年2月2日以降は輸入決済手形制度と改称)とよんだ．昭和29年9月に，

この制度と同一の趣旨にもとづく，日本銀行外国為替貸付制度の乙種貸付が始まったために，融資期間，適用金利において不利な輸入貿易手形を利用する者は，ほとんどいなくなった(後述するように，昭和26年10月の乙種貸付の廃止とともに輸入貿易手形制度はふたたび活用されるようになる)．

ユーザンス制度の欠如と並ぶ，民間貿易移行当初の，もう一つの輸入決済上の問題はマージン・マネー(信用力の弱い顧客から徴収する担保金)の積立であった.[7] 本邦為銀が信用状を開設する場合はもちろん，在日外銀支店に依頼してその名義で信用状を開設する場合にも，コルレス先または当該外銀支店にマージン・マネーを積み立てることを要求された(マージン・マネーは，昭和29年12月に廃止された)．これは，本邦為銀，輸入業者にとっては大きな負担であったので，その負担を軽減するために，政府，日銀がマージン・マネーを融資する制度金融が設けられた．昭和25年1月16日に，マージン・マネーの積立および輸入手形決済について，外国為替管理委員会保有外貨の使用を認め，この制度は昭和25年9月創設の日本銀行外国為替貸付制度の甲種貸付に引き継がれた．

(2)　日銀ユーザンス制度(日本銀行外国為替貸付制度)

輸入金融の円滑化を図るために昭和25年9月25日以降，日本銀行は外国為替貸付制度を実施した．

外国為替貸付制度とは，為銀が①輸入信用状の開設及び②輸入手形決済に必要とする外貨資金を，日本銀行が為銀に貸し付ける制度である．そのための外貨資金は，日銀が外国為替管理委員会から買い入れることによって調達することとされた．この制度は，日銀ユーザンス制度の通称でよばれた．

外国為替貸付制度による貸付けは，甲種，乙種の2種類の貸付けからなる．

甲種貸付：輸入信用状の開設に必要なマージン・マネーの貸付け．本邦為銀の信用度が低かったために，信用状を開設する際には，コルレス先外銀にマージン・マネー(保証金)を積み立てなければならなかった．このマージン・マネーを日銀が本邦為銀に貸し付けるのが，甲種貸付である．貸付期間は，輸入信用状開設日から船積書類到着まで．貸付金利年4％(為銀の対顧客金利5％)．

乙種貸付：輸入手形決済に必要な外貨の貸付け．貸付期間は，原則として船

積書類到着後90日以内(昭和25年10月25日，特定地域につき120日まで認められた)．貸付金利4％(為銀の対顧客金利5％)．

実際の運用面では，甲種貸付と乙種貸付とは別個の貸付けではなく，同一の貿易取引に対する貸付けを，船積書類到着の前後で，手続上切り換えるにすぎなかった．まず，マージン・マネーに対する貸付け(甲種貸付)が実施され，その後，輸入手形決済資金の貸付け(乙種貸付)に切り換える際に，決済に必要な金額とマージン・マネー貸付額との差額が追加融資されるという方法が通常とられた．[8)]

外国為替貸付制度創設の直接的な契機は，朝鮮戦争の勃発にあった．戦争勃発によって予想される世界的な物資不足に対処するために，輸入を促進し，必要物資を備蓄しなければならないという要請，特需による外貨の累積が国内インフレをもたらすことへの懸念などが，この制度を設ける際の理由として掲げられた．[9)]

本制度は，輸入の円滑化には一定の役割を果たした．しかし，この制度はいわゆる「優遇手形制度」の一種であり，申込みがあれば，自動的に日銀が貸付を行うというシステム(俗に「つうつうで貸す」といわれた)であったので，無制限に輸入資金を供給し，昭和26年1～3月の輸入ブームの際の貿易業者による思惑的な買付けを助長するという副作用ももたらした．さらには，この思惑的な買付けの結果生じた滞貨に対するファイナンスも，日銀が面倒をみなければならないこととなった．[10)]

池田大蔵大臣は，昭和26年6月11日に全国銀行大会における演説において，日銀のユーザンス，スタンプ手形については，インフレ抑制の見地から再検討を加え，滞貨融資も行う意向はないと言明した．[11)] さらに，6月27日の記者会見で蔵相は，高率適用の強化と公定歩合の引上げを早急に実施したいと述べた．[12)] また，GHQ/SCAPも7月30日の経済科学局長と一万田総裁との会談において，滞貨金融を批判し，金融引締めを求めた．[13)]

こうしたなかで，昭和26年10月1日に公定歩合の引上げが実施され，10月15日からは高率適用が強化されたが，こうした金融引締め策の一つとして，11月1日から乙種外国為替貸付が廃止された．

乙種貸付の廃止にともない，以下のような輸入貿易手形制度の拡充が図られた．[14)]

① 手形期間を船積書類到着後2カ月以内から3カ月以内(特定地位域は4カ月以内)に延長する．

② 運賃，保険料についても輸入貿易手形制度の適用を認める(輸入貿易手形とは別に，運賃貿易手形と称されたが，昭和28年2月2日に輸入運賃手形と改称された)．

甲種貸付は，昭和27年12月8日に米ドルについて外貨預託制度が実施され，マージン・マネーは預託外貨でまかなわれることになったので，まず米ドルによる外貨貸付が廃止され，同様に，昭和28年3月2日の英ポンドの外貨預託制度の実施を期に，英ポンドによる外貨預託制度も廃止された．

外国為替貸付の残高推移は後掲，表1-31の通りである．

(3) 別口外国為替貸付制度

昭和27年2月18日に，ポンド地域および清算勘定地域からの輸入を促進する目的で，同地域からの原料，合理化機械など特定品目の輸入について，輸入手形決済に必要な資金を日本銀行が為銀に貸し付ける別口外国為替貸付制度が実施された．実質的には，昭和26年11月1日に廃止された乙種外国為替貸付制度の復活であった．

昭和26年8月31日に，日英新支払協定が締結され，ドル・クローズが撤廃されたために，ポンド地域への輸出が激増し，ポンドが累積した．このために，昭和27年2月18日に大蔵省は，ポンド過剰対策を発表し，先物為替相場の改訂，輸出予約期間の短縮などポンド地域への輸出の抑制に乗り出した．[15)] これと同時に，ポンド地域からの輸入促進策として，別口外国為替貸付制度が実施されたのである．

地域の限定(ポンド地域および清算勘定地域のみ)，対象物資の限定(綿花，鉄鉱石，強粘結炭，燐鉱石，くず鉄，ガス用炭，その他合理化に必要な機械装置および船舶)があった反面，貸付期間は船積み書類到着後1年以内と乙種貸付よりも長いなどの緩やかな面もあった．その後，産業合理化促進の見地から，地域制限が撤廃(昭和27年6月20日以降，ドル地域にも他の地域と同様に適用されるようになった)され，貸付条件はきわめて緩やかになった．[16)] それとともに，運用の

実態も，商社等のかかえる滞貨物資に対する救済融資的な色彩が強くなった．

別口外国為替貸付残高は，昭和28年10月には959億円にのぼった．同貸付けは，輸入を促進し，昭和27～28年の消費景気を支える役割を果たしたが，昭和28年秋以降，国際収支が悪化していくなかで，見直しを迫られることになった．

昭和28年10月の金融引締めへの転換とともに，輸入金融の整理が実施された．まず10月17日から適用品目が，鉄鉱石，強粘結炭，屑鉄(ポンド地域およびオープン地域から輸入するもの)，技術・機械(コスト引下げのために真に必要なもの)およびインドネシアからの重要物資に限定された．[17] さらに，昭和29年3月10日から，新規貸付が停止され，ここに，昭和25年以降とられてきたこの輸入金融の優遇措置は姿を消すことになった．

なお，輸入金融整理の一環として，次のような輸入決済手形制度の見直しも行われた．

① 適用品目の縮小(昭和28年10月15日～)．

② 割引適格扱いから手形貸付担保適格扱いへの優遇度の引下げ(昭和29年1月16日～)．

③ 手形期間を，船積書類到着後3カ月以内から2カ月以内(特定地域は4カ月以内から3カ月以内)へ引下げ(昭和29年3月10日～)．

④ 高率適用制度の適用(昭和29年10月1日～)．

(4) 輸入ユーザンス

輸入ユーザンスの方式　輸入ユーザンスは，狭義には，ユーザンス手形を用いた支払繰延べのことをさすが，広義には，輸入貿易決済の繰延べ一般を指す．広義の輸入ユーザンスは，次のように分類される．

銀行ユーザンス(通常，輸入ユーザンスともいう)

期限付手形を利用するもの

アクセプタンス方式：信用状にもとづく期限付手形を，国際金融中心地の銀行が引き受ける方式．

BCユーザンス方式：信用状にもとづかない為替手形(bill of collection)を，本邦為銀の海外支店等が買い取る方式．

一覧払手形を利用するもの

本邦ローン方式：本邦為銀が，一覧払手形の決済と同時に，輸入業者の代金決済を一定期間繰り延べる方式．

リファイナンス方式：信用状にもとづく一覧払手形をコルレス先銀行が決済すると同時に，コルレス先銀行がその決済資金を別の期限付手形の引受けによって融資する方式．

シッパーズ・ユーザンス：輸出業者が輸入業者に対して代金決済を猶予する方式．

ポンド・ユーザンス　昭和28年5月21日，ポンド・ユーザンスが認められた．昭和25年8月と同様，ポンド資金の不足のためにとられた措置である．適用品目の制限はなく，期間は船積み後90日以内であったが，同年8月1日から120日に延長された．[18]

ポンド・ユーザンスが認められた直後は，別口外貨貸付制度(綿花輸入の場合)，シッパーズ・ユーザンス(石油の場合)など，より有利な制度が存在したためにほとんど利用されなかったが，昭和28年10月以降の金融引締め措置の結果，ポンド・ユーザンスの利用は昭和29年3月頃から急増し，昭和29年3月末に残高約1700万ドル(ドル換算)であったのが，同年10月末には6300万ドル(ドル換算)に達した．[19]

ドル・ユーザンス　昭和28～29年に金融引締めが実施され，輸入貿易手形の整理，別口外国為替貸付の廃止などがその一環として実施されると，輸入金融緩和の見地から，ドル・ユーザンスの導入を求める声が強くなった．

そのため，大蔵省は，国際収支が好転しはじめた昭和29年11月1日にドル・ユーザンスを認めるにいたった．適用品目は，鉄鋼原材料と加工貿易原材料に限定され，期間も船積み後90日以内であった．[20]

その後，昭和30年4月1日から，適用品目が大幅に拡大された．原毛・原綿等14品目が追加され，ドル・ユーザンスは，昭和29年11月の措置とあわせて，米ドル外貨予算の約4割をカバーするにいたった．[21]

邦銀ユーザンス　邦銀ユーザンスは，昭和29年11月1日にドル・ユーザンスが認められ，昭和30年4月1日にポンド・ユーザンスが認められた．当初は，外貨預金制度による政府預入外貨を主たる資金源としていたため，実質的には，

表 1-28　戦後のユーザンス制度の変遷

年月日	通貨の種類	期間	適用品目	備考
昭和28. 5.21	英ポンド(外銀ユーザンスのみ)	90日以内期間延長90日→120日	英ポンド決済による全貨物	ポンド不足対策蔵為第1407号
29.11. 1	米・ドル カナダ・ドル スイス・フラン (含邦銀ユーザンス)MOF外貨預金による	90日以内	鉄鋼原材料・加工貿易原材料	輸出原材料コストの低減の狙いユーザンスの形式は問わない(本邦ローンも可)
11. 1	英ポンド		不急，不要物資を適用品目から除外(輸入決済手形の適用外物資と同一)	
12.21	米ドル		海上積荷，保険料を追加	
30. 4. 1	英ポンド (含邦銀ユーザンス)			
4. 1 10. 1	米ドル 第2次米ドルユーザンス 英ポンド		適用品目の追加(原綿，原毛等14品目)海上積荷，保険料を追加	
32. 5.14	英ポンド	120→90日へ短縮	適用品目を33品目に削減	
34. 4. 1	全指定通貨	90日	適用品目60品目(従来の英ポンド建適用品目に27品目を追加一部整理)	従来はWith L/Cのもののみであったが，今後はL/Cなしのものについても認めることにした
35. 2.22	〃	〃	適用品目の拡大(従来のポジティブ式をネガティブ方式とし不要，不急品目として特に定めるもの以外全品目に適用)	
8. 1	〃	〃	全品目につき適用	
11.12	〃	90→120日	〃	(現行制度)

(出所)　日本経済調査協議会編『日本の為替・貿易金融』(昭和40年，至誠堂)，233ページ．

表 1-29　信用供与者別輸入ユーザンス利用状況
(昭和28年末～40年末)

(単位：100万ドル)

	ユーザンス残(A)	外銀供与分(B)	邦銀供与分	外銀依存率(B/A)
昭和28年末	2	2	—	100.0
29 〃	68	65	3	95.5
30 〃	247	116	131	46.9
31 〃	407	244	163	59.9
32 〃	225	158	67	70.2
33 〃	210	130	80	61.9
34 〃	472	379	93	80.2
35 〃	742	678	64	91.2
36 〃	1,341	1,202	139	89.6
37 〃	1,238	1,092	146	88.2
38 〃	1,753	1,547	206	88.2
39 〃	1,926	1,668	258	86.6
40 〃	1,944	1,768	176	90.9

(注)　邦銀供与分は，本邦ローン中，自行ユーザンス分のみを計上したもの．
(出所)　日本銀行資料．

本邦為銀を通じた政府保有外貨の貸付けにすぎなかったが，その後，本邦為銀の輸入業者に対する債権を引当てに外銀から低利の資金供与を受けるようになった．[22] 為銀が，外銀に頼らずに自行の信用にもとづいてユーザンスを行う場合は，自行ユーザンスという．

ユーザンス導入以降の制度上の変遷は，表1-28の通りである．貿易・為替自由化措置の一環として，ユーザンスに関する制限は昭和34年4月から大幅に取り除かれ，昭和35年8月1日には，ユーザンス適用品目の制限はなくなった．こうした規制緩和の結果，ユーザンスの残高は，昭和34年から36年にかけて急増した．その際に，主として外銀の資金に依存したため，外銀依存度は急速に高まり，昭和30年末の46.9%から，昭和35年末の91.2%へと上昇した(表1-29)．

〔注〕
1)　日本銀行資料．
2)　大蔵省為替局総務課長稲益繁「ドル・ユーザンス制実施までの経緯と実施細目について」(『金融財政事情』昭和29年11月1日号，16ページ)．
3)　ただし，食料輸入については，昭和26年12月5日まで認められていた(日本銀行資

料).

4) 外国為替管理委員会事務局為替課小林益美「ポンド・ユーザンス・ビル制度の採用について」(『外国為替』第20号，昭和26年2月15日，13-17ページ).

5) ポンド・ユーザンスは，当時の外貨予算の大半を占める重要原材料(原綿，原毛，原油，鉄鉱石，粘結炭など)12品目に適用されたが，ポンド不足から昭和26年4月～5月には，ポンド信用状開設の一時停止といった事態が生じ，4月末にはクレジット・ラインの上限(5700万ポンド)に達したために，ユーザンスも一時停止された(尾崎英二(大蔵省財務調査官)「10年間の為替・貿易管理(Ⅰ)」(『外国為替』第231号，昭和35年4月，28ページ)).

6) 日本銀行調査局『戦後わが国の貿易金融の推移と現状』(昭和39年8月)，21ページ.

7) 前掲，『戦後わが国の貿易金融の推移と現状』，21ページ.

8) 前掲，『戦後わが国の貿易金融の推移と現状』，26ページ.

9) 大佐正之『産業・貿易振興と金融政策』(平成元年，東洋経済新報社)，242-43ページ.

10) 『金融財政事情』昭和26年6月18日号，13ページ.

11) 『日本銀行百年史』第5巻(昭和60年)，403ページ.

12) 前掲，『日本銀行百年史』第5巻，407ページ.

13) 前掲，『日本銀行百年史』第5巻，407ページ.

14) 前掲，大佐正之『産業・貿易振興と金融政策』，243ページ．なお，日銀が輸入貿易手形制度の拡充を行ったのは，乙種貸付の廃止が，昭和26年7月以降の輸入の不振に拍車をかけることを懸念したためである(『金融財政事情』昭和26年11月5日号，12ページ).

15) 『金融財政事情』昭和27年2月25日号，10ページ.

16) 前掲，大佐正之『産業・貿易振興と金融政策』，248ページ.

17)，18) 日本銀行資料.

19) 尾崎英二(大蔵省財務調査官)「10年間の為替・貿易管理(II)」(『外国為替』第232号，昭和35年5月，8ページ).

20) 大蔵省為替局企画課「ドル・ユーザンスの実施について」(『外国為替』第108号，昭和29年12月1日，2-5ページ).

21)，22) 日本銀行資料.

2 輸出貿易金融

輸出貿易金融の優遇は，戦後復興期から高度成長期における輸出振興策の主要な柱の一つであった．輸出貿易金融の優遇措置は，占領期から存在したが，とくに重視されはじめたのは昭和28年頃からであった.

輸出貿易金融は，輸出物資の時間的な流れに沿って区分すれば，①輸出前貸

金融(船積前の輸出物資の生産，加工，集荷にかかわる信用供与)，②輸出為替金融(輸出為替手形の買取り)，③現地金融(輸出先の国における物資の引取り金融)の3段階に分けられる．輸出前貸金融には，輸出貿易手形(輸出前貸手形)，エクスポート・アカウント，黒貿手などがある．また，現地金融(主として本邦商社海外支店に対する金融)には，本邦為銀の現地貸付，邦銀のスタンドバイ・クレジットによる外銀からの借入れ，商社外貨保有制度による自己資金での運転資金調達がある(図1-8).

(1) 輸出前貸手形制度(貿易手形制度)

輸出前貸金融は，対外金融ではなく，輸出にかかわる国内金融である．内需向けの国内金融と輸出前貸金融を区別する基準は，輸出契約の有無である．しかし，すでに実行された輸出ではなく，予定された輸出が基準となるので，両者は必ずしも明確に区分できるわけではない.[1]

図 1-8　輸出金融一覧(昭和25～33年)

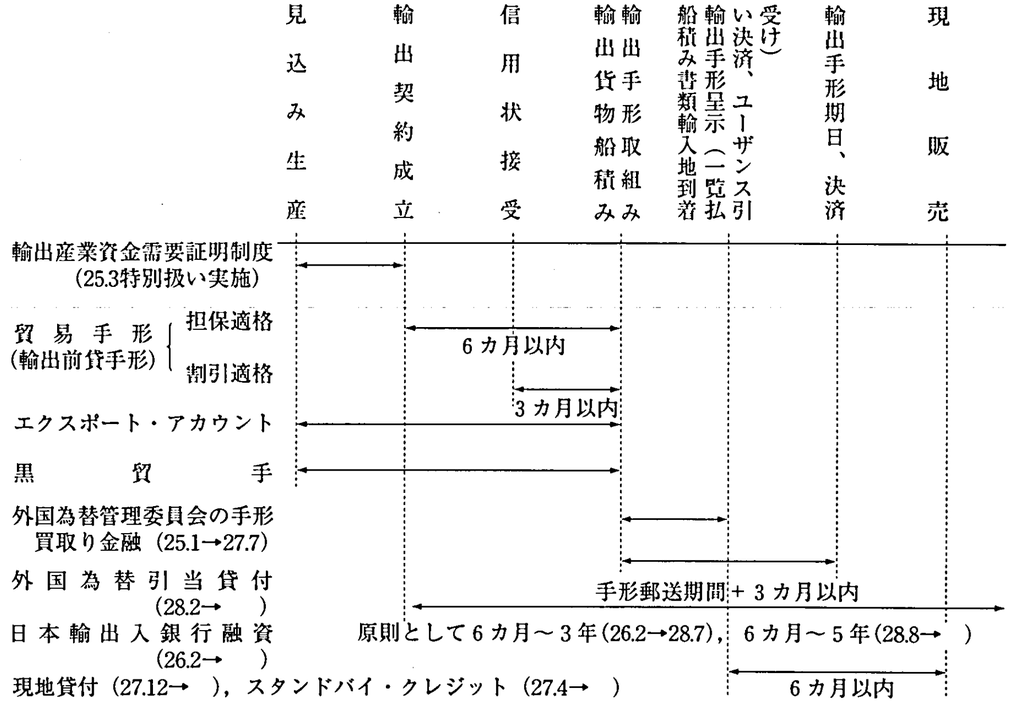

(注)　かっこ内は，実施年月→廃止年月.
(出所)　日本銀行調査局『戦後わが国の貿易金融の推移と現状』(昭和39年8月)，20ページ.

輸出促進を目的とした輸出前貸金融への日本銀行による優遇措置は，昭和21年8月発足の貿易手形制度に端を発し，昭和47年9月まで26年間続いた．この間，強弱の差はあれ，輸出振興が一貫して政府の政策目標として掲げられたためである．

この間，輸出前貸金融優遇の制度金融は，しばしば名称が変更され，同一の制度について4通りの名称が存在し，紛らわしいので，まず各名称と，その名称が用いられた時期を一覧しておきたい．

貿易手形制度	昭和21年8月30日～22年6月30日
貿易スタンプ手形制度	昭和22年7月1日～22年7月7日
貿易手形制度	昭和22年7月8日～28年1月31日
輸出前貸手形制度	昭和28年2月1日～35年6月30日
輸出貿易手形制度	昭和35年7月1日～45年5月14日
輸出前貸手形制度	昭和45年5月15日～47年9月30日

貿易手形制度は，「日本銀行貿易金融措置要領」にもとづいて，昭和21年8月30日に実施された．この制度は，輸出代行機関が，①製造業者または集荷業者に前貸資金(貿易手形甲種，貸付期間6カ月以内)，②集荷資金(貿易手形乙種，貸付期間3カ月以内)，③輸出物資等の諸掛資金(貿易手形丙種，貸付期間1カ月以内)調達のために振り出した手形について，日本銀行が担保適格手形として国債担保貸付なみの最低利子歩合(高率適用免除)での優遇(担保掛目95%，融通期間3カ月以内)を与える制度である．「食糧等緊急物資輸入」のための資金を確保するために，輸出を円滑ならしむることが制度創設の目的であった．[2)]

昭和21年9月，輸出綿花を原料とする輸出向製品の製造業者の運転資金について，貿易加工賃手形(手形期間3カ月以内)を創設し，貿易手形と同様に優遇扱いとした．[3)]

昭和22年7月1日から，輸出入代行機関にかわって，貿易公団(昭和22年4月15日公布「貿易公団法」にもとづき鉱工品，繊維，食糧，原材料の4貿易公団が新設された)が貿易業務を担当することとなった．貿易公団は国家機関であり，輸出品買上げおよび輸出諸掛資金は貿易資金特別会計からの借入れによってまかなわれたので，貿易手形乙種および丙種の優遇措置は不要となった．そこで，貿易手形制度および紡績加工賃手形制度を廃止し，昭和22年7月1日から甲種手形の優遇のみの貿易スタンプ手形制度に移行した(優遇措置としては従来の貿易手形制度と実質的に異なるところはないという理由で，7月8日に貿易手形制度の名称に戻した)．

昭和22年8月に制限付民間貿易が開始され，従来，貿易庁の集荷指図にもとづいて貿易公団が発注していた方式から，民間貿易については，貿易庁が直接業者に発注する方式に変わった(政府貿易の場合は従来通り貿易公団が発注)．これにともない，貿易手形を貿易庁から発注を受けた業者が所要資金調達のために振り出した手形(貿易手形A)，貿易公団から発注を受けた業者が所要資金調達のために振り出した手形(貿易手形B)の2種類に区分した．その後，昭和23年8月15日にBSコントラクト方式が導入されて，貿易庁にかわって，輸出業者が貿易契約当事者になったために，貿易手形Aは，「貿易庁から発注を受けた者」から「外国業者と輸出契約をなしたる者」に変更された．

貿易手形制度では，貿易手形により融資を受ける者が，外国輸入業者と輸出契約を結んだ貿易業者に限られていたために，当時の貿易業者の信用能力の不足から，輸出生産資金が円滑に供給されない欠点が明らかとなった．そこで，昭和24年1月15日に，輸出業者から直接発注を受けたメーカーの所要資金についても，貿易手形制度が適用されることになった(これをメーカー貿手とよんだ)．[4)]

昭和23年12月に「経済安定9原則」が発表されると，日本銀行は貿易振興策の一環として輸出金融の一層の優遇を図ることと，昭和24年4月1日から一定の条件を備えた貿易手形を割引適格手形として，再割引の対象とした(貿易手形は単名手形なので，それまでは担保貸付の対象であった)．昭和24年4月1日に高率適用制度が強化され，これまで対象外であった貿易手形も適用対象に加えられたが，7月4日には再割適格貿易手形だけが対象から除外された．[5)]

昭和24年12月1日から輸出貿易が全面的に民間貿易に移行したが，貿易手形制度は，確認資料等に関する手続き的な部分修正が行われただけで，制度の根幹はそのまま維持，継続された．[6)] その後，輸出保険制度の創設(昭和25年6月，輸出信用保険法にもとづいて創設)などの貿易手形制度に関連する制度の整備が行われた．また，昭和28年2月2日には，外国為替引当貸付制度の発足にともない，輸出前貸手形制度と改称された．

表 1-30　公定歩合の推移

（単位：日歩　銭）

年　月	26.10	30.8	32.3	32.5	32.6	33.6	33.9
1.商業手形割引歩合	1.6	2.0	2.1	2.3	2.3	2.1	2.0
2.輸出前貸手形割引歩合	1.6	1.6	1.7	1.7	1.6	1.6	1.5
3.輸出前貸手形を担保とする貸付利子歩合	1.7	1.7	1.8	1.8	1.7	1.7	1.6
4.輸入決済手形または輸入運賃手形を担保とする貸付利子歩合	1.7	2.0	2.1	2.3	2.3	2.1	2.0
5.国債もしくは特に指定する地方債，社債，その他の債権または農業手形を担保とする貸付利子歩合	1.7	2.1	2.2	2.4	2.4	2.2	2.1
6.その他のものを担保とする貸付利子歩合	1.7~1.8	2.2	2.3	2.5	2.5	2.3	2.2
7.当座貸越利子歩合	2.1	2.3	2.4	2.6	2.6	2.4	2.3

（出所）　日本銀行資料.

貿易手形制度の利用度はかなり高かったが，輸出促進の見地から，なお改善の余地がないわけではなかった．問題の一つは，担保適格貿易手形に関して，高率適用制度が適用されていたために，金融機関が担保適格輸出前貸に必ずしも積極的ではなかったことである．

昭和29年6月14日，小笠原大蔵大臣は，輸出金融緩和の意図を言明した.[7] この問題に関する銀行局の方針案「輸出金融の優遇措置」（昭和29年6月7日）は以下のように述べている.[8]

1　国内金融面において，輸出前貸その他輸出に関連する金融を他の金融に比較して優遇することにより，金融面からも輸出の振興を図るものとする.

2　輸出金融の優遇を行うにあっては，輸出に関連する金融であっても日本銀行の追加信用に自動的に直結するような方式は避けるとともに，輸入金融やその他の金融の抑制を併せて行い，日本銀行の行うべき信用調整機能の弾力性を保持するものとし，又，全体として金融緩和を招かないようにする.

昭和30年8月10日と，昭和32年6月20日の公定歩合引上げの際に，輸出前貸手形関係の利子歩合は据置き，ないし引下げが行われ，輸出貿易金融の優遇度は強まった．昭和32年6月には，商業手形割引歩合と輸出前貸手形割引歩合との差は昭和30年8月以前は存在しなかったが，昭和32年6月には日歩7厘（年利2.56%）に拡大した（表1-30）.

（2）　外国為替引当貸付制度

昭和24年12月に民間輸出貿易が再開されてからしばらくは，輸出決済には主として一覧払い手形が用いられていた．その後，昭和27年7月から，期限3カ月以内のユーザンス手形による決済が標準決済方法として認められることになった．本邦為銀は，買い取った輸出手形をニューヨーク市場，ロンドン市場で割り引くことも可能であったが，本邦為銀の国際的な信用度が低かったので，とかく条件は不利になりがちであった．そこで，日本銀行が本邦為銀に対して，海外金利なみの低金利で為替買取資金を供給する制度が設けられることとなった．これが，昭和28年2月2日から実施された外国為替引当貸付制度である.

引当ての対象となるのは，本邦為銀が買い取った，不改変信用状にもとづく期限3カ月以内のドルまたはポンド表示の期限付手形に限られ，貸付期間は引当手形の引受け後90日以内であった（昭和28年4月17日以降，在日外国銀行に対してもこの制度が適用された）.

この制度の実施について日本銀行は，「現下の苛烈を極める国際市場競争の下において日本商品の販路を拡大するためには少しでも有利な条件でオファーを出すことが肝要であり，併せて日本の為替銀行および商社の地位を強化するためにも」この措置が実施されたことは，「終戦後の消極的なわが国為替貿易政策に竿頭一歩を進めたもの」であると述べた.[9]

その後，手形表示外貨の範囲の拡大，信用状なし手形の一部への制度の適用など，適用範囲も次第に拡大され，利用額も順調に増大した．この制度が活用された最大の理由は，適用金利が海外金利なみに低かったことにあった.[10]

日本銀行の実施した当該期の貿易金融の推移を表1-31に示しておく.

〔注〕

1)　大佐正之『産業・貿易振興と金融政策』（平成元年，東洋経済新報社），189ページ.

2)　日本銀行資料.

3)　日本銀行調査局『戦後わが国の貿易金融の推移と現状』（昭和39年8月），3ページ.

4)　この措置は，経済安定本部貿易局「貿易振興対策（案）」（昭和23年11月19日）にもとづいて実施された．この措置の検討段階では，生産増強上，貿手金融についてもメーカー金融を中心とすべしとする日本銀行と，貿易政策上，貿易業者金融が原則とする貿易庁，経済安定本部貿易局との意見の違いがあったが，結局，両者を併記すること

表 1-31　日本銀行の貿易金融(昭和26～33年)

(単位＝億円)

年月	貸出計 (A)	外国為替引当貸し (B)	輸出貿易手形 割引手形 (C)	輸出貿易手形 担保手形 (D)	輸出貿易手形 合計 (E)	輸入貿易手形 割引手形 (F)	輸入貿易手形 担保手形 (G)	輸入貿易手形 合計 (H)	外国為替貸付 (I)	うち別口外国為替貸付 (J)	貿易関係貸出 (K=B+E+H+I)	(K/A) %
昭和26. 3	4,080	—	222	8	230	4	—	4	2,801	—	3,035	74.4
6	4,079	—	231	12	243	4	—	4	2,166	—	2,413	59.2
9	3,836	—	212	14	226	—	—	—	1,373	—	1,599	41.7
12	3,612	—	281	9	290	75	—	75	1,382	—	1,747	48.4
27. 3	3,248	—	210	6	216	696	—	696	970	—	1,882	57.9
6	3,128	—	153	4	157	968	—	968	610	125	1,735	55.5
9	3,681	—	177	4	181	922	—	922	722	394	1,825	49.6
12	3,176	—	159	4	163	1,157	—	1,157	944	625	2,264	71.3
28. 3	3,876	4	168	9	177	1,175	—	1,175	964	815	2,320	59.9
6	4,199	13	170	13	183	1,244	—	1,244	937	909	2,377	56.6
9	4,459	15	161	11	172	1,122	—	1,122	960	950	2,269	50.9
12	3,910	16	140	8	148	1,278	—	1,278	923	919	2,365	60.5
29. 3	4,856	21	173	10	183	1,291	521	1,812	684	684	2,179	44.9
6	4,445	24	169	12	181	802	779	1,581	450	450	1,457	32.8
9	4,158	37	176	33	209	556	556	1,112	260	260	1,062	25.5
12	2,651	57	260	31	291	529	529	1,058	218	218	1,095	41.3
30. 3	2,724	68	218	29	247	540	540	1,080	203	203	1,058	38.8
6	2,306	87	190	23	213	357	357	714	188	188	845	36.6
9	1,598	142	178	21	199	291	291	582	164	164	796	49.8
12	446	164	119	5	124	2	2	4	127	127	417	93.5
31. 3	372	167	78	8	86	14	14	28	99	99	366	98.4
6	710	174	81	9	90	174	174	348	81	81	519	73.1
9	970	175	114	17	131	294	294	588	57	57	657	67.7
12	1,429	177	112	27	139	346	346	692	30	30	692	48.4
32. 3	2,778	257	120	35	155	617	617	1,234	15	15	1,044	37.6
6	4,761	260	155	41	196	775	775	1,550	7	7	1,238	26.0
9	5,629	323	159	59	218	664	664	1,328	—	—	1,205	21.4
12	5,519	297	160	80	240	399	399	798	—	—	936	17.0
33. 3	5,881	359	141	67	208	424	424	848	—	—	991	16.9
6	5,526	301	141	58	199	418	418	836	—	—	918	16.6
9	5,071	345	134	42	176	424	424	848	—	—	945	18.6
12	3,793	345	156	42	198	381	381	762	—	—	924	24.4

(出所)　日本銀行資料.

となった(日本銀行資料).

5), 6)　日本銀行資料.

7)　『金融財政事情』昭和29年6月14日号，6ページ.

8)　「輸出金融の優遇措置」(昭和29年6月7日銀行局総務課)(大蔵省資料Z27-9).

9)　日本銀行外国為替局総務課「外国為替引当制度の実施について」(『金融財政事情』昭和28年3月2日号，26ページ).

10)　前掲，『戦後わが国の貿易金融の推移と現状』，18ページ.

3　長期貿易金融

(1)　日本輸出入銀行の強化

当該期において，長期貿易金融の主たる担い手は，日本輸出銀行であった．同行は，「日本輸出銀行法」(昭和25年12月15日公布)にもとづいて，昭和25年12月28日に設立された政府系金融機関である．

ドッジ・ラインによる国内金融の行詰まりを打開するために，長期輸出金融充実についての民間からの要望を受けて，昭和25年春に長期輸出金融機関を新設する構想を立てた.[1] 昭和25年4月末に訪米した池田勇人大蔵大臣は，GHQ/SCAP財政顧問のドッジに，この構想の実現を働きかけた．同年秋にドッジが来日した際にさらに折衝が重ねられ，昭和25年11月9日のドッジ・メモで，日本側の要望に関しての最終的な結論が示された．このメモにもとづいて作成された「日本輸出銀行法案」が，12月7日に国会に提出され，12月9日に可決された．

日本輸出銀行の目的は，「金融上の援助を与えることにより本邦の輸出貿易を促進するため，一般の金融機関が行う輸出金融を補完し，又は奨励すること」と定められた(第1条)．組織は公法上の法人であり，資本金250億円は全額政府出資(一般会計および米国対日援助見返資金特別会計からの出資)であった．

設立当初の日本輸出銀行の特色は次のようであった．

①　融資対象はプラント輸出に限定し，短期の輸出金融は行わない．

②　輸入金融は行わない．

③　民間金融機関の補完という目的に沿って，信用供与は協調融資と再割引方式によるものとし，単独融資は行わない．

④　国内に対する信用供与を中心とし，資金に余裕がある場合には，外国の輸入業者に対する融資も行う．

⑤　債券の発行も含め，長期短期の借入金はいっさい行わない．

このような特色の多くは，ドッジやGHQ/SCAPにより盛り込まれたものであり，必ずしも日本側の要望には沿わなかったので，当初から大蔵省は改正の意向をもっていた．昭和26年10月末にドッジが来日した際に，ドッジとの交渉を行い，大蔵省はその意見も踏まえて改正法案を作成し，国会の審議を経て，昭和27年4月1日に改正法が公布・施行された．

改正の要点は以下の通りである．

①　輸入金融，債務保証を業務に加える．これにともない，行名を日本輸出入銀行と改称する．

②　融資期限を拡大し，3カ月以上6カ月未満の融資も対象とする．(従来は6カ月以上.)

③　政府からの借入れ，外国銀行等からの外貨資金の借入れを行えるようにする．

ついで，昭和28年8月1日に第2回目の法改正が行われた．この改正は，昭和28年に実施された輸出振興策の一環として実施されたもので，プラント輸出金融の強化に主眼があった．[2] 主な改正点は以下の通りである．[3]

①　海外投資資金(外国法人への出資，株式取得，設備等の貸付資金)への融資，海外事業資金(外国において行う生産事業に必要な設備の新設または拡充資金)への融資を業務に追加した．

②　輸出金融業務の融資対象品目の範囲を拡大し，これまで「設備ならびにその部分品および付属品」に限られていたのを，これ以外の品目も融資の対象とした．

③　輸出契約の延払条件の長期化に対応するために，融資期限を，これまでの「原則3年以内，特例5年以内」から，「原則5年以内，特例10年以内」に延長した．

④　協調融資の建て前を緩和し，とくに必要な場合には，単独融資も可能とした．

さらに，昭和32年5月20日に，第3回法改正が行われた．この改正は，昭和30～31年に高まってきた海外投資への関心を背景に，日本輸出入銀行の海外投資への金融を拡充しようとする意図によるものであった．その概要は，次の通りである．[4]

表 1-32　機種別延払輸出承認実績
(昭和27～33年度)

(単位：100万ドル)

機種別	総　額	船　舶	プラント類	鉄道車輌	自動車	繊維機械	電気機械	通信機械	産業機械	鉄鋼製品
昭和27年度	5.1	—	5.1	5.1	—	—	—	—	—	—
28	33.4	19.8	13.6	6.8	—	2.8	—	—	4.0	—
29	76.9	44.1	32.8	2.7	1.1	11.9	3.9	—	13.2	—
30	192.7	150.4	42.3	27.2	7.4	2.7	—	—	5.0	—
31	122.9	102.5	20.4	6.3	8.0	1.7	2.5	0.8	1.1	—
32	92.5	55.8	36.6	10.5	0.1	2.5	0.3	—	23.2	—
33	262.1	152.1	110.0	19.4	1.9	9.0	12.4	—	38.3	29.0

(注)　本計数は金利を含んでいる．
(出所)　大蔵省『財政金融統計月報』第258号(昭和48年9月)，原資料は通産省『延払輸出承認実績集計表』．

①　設備輸出を直接ともなわない海外投資に対しても融資を行えるようにするなど，海外投資・海外事業金融業務を拡充した．

②　外国政府等に対する開発事業金融業務を追加した．

③　最長融資期限を撤廃した(それまでは，輸出入金融10年，その他15年が最長期間であった)．

④　借入金の限度額を自己資本の2倍に拡大した．

以上のように，昭和27年の法改正は輸入金融業務の追加，昭和28年の法改正は延払輸出金融の強化，昭和32年の法改正は海外投資金融の拡充に重点が置かれたが，昭和20年代後半から昭和30年代にかけての日本輸出入銀行の業務は圧倒的に延払輸出金融によって占められていたから，昭和28年の改正のもつ意味がもっとも大きかったといえよう．

(2)　延払輸出の推移

延払輸出は，昭和27年度にはわずか510万ドルにすぎなかったが，昭和33年には2億6200万ドルに達した．

機種別では，昭和27～33年度の累計額の内訳では，船舶が66.8%と全体の約

表 1-33　地域別延払輸出承認実績
(昭和27～33年度)

(単位：100万ドル)

地域別	総　額	アジア，太平洋	中近東	中南米	アフリカ	欧　米	共産圏
昭和27年度	5.1	0.9	—	4.2	—	—	—
28	33.4	18.5	—	6.0	5.7	3.3	—
29	76.9	13.3	10.2	6.4	34.9	12.1	—
30	192.7	34.1	0.2	22.8	106.1	29.5	—
31	122.9	12.2	0.3	16.5	60.2	33.7	—
32	92.5	30.8	2.8	31.8	20.4	6.6	—
33	262.1	18.8	3.8	89.3	119.6	30.7	—

(注)　本計数は金利を含んでいる.
(出所)　大蔵省『財政金融統計月報』第258号(昭和48年9月)，原資料は通産省『延払輸出承認実績集計表』.

2/3までを占め，プラントは33.2%であった(表1-32).

地域別では，昭和27～33年度の累計額の内訳をみると，アフリカが44.2%，中南米が22.5%であったのに対して，アジアが16.4%，欧米が14.8%と比較的少なかった(表1-33)．これは，アジアと欧米の比重が高い昭和30年代後半とは様相を異にしていた.

〔注〕

1)　日本輸出入銀行の設立経緯の詳細は，大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第13巻「金融(2)」(昭和58年，東洋経済新報社)の「政府関係金融」第3章「日本輸出入銀行」を参照されたい.

2)　大蔵省は，通産省から要望のあった貿易商社の海外支店設置に対する融資は認めず，日本輸出入銀行の業務運営は，従来通り，プラント輸出促進のための長期運転資金供給に主眼を置くとした(『金融財政事情』昭和28年6月22日号，8ページ).

3)　日本輸出入銀行『十年の歩み』(昭和38年，日本輸出銀行)，44-47ページ.

4)　前掲，日本輸出入銀行『十年の歩み』，79-80ページ.

第7節　外国為替銀行制度

1　外国為替公認銀行

戦後の外国為替銀行の歴史は，「外国為替及び外国貿易管理法」の制定，民間貿易の全面的な再開とともに，昭和25年から始まる.[1)]

昭和22年8月から昭和24年末までは，いわば外国為替銀行再開のための準備的段階であった．まず，昭和22年8月の制限付民間貿易の再開が実施され，きわめて限定された範囲ながら，民間の貿易業者が輸入取引に直接に関与できるようになると，GHQ/SCAPによって外国銀行9行12店舗が本邦への進出を許可された.[2)] これらの銀行は，GHQ/SCAPのエージェントとしてGHQ/SCAPからライセンスを与えられており，ライセンスド・バンクとよばれた.

ライセンスド・バンクは，発足当初はGHQ/SCAPの事務代行機関にすぎなかったが，貿易の民間への漸次的移行にともない，昭和23年6月15日には，その業務範囲に，信用状，外国為替手形の授受等が加えられ，外国為替銀行の内実を備えるようになった．ライセンスド・バンクは，日本政府の監督外にあった．ただし，GHQ/SCAPはライセンスド・バンクが日本国内の業務を営むことを禁止していた.[3)]

他方，本邦銀行は制限付き民間貿易再開とともに，9行51店舗が外国為替取扱銀行に指定された.[4)] しかし，これらの銀行はまだ海外取引を認められておらず，ライセンスド・バンクや貿易庁の下請として国内事務を分担したにすぎなかった.

本邦銀行が，制度上，本来の外国為替業務を取り扱うことができるようになったのは，昭和24年11月1日に，「外国為替銀行の臨時措置等に関する政令」(昭和24年10月25日政令第353号)にもとづいて，11行143店舗が外国為替銀行として認可された時からである．この際に，外国為替業務とは，業として行う外国通貨の売買，日本以外の地域へ仕向けた信用状の発行および日本と外国との間における支払または取立ての委託の引受けならびにこれらに付帯する業務をい

う，と規定され，外国為替取扱業務および両替業務と区別された．

昭和24年12月１日の「外国為替及び外国貿易管理法」の公布とともに，外国為替銀行の制度が発足した．同法は，外国為替業務を大蔵大臣の認可事項と定め，「大蔵大臣は，当該銀行が十分な国際的信用を得ることが困難と認める場合又は外国為替取引を行うに足る職員を有していないと認める場合には」外国為替業務を認可してはならないとしている(第10条)．先に「外国為替銀行の臨時措置等に関する政令」にもとづいて認可された11行がそのまま，外為法の施行の際に同法による認可を受けたものとみなされた．[5]

外国銀行は，ライセンスド・バンク10行(23店舗)が，昭和25年１月１日付で，外為法にもとづく外国為替銀行として認可された．[6]

外為法のもとでの外国為替公認銀行の種別は，次の通りである．なお，外国為替公認銀行という名称は，昭和29年４月に「外国為替銀行法」が制定された際に，同法にもとづく外国為替銀行と区別するために作られた名称であり，それまでは外国為替銀行とよばれていた．

甲種外国為替公認銀行：①外国為替専門銀行[7]
②外為法第10条による外国為替業務に認可，およびコルレス契約の認可を得た邦銀
③外為法第10条による外国為替業務の認可，およびコルレス契約締結の認可を得た外国銀行在日支店[8]

乙種外国為替公認銀行：外為法第10条による外国為替業務の認可を得ているが，コルレス契約は認められていない邦銀

甲種，乙種の区分について説明を加えておきたい．

大蔵省は，外国為替銀行の業務を認める銀行の範囲を限定しようという方針をもっていた．その範囲は次第に拡大されてゆくが，当該期を通じて，こうした制限的な方針が貫かれたといってもよい．外国為替銀行としての業務を本格的に遂行するためには，外国為替業務の免許を得るだけでは十分ではなく，外国銀行とコルレス契約を結ぶことと，外国に支店を開設することが不可欠の条件となる．大蔵省は，コルレス契約を認める銀行を制限することで，さらに外国為替銀行を本格的なものと，補完的なものに区分した．

乙種外国為替銀行については，①外国にある銀行とコルレス契約による直接取引は認めないこと，②外貨資金の保有は認めないこと，とされていた．その後，乙種外国為替銀行からの強い要望もあったので，[9] 昭和28年９月24日大蔵省令第83号により，同年10月１日から米ドルの保有が乙種為銀にも認められた．

昭和29年３月末現在の甲種外国為替銀行は12行，355店舗(海外店舗を含む)，乙種外国為替銀行は21行，68店舗である．全銀行の４割弱，全支店数の約８％弱にすぎない．こうした厳選主義は，邦銀の資金力が弱く，政府が政府保有の外貨を用いて外国為替銀行を援助しなければならなかったという事情に由来するものであった．

本邦外国為替銀行の海外支店は，講和条約発効後，外為法第１０条にもとづいて認可を受け，昭和27年から28年にかけて，主要都市に12店舗が開設された．

昭和27年９月１日　東京銀行ロンドン支店
同　年９月15日　　同　　ニューヨーク支店
同　年９月15日　三井銀行ロンドン支店
同　年９月25日　住友銀行ニューヨーク支店
同　年10月１日　富士銀行ロンドン支店
同　年10月16日　三菱銀行ニューヨーク支店
同　年11月22日　三井銀行バンコック支店
昭和28年１月12日　三和銀行サンフランシスコ支店
同　年３月12日　東京銀行カルカッタ支店
同　年４月11日　東京銀行カラチ支店
同　年12月16日　東京銀行香港支店
同　年12月21日　東京銀行ボンベイ支店

〔注〕

1)　以下，昭和29年までの外国為替銀行制度の推移については，主として，「わが国の終戦後における貿易再開の経緯と外国為替公認銀行の歴史について」(昭和29年11月為替局企画課)による．この資料は，『外国為替』第113号(昭和30年３月)～123号(昭和30年８月)に，執筆者である市村斌の署名で掲載された．

2)　ナショナル・シティー銀行，インドシナ銀行，香港上海銀行，チャータード銀行，アメリカ銀行，チェース・ナショナル銀行，オランダ銀行，蘭印商業銀行，中国銀行の９行．

3)　GHQ/SCAPは，ライセンスド・バンクに対して，①通常の商業銀行としての活動を禁止し，②「日本において認可された業務遂行のため明らかに不可欠である日本内の貨物及サーヴィスを入手するに必要な支出のみに使用すべきこと」，「企業に対する利権関係の獲得を含めて如何なる種類の投資に対しても使用してはならないこと」などの，銀行が取得した円に対して厳格な使用制限を課した(「外国銀行の本邦進出について」昭和22年8月25日)(大蔵省資料Z 126-30-15)．

4)　三菱銀行，三和銀行，神戸銀行，住友銀行，帝国銀行，野村銀行，安田銀行，東京銀行，東海銀行の9行．

5)　「外国為替公認銀行及び両替商の報告に関する政令」(昭和24年12月1日政令第377号)の附則にもとづく．

6)　アメリカ銀行，チャーター銀行，チェース・ナショナル銀行，香港上海銀行，ナショナル・シティー銀行，マーカンタイル銀行，インドシナ銀行，中国銀行，蘭印商業銀行，オランダ銀行の10行である．

7)　「外国為替銀行法」にもとづく銀行は，同法の認可を受ければ，自動的に外国為替業務の免許も得たものとみなされるので，外為法第10条の規定は適用されない．しかし，これは手続の省略であり，外為法上の両者の差はないので，両者を含めて，外国為替公認銀行と総称される．

8)　外国銀行支店はすべて甲種外国為替銀行である．

9)　昭和27年11月19日付けで，乙種為銀14行の連名で，外国為替集中規則の第20条の制限を撤廃し，海外銀行との直接取引を除いては甲種為銀と同様の扱いにしてほしいとの要望書が大蔵大臣宛に提出された．

2　外国為替専門銀行の発足

昭和29年4月10日に外国為替銀行法(法律第67号)が公布された．この法律の目的は，外国為替銀行制度を整備し，業務の主力を外国為替取引および貿易金融に置く外国為替銀行の出現を期することにあった．

大蔵省は，日本経済の自立と発展のためには，普通銀行が国内金融のかたわら外国為替業務を営んでいる態勢では不十分であり，外国為替業務を主とする強力な銀行の存在が不可欠であるとした．このような発想に立って，大蔵省が外国為替専門銀行のための法律の編成に動き出したのは昭和27年8月1日の外国為替管理委員会の廃止の頃と推定される．

大蔵省は，為替銀行が12行も存在するのは多すぎると考えていた．そこで，外貨管理権が外国為替管理委員会から大蔵省に移管されるのを機に，大蔵省は，外貨の為替銀行への預託により為替銀行を強化すること，その際に，為替銀行

を2，3行から数行程度に整理したいという意向をもっていた．しかし，外貨預託をてこにして為替銀行の整理を図る構想は実現せず，為銀12行のすべてに対して外貨預託が実施されることとなった(昭和27年12月)．[1]

外国為替専門銀行の制度を設けようという構想も，こうした講和後の外国銀行からの自立と，本邦為銀の育成強化の動きと関連していたと思われる．

昭和27年10月に銀行局は，外国為替専門銀行制度の案をまとめた．[2] この案は，外国の為替銀行に比肩しうる能力・信用力を有する為替銀行が，わが国で近い将来に出現することは望み得ないとし，「外国貿易銀行法」(仮称)を制定し，同法に準拠した専門銀行を設立する必要があるとするものであった．この銀行は，さしあたり1行を予定し，資本は民間出資であるが，[3] 政府が特別の育成措置を講じるものとされ，既存の為替銀行とは競争と補完の関係に立つものと位置づけられた．

外国為替専門銀行を設ける理由としては，さらに具体的に，次のような理由が掲げられていた．

①　外国為替業務は，他の銀行業務と比べて，より専門的な知識を必要とすること．

②　現行の為替管理のもとでは，外国為替銀行は，輸出入の審査等の公的事務を代行し，また，外国為替銀行に政府保有外貨が預託されるなど，外国為替銀行は公共的性格をもつこと．

③　商社の信用力が弱く，商社がメーカーに支配される傾向が強いので，商社金融をバックアップする金融機関が必要であること．

④　国内金融を主体とし，外国為替業務を兼営する銀行では，外国為替・貿易金融が国内金融によって圧迫されがちであること．

⑤　貿易金融の外国銀行依存は好ましくないこと．

大蔵省銀行局は，設立されるべき為替専門銀行は，海外の枢要市場に15の支店を設け，年間輸出入の約40%を占めることを予定していた．[4] 大蔵省が，横浜正金銀行の後身である東京銀行を外国為替専門銀行にあてようとしていたことは，明示されていないとはいえ，周知の事実であった．ちなみに，昭和27年1～8月の外国為替取扱高のシェアは，東京銀行19.8%であったから，大蔵省は，外為業務における東京銀行のシェアを倍増させることを意図していたこと

になる.

外国為替専門銀行の構想は，二つの方面からの抵抗にあうこととなった.

第1は，本邦為銀からの抵抗であった．東京銀行を除く甲種為銀11行は，昭和27年11月に「為替銀行整備問題に関する十一行の意見」を発表した.[5] この意見書は，以下のような論拠に立って，「今後の為替銀行の在り方としては，自由競争，機会均等の原則に則り，現在の為替銀行を育成強化し，之を最大限に活用して我国貿易の進展を図ることが最良の方策」であるとした.

① 現在の為銀の信用力が諸外国の一流銀行に比して劣っている理由は，日本経済の実力が不足していることにある，外国為替専門銀行の設立といった「表面的な」方策では解決できない.

② 自由主義国家においては，「政府の特権に依存する」為替銀行は存在せず，このような銀行の設立は日本経済の正常な発展にとって好ましくない.

③ 採算を無視して世界的に支店網を拡大する必要性はない.

④ 現在でも，外国為替銀行は積極的に輸出入金融を行っている.

第2は，日本銀行の抵抗であった．日銀は，新たに設立される外国為替専門銀行が，外貨集中機構を吸収し，横浜正金銀行の復活に発展することを懸念し，国内金融と対外金融との分離，「金融調節機能の二元化」になるとして消極的であった.[6]

その後の経緯については，本シリーズ第10巻「金融(2)」に詳しく述べられているので,[7] ここでは要点だけを述べておきたい.

大蔵省は，しばらく様子を見守った後，昭和28年8月初旬までに次のような枠組みを決定した.[8]

① 国内店舗は貿易金融上重要な場所のみに限定する.

② 与信業務については，為替ならびに貿易金融上直接必要な資金のみに限定し，他の国内関係融資は禁止する．受信業務については，普通銀行と同等とし，制限は加えない.

③ 海外は別として，国内においては既存の為替銀行と差別待遇となるような特別援助は与えない.

この枠組みは，そのまま「外国為替銀行法」の骨格となるが，前述のような為替銀行等からの批判に配慮したものであった.

昭和28年12月に臨時金融制度懇談会に「外国為替銀行制度の整備について」諮問が行われた．懇談会においては，政府原案について妥当とする意見が相対的に多かったものの，異論もかなり出され，全会一致の結論は達しなかった(「外国為替銀行制度の整備についての答申」昭和29年1月25日)．政府は，この答申の内容を踏まえつつも，当初の構想の基本線は貫いて，昭和29年2月26日に「外国為替銀行法」を閣議決定し，3月2日に国会に提出した.

国会では，懇談会とは異なり，外国為替専門銀行設立に積極的な意見が支配的であった．外国為替専門銀行の「育成強化に資する条項が欠けている」(苫米地議員〔自由党〕)，「政府の法案提出はむしろおそきに失し」た(平岡議員〔社会党〕)といった意見が出された．次のような付帯決議が可決され，昭和29年4月3日に同法案は可決された.[9]

> 外国為替銀行に課せられた国民経済的使命の重要性にかんがみ，同行機能の完全なる発揮を図るため，政府は外国為替専門銀行に対し低利円資金の供給，政府保有外貨の預託，輸入ユーザンス制を認める等，為替貿易金融制度の正常化の強力なる諸施策を検討の上，急速に実行に移されたい.

「外国為替銀行法」(昭和29年4月10日公布施行法律第67号)は，外国為替銀行の国内金融業務，国内店舗設置について，一般の銀行には課されていない制限を設けた.

第6条で規定された外国為替銀行の基本的業務は次の通りである.

(1) 外国為替業務

(2) 信用状に関する業務

(3) 輸出入その他の対外取引のため直接必要な資金に関する貸付け，手形の割引，債務の保証または手形の引受け

(4) 預金の受入れ

(5) 内国為替取引

(6) 前各号に掲げる業務に付随する業務

また，第9条では，外国為替銀行は，外国為替取引および貿易金融上重要な地に限り支店その他の営業所を設置することができる，と規定された.

このように，業務，店舗配置に関する制限が設けられた反面，積極的な保護育成措置は法律の条項には盛り込まれず，行政措置に任された.

昭和29年8月1日，東京銀行が外国為替専門銀行に転換した．東京銀行は，横浜正金銀行の改組により，昭和22年1月に発足した普通銀行であった．貿易為替金融面に永い伝統を有する同行は，民間貿易の再開以降，対外業務に積極的に乗り出していた．

外国為替専門銀行に転換した後に，東京銀行に対してなされた育成措置としては，海外支店の設置認可面での優遇措置，MOF勘定の設置が挙げられる．国内支店が少ないために生じた円資金調達面でのネックを解消するために，金融債の発効が認められたのは昭和37年であった(この点に関しては第2章第5節参照)．

〔注〕

1) 『金融財政事情』昭和27年8月4日号，11ページ，昭和27年9月8日号，8ページ，昭和27年9月29日号，11ページ．
2) 「外国為替特別銀行設置の必要性」(昭和27年10月7日銀行局)，「為替銀行の整備について」(昭和27年10月27日銀行局)(大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第18巻「資料(6)国際金融・対外関係事項」，平成10年，東洋経済新報社，495-99ページ所収)．
3) 「為替銀行の整備について」では民間出資となっているが，「外国為替特別銀行設置の必要性」は，半額政府出資，1/4日銀出資という案であった．
4) 「外国為替専門銀行の具体化の方法」(昭和27年10月15日銀行局)(大蔵省資料Z520-14)．
5) 『金融財政事情』昭和27年12月1日号，24-25ページ．
6) 『金融財政事情』昭和27年12月1日号，9ページ．
7) 大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第10巻「金融(2)」(平成3年，東洋経済新報社)，54-60ページ．
8) 『東京銀行史』(平成9年，東銀リサーチインターナショナル)，90ページ．
9) 衆議院大蔵専門委員椎木文也「外国為替銀行法案の審議経過」(『外国為替』第101号，昭和29年8月，第102号，昭和29年9月)．

昭和財政史—昭和27～48年度
第11巻　国際金融・対外関係事項(1)

1999年３月31日　発行

編者　大蔵省財政史室
発行者　浅野純次
〒103-8345
発行所　東京都中央区日本橋本石町1-2-1　東洋経済新報社
電話　編集03(3246)5661・販売03(3246)5467　振替00130-5-6518
印刷・製本　東洋経済印刷

本書の全部または一部の複写・複製・転訳載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。これらの許諾については小社までご照会ください。
©1999〈検印省略〉落丁・乱丁本はお取替えいたします。
Printed in Japan　ISBN 4-492-81411-6　http://www.toyokeizai.co.jp/